平成２９年定例監査報告書

（平成２８年度執行分）

東　京　都　監　査　委　員

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により、平成２９年定例監査（平成２８年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成２９年９月１２日

東京都監査委員　　成　清　梨沙子

同　　高　倉　良　生

同　　友　渕　宗　治

同　　岩　田　喜美枝

同　　松　本　正一郎

目　　次

第１　監　査　の　概　要　……　１
第２　監　査　の　結　果　……　２
第３　重　点　監　査　事　項　……　７
第４　東京都財務諸表等の監査　……　１０
第５　監査の結果（各局別）　……　３１
青少年・治安対策本部　……　３３
総　　務　　局　……　３５
主　　税　　局　……　３９
生　活　文　化　局　……　５５
オリンピック・
パラリンピック準備局　……　６２
都　市　整　備　局　……　６３
環　　境　　局　……　６９
福　祉　保　健　局　……　７４
病　院　経　営　本　部　……　８５
産　業　労　働　局　……　９０
中　央　卸　売　市　場　……　９２
建　　設　　局　……　９５
港　　湾　　局　……１０３
東　京　消　防　庁　……１１５
交　　通　　局　……１１８
水　　道　　局　……１２４
下　水　道　局　……１３１
教　　育　　庁　……１４３
警　　視　　庁　……１６７
議　　会　　局　……１６９

（参考）　重点監査事項Ⅰ（行政課題）報告書（各局別）……１７１

第１　監査の概要

１　監査の目的

地方自治法第１９９条第１項、第２項、第４項及び第７項の規定により、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、平成２９年定例監査を実施した。

２　監査の対象

平成２８年度における都の事務及び事業の全般とし、必要に応じて財政援助団体が実施している事業についても対象とした。

あわせて、平成２８年度東京都財務諸表の作成についても検証した。

３　監査の期間

平成２９年１月１０日から同年８月３１日まで

局別の実地監査期間は、別表１のとおりである。

４　監査実施状況

全２８局を対象として、表１のとおり、監査を実施した。

局別の実地監査場所は、別表２のとおりである。

（表１）監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数（注）	実施率
本庁	１３７	１３７	１００　％
事業所	７４４	３１１	４１．８％
計	８８１	４４８	５０．９％

（注）このほか、財政援助団体５団体への実地監査を行った。

５　監査の観点

合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を行った。

なお、重点監査事項として、各局ごとに行政課題及び事務に係るテーマを設定した。

第２　監査の結果

１　監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表２及び表３のとおり、２０局に対し、１４３件の指摘、１０件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表３（局別）及び別表４（区分別）のとおりである。

指摘金額（注）は１億４，６２２万余円であり、このうち、経費削減が可能なものや収入漏れなどを指摘したものが１，４４３万余円である。

（注）指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものである。なお、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

（表２）指摘事項、意見・要望事項の局別件数

No.	局	指摘					意見要望	合計	うち重点監査事項
		歳入	歳出	財産	その他	計			
1	青少年・治安対策本部		1			1		1	1
2	総務局		4		1	5		5	4
3	主税局	12				12		12	9
4	生活文化局		4			4	3	7	4
5	オリンピック・パラリンピック準備局		1			1		1	1
6	都市整備局	1	4			5		5	2
7	環境局		7			7		7	4
8	福祉保健局	5	9	1	1	16	1	17	5
9	病院経営本部	3	2		2	7		7	4
10	産業労働局		1		1	2		2	1
11	中央卸売市場	3			1	4	1	5	2
12	建設局		5			5	1	6	3
13	港湾局	1	7	1	1	10		10	8
14	東京消防庁				2	2		2	
15	交通局	3	6			9		9	2
16	水道局	2	5		1	8		8	3
17	下水道局		11			11	2	13	12
18	教育庁	10	6		16	32		32	3
19	警視庁						2	2	2
20	議会局		2			2		2	1
合計		40	75	2	26	143	10	153	71

（表３）指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	指摘	意見 要望	合計	うち重点 監査事項	(参考) 平成２８年 合計件数
歳入（収入）	会計処理（歳入）	8		8	3	10
	債権管理	7		7	3	3
	都税	12		12	9	7
	歳入（その他）	13		13	4	0
歳出（支出）	契約（仕様・積算）	16		16	10	10
	契約（履行確認）	19		19	10	22
	契約（その他）	34	3	37	18	21
	会計処理（歳出）	5		5	1	4
	補助金等	1	1	2	2	0
財産	財産管理	1		1		3
	物品管理	1		1	1	5
その他	情報管理			0		22
	システム			0		2
	その他	26	6	32	10	7
合計		143	10	153	71	116

２　主な指摘事例

【会計処理（歳出）】　　建設局　Ｐ．９８、港湾局　Ｐ．１１１

○　概算払の金額が必要最小限度となっていなかったもの

概算払を行う場合は必要最小限度の額を交付することとされているが、四半期ごとの概算払について、受託者の執行状況に応じて交付金額の調整を行っていなかった。

概算払を行う場合は、年間及び分割ごとの執行計画及び執行状況を把握し、適正な金額を算定の上、必要最小限度の額を交付することとされている。

しかしながら、建設局及び港湾局において、四半期ごとの概算払の交付額について、受託者の執行状況に応じて調整を行っていないなど、必要最小限度の金額となっていない事例があった。

そこで、両局に対し、概算払を適正に行うよう求めた。

【契約（その他）】　　オリンピック・パラリンピック準備局　Ｐ．６２
都市整備局　Ｐ．６４、港湾局　Ｐ．１１０、交通局　Ｐ．１１８

○　契約内容の変更を書面で行っていなかったもの

契約において、仕様書で定めた内容を変更する場合は、書面による手続を行わなければならないが、口頭のみでの指示など、書面による手続を行っていなかった。

オリンピック・パラリンピック準備局、都市整備局、港湾局及び交通局における委託契約又は工事契約における履行状況を確認したところ、仕様書で定めた業務内容どおりに履行されていない状況が認められた。

これらは、契約内容の変更について、口頭で指示を行ったとするなど、書面による手続が行われていないものであった。

そこで、各局に対し、書面による手続を適正に行うよう求めた。

【契約（その他）】　　教育庁　Ｐ．１５２

○　検診結果の異常値について、原因分析を十分に行っていなかったもの

検診結果が異常値と考えられる場合は、その原因分析を十分に行う必要があるが、受託者における検査機器の精度管理状況を確認していなかった。

都立学校教育部は、都内の区域ごとに、腎臓・糖尿病検診を委託により実施しているが、一部区域における尿蛋白の検診結果において、例年や他機関では３～４％となっている陽性率が２０％を超えるなど、異常に高くなったため、二次・三次検診の追加契約を行った。

当該区域の陽性率が高くなった原因は、検診機関が、従来、目視で行っていた検査に、検査機器を導入したためであり、実地監査後、検診機関から入手した精度管理記録を見ると、機器の精度管理を行っていなかったことにより、陰性とされるべきものが陽性とされたためであると考えられる。

したがって、部が精度管理記録を確認し、再検査を指示することにより、正しい検診結果を得ることが可能であったため、追加契約の約２２３万円が不経済支出となっていた。

そこで、部に対し、過大な検診を行わないよう検査精度の確認を求めた。

【契約（仕様・積算）（履行確認）（その他）】

環境局　Ｐ．６９、福祉保健局　Ｐ．８０、病院経営本部　Ｐ．８９、建設局　Ｐ．９５
港湾局　Ｐ．１０５、Ｐ．１０９、交通局　Ｐ．１１８、水道局　Ｐ．１２８

○　履行確認に係る記録写真の提出等が適切でなかったもの

委託契約又は工事契約では、業務の履行状況等を確認するため、記録写真を提出させているが、写真の未提出や内容不備、写真提出を仕様書で定めていない事例が認められた。

委託契約又は工事契約における履行確認のための記録写真について確認したところ、環境局、福祉保健局、病院経営本部、建設局、港湾局、交通局及び水道局の事例において、①写真がないもの、②写真内容が不十分なもの、③写真の提出を仕様書で定めていないものなどの事例が見受けられた。

そこで、各局に対し、受注者等への指導又は仕様書の作成について、適切な対応を求めた。

【その他】　　総務局　Ｐ．３６

○　最新の情報がホームページで提供されていなかったもの

ホームページで公表している情報は、可能な限り最新の情報に更新しておく必要があるが、最新情報となっていない事例があった。

総合防災部は、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するための施設として、コンビニエンスストア等１万７４７か所（平成２８年１１月時点）を災害時帰宅支援ステーションとして指定している。

この災害時帰宅支援ステーションは、インターネットの地図上で確認ができる情報サイトで検索することができるが、平成２９年５月現在、９，９３９施設のみ掲出されており、最新の情報となっていなかった。

そこで、部に対し、できる限り最新の情報を提供するよう求めた。

【その他】　　福祉保健局　Ｐ．８３

○　廃液等の保管状況に危険性が認められたもの

廃液等の保管に当たっては、地震発生時なども踏まえ、安全を十分に確保する必要があるが、棚の構造や保管容器の材質などについて、危険性のある事例が認められた。

健康安全研究センターにおける廃棄物の保管状況において、

① 毒物劇薬等を含む廃液を保管するための棚が、構造上ぜい弱であり、転倒防止措置を講じていない

② 液体性の感染性廃棄物を保管する容器が軟質の合成樹脂製であるため、腐敗ガスにより変形し、飛散や流失の危険性がある

③ 箱型のポリ容器が棚に保管されることなく積み重ねられており、震災発生時には容易に落下する状態となっている

という状況が認められた。

そこで、センターに対し、廃棄物の保管を適切に行うよう求めた。

第３　重点監査事項

１　重点監査事項Ⅰ（行政課題）

社会経済状況や都政の重要課題を踏まえ、以下の事項を設定した。

監査に当たっては、表４のとおり、局ごとに重点監査事項の中から、テーマを選定し、対象業務について検証した。

なお、参考として、局ごとの報告書「重点監査事項Ⅰ（行政課題）報告書（各局別）」を巻末に掲載している。

重点監査事項Ⅰ（行政課題）
ア　待機児童対策
イ　都立都民利用施設の警備体制
ウ　地下構造物の安全管理
エ　高齢者ドライバーに係る安全対策
オ　食の安全・安心確保への取組
カ　都立施設のユニバーサルデザイン整備状況
キ　ボランティアの運営
ク　普及啓発事業
ケ　新規事業等の進捗及び管理状況

２　重点監査事項Ⅱ（事務）

各局の事務執行の中から、歳入事務、契約手続、契約仕様内容、財産の管理等の視点から事項を設定し、対象事務について検証した。

３　監査の結果

重点監査事項Ⅰ（行政課題）について、２２局に対し監査を行った結果、１１局に対し、１４件の指摘、７件の意見・要望を行った。

重点監査事項Ⅱ（事務）については、全局（２８局）に対し監査を行った結果、１６局に対し、４９件の指摘、１件の意見・要望を行った。

合計で、１９局に対し、６３件の指摘、８件の意見・要望を行った。

なお、局別の重点監査事項及び指摘事項等の件数は、表４及び表５のとおりである。

（表４）重点監査事項Ⅰ（行政課題）のテーマ及び指摘等の件数

No.	局	テーマ	※	指摘等の件数			掲載頁
				指摘	意見要望	計	
1	青少年・治安対策本部	自転車安全対策に係る普及啓発	ク	1		1	P.33
2	総務局	帰宅困難者対策	ケ	3		3	P.35、P.36
3	財務局	都立施設のユニバーサルデザイン整備状況	カ				
4	主税局	納税に係る普及啓発	ク				
5	生活文化局	ボランティアの育成支援等	キ	1	2	3	P.55、P.58、P.59
6	オリンピック・パラリンピック準備局	パラリンピック競技を中心とした障害者スポーツの推進に係る普及啓発	ク				
7	都市整備局	鉄道駅総合バリアフリー推進事業	ケ				
8	環境局	水素社会の実現に向けた取組	ケ				
9	福祉保健局	待機児童対策（人材確保事業）	ア		1	1	P.84
10	病院経営本部	都立病院の警備体制	イ	1		1	P.85
11	産業労働局	外国人旅行者の受入環境の整備事業	ケ	1		1	P.90
12	中央卸売市場	市場における安全・品質管理者の取組	オ				
13	建設局	道路の維持管理	ウ		1	1	P.101
14	港湾局	「東京港海岸保全施設整備計画」に基づく施設の整備状況	ケ	2		2	P.103、P.104
15	東京消防庁	救急車の適正利用の促進に係る普及啓発	ク				
16	交通局	地下構造物の安全管理	ウ				
17	水道局	地下構造物の安全管理	ウ				
18	下水道局	下水道管路施設の維持管理	ウ	3	1	4	P.132、P.133 P.141
19	教育庁	都立学校の警備体制	イ	2		2	P.143
20	警視庁	高齢ドライバーの交通安全対策への取組	エ		2	2	P.167、P.168
21	選挙管理委員会事務局	「１８歳選挙権」導入に伴う普及啓発	ク				
22	人事委員会事務局	職員の採用に係る普及啓発	ク				
合計				14	7	21	

※Ｐ．７「重点監査事項Ⅰ（行政課題）」の各項目

（表５）重点監査事項Ⅱ（事務）のテーマ及び指摘等の件数

No.	局	テーマ	指摘等の件数			掲載頁
			指摘	意見要望	計	
1	政策企画局	契約の履行確認				
2	青少年・治安対策本部	契約の履行確認				
3	総務局	契約の履行確認	1		1	P. 37
4	財務局	特命随意契約				
5	主税局	固定資産税の課税（土地・家屋）	9		9	P. 39～P. 50
6	生活文化局	特命随意契約の特命理由	1		1	P. 56
7	オリンピック・パラリンピック準備局	契約の履行確認	1		1	P. 62
8	都市整備局	調査委託契約	2		2	P. 63、P. 64
9	環境局	環境局独自の事業に係る契約及び費用助成	4		4	P. 69、P. 70
10	福祉保健局	歳入事務	4		4	P. 74～P. 76
11	病院経営本部	医業未収金（個人分）に係る債権管理	3		3	P. 85、P. 86
12	産業労働局	債権管理				
13	中央卸売市場	保証金の算定及び管理	2		2	P. 92
14	建設局	河川事業に係る単価契約工事等	2		2	P. 95、P. 96
15	港湾局	委託契約の契約手続及び履行確認	6		6	P. 105～P. 111
16	会計管理局	用品制度に係る事務				
17	東京消防庁	特命随意契約の特命理由				
18	交通局	事業所における契約事務	2		2	P. 118
19	水道局	単価契約工事	3		3	P. 124、P. 125
20	下水道局	下水道事務所出張所の業務委託	7	1	8	P. 133～P. 139、P. 142
21	教育庁	学校窓口等における歳入管理	1		1	P. 144
22	警視庁	履行期限の延長による契約変更手続				
23	選挙管理委員会事務局	東京都知事選挙執行に係る契約				
24	人事委員会事務局	特命随意契約の特命理由				
25	監査事務局	契約の仕様内容				
26	労働委員会事務局	審査事務及び調整事務に係る文書管理				
27	収用委員会事務局	鑑定人鑑定及び起業者負担金に係る事務				
28	議会局	特命随意契約の特命理由	1		1	P. 169
合計			49	1	50	

（注）重点監査事項Ⅱの件数には、重点監査事項Ⅰと重複するものは含めていない。

第４　東京都財務諸表等の監査

１　監査の目的

平成２８年度東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

２　監査対象及び期間

東京都財務諸表（一般会計及び１５特別会計）の基となる「局別会計別財務諸表」について、各局に対して監査を行った後、東京都財務諸表について、会計管理局に対し監査を実施した。

①　局別会計別財務諸表　平成２９年８月３日及び４日

②　東京都財務諸表　　平成２９年８月２３日

３　監査の方法

（１）財務諸表相互間の整合性の確認

（２）前期の財務諸表との継続性の確認

（３）歳入歳出決算との整合性の確認

（４）財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認

（５）物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認

（６）貸借対照表の科目別残高の確認

ア　「財産に関する調書」との突合

イ　当期の増減について関係書類（購入原議等）との照合（抽出による）

ウ　減価償却計算に関する検証（抽出による）

（７）決算整理手続の確認

不納欠損引当金、貸倒引当金、退職給与引当金及び賞与引当金について、計上額や算定の根拠となる計数を確認

（８）特異科目の検証

特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目（その他行政費用など）について、計上した理由や妥当性を検証

４　監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

なお、平成２６年度東京都財務諸表等の監査において、工事等の完了に伴い精算して資産や費用に計上すべき建設仮勘定が未精算のままとなっている事例が複数認められたことから、各局に対し建設仮勘定残高について精査を求めたところである。

これを受け、平成２７年度以降、会計管理局は全局に対し建設仮勘定残高について再三の注意喚起を行っており、各局においては未精算解消に取り組んだ結果、残高が大幅に減少した。

しかしながら、一部の局においては、十分な改善が図られていないことが認められた。

財務諸表の適正な財政状態の表示のため、更なる取組を求める。

（別表１）局別実地監査期間

No.	局	実地監査	補足監査
1	政策企画局	平成29年5月11日、17日及び19日	
2	青少年・治安対策本部	平成29年5月11日、15日及び16日	
3	総務局	平成29年4月27日、5月9日から24日まで	
4	財務局	平成29年4月10日から17日まで	平成29年6月21日及び22日
5	主税局	平成29年2月6日から3月6日まで	平成29年6月14日及び15日
6	生活文化局	平成29年1月10日から31日まで	平成29年6月14日及び15日
7	オリンピック・パラリンピック準備局	平成29年5月25日から6月2日まで	
8	都市整備局	平成29年4月7日から5月10日まで	平成29年6月8日及び9日
9	環境局	平成29年4月10日から19日まで	平成29年6月13日及び14日
10	福祉保健局（注）	平成29年5月18日から6月7日まで	
11	病院経営本部	平成29年4月27日から5月23日まで	
12	産業労働局	平成29年5月12日から6月19日まで	
13	中央卸売市場	平成29年1月11日から30日まで	平成29年6月14日及び15日
14	建設局	平成29年2月13日から3月9日まで	平成29年6月8日及び9日
15	港湾局	平成29年4月7日から5月9日まで	平成29年6月8日及び9日
16	会計管理局	平成29年2月24日から3月2日まで	平成29年6月13日及び14日
17	東京消防庁	平成29年1月18日から2月3日まで	平成29年6月8日及び9日
18	交通局	平成29年4月7日から25日まで	
19	水道局	平成29年1月16日から2月17日まで	平成29年6月13日及び14日
20	下水道局	平成29年1月11日から2月6日まで	平成29年6月8日及び9日
21	教育庁（注）	平成29年4月26日から6月2日まで	
22	警視庁（注）	平成29年4月7日から18日まで	平成29年6月14日及び15日
23	選挙管理委員会事務局	平成29年3月16日及び17日	平成29年6月8日
24	人事委員会事務局	平成29年2月28日	平成29年6月14日
25	監査事務局	平成29年3月1日及び2日	平成29年6月14日
26	労働委員会事務局	平成29年3月3日	
27	収用委員会事務局	平成29年2月7日	
28	議会局	平成29年2月24日及び27日	平成29年6月13日

（注）三宅支庁管内の事業所は平成29年5月23日及び26日、小笠原支庁管内の事業所は平成29年5月12日

（別表２）局別実地監査場所

No.	局	本庁の部		事業所	
1	政策企画局	総務部、調整部、計画部、外務部	4		
2	青少年・治安対策本部	総合対策部	1		
3	総務局	総務部、復興支援対策部、行政改革推進部、情報通信企画部、人事部、コンプライアンス推進部、行政部、総合防災部、統計部、人権部	10	三宅支庁、小笠原支庁	2
4	財務局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	4		
5	主税局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	5	港・新宿・江東・目黒・大田・世田谷・中野・豊島・北・荒川・板橋・江戸川・立川各都税事務所、都税総合事務センター	14
6	生活文化局	総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	6	消費生活総合センター、計量検定所、東京ウィメンズプラザ	3
7	オリンピック・パラリンピック準備局	総務部、総合調整部、パラリンピック部、大会施設部、スポーツ推進部	5		
8	都市整備局	総務部、都市づくり政策部、住宅政策推進部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、都営住宅経営部、基地対策部	8	第一市街地整備事務所（六町地区整備事務所を含む。）、第二市街地整備事務所、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建築指導事務所、東部住宅建設事務所、西部住宅建設事務所	7
9	環境局	総務部、地球環境エネルギー部、環境改善部、自然環境部、資源循環推進部	5	多摩環境事務所	1
10	福祉保健局	総務部、指導監査部、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全部	9	広尾・荏原・北多摩・南多摩各看護専門学校、西多摩・多摩府中・島しょ各保健所、島しょ保健所三宅・小笠原各出張所、西多摩福祉事務所、東村山ナーシングホーム、萩山実務学校、誠明学園、児童相談センター、北・多摩・江東・八王子・立川各児童相談所、女性相談センター、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、北療育医療センター城北分園、府中療育センター、中部・多摩各総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター、健康安全研究センター	28

No.	局	本庁の部		事業所	
11	病院経営本部	経営企画部、サービス推進部	2	広尾・大塚・駒込・墨東・神経・松沢各病院、多摩総合医療センター、小児総合医療センター	8
12	産業労働局	総務部、商工部、金融部、観光部、農林水産部、雇用就業部	6	農業振興事務所、森林事務所、島しょ農林水産総合センター、家畜保健衛生所、労働相談情報センター、労働相談情報センター大崎事務所、労働相談情報センター国分寺事務所、労働相談情報センター八王子事務所、労働相談情報センター池袋事務所、労働相談情報センター亀戸事務所、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター高年齢者校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター八王子校、東京障害者職業能力開発校	17
13	中央卸売市場	管理部、事業部、新市場整備部	3	築地・食肉・大田・豊島・淀橋・足立・板橋・世田谷・北足立・多摩ニュータウン・葛西各市場	11
14	建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7	第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩（奥多摩出張所を含む。）・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、土木技術支援・人材育成センター、東部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所	16
15	港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5	東京港管理事務所、東京港建設事務所（高潮対策センターを含む。）、調布飛行場管理事務所	4
16	会計管理局	管理部	1		
17	東京消防庁（注１）	企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部	8	消防学校、消防技術安全所、麹町・日本橋・麻布・荏原・田園調布・世田谷・牛込・野方・王子・滝野川・浅草・足立・本所・城東・小平・狛江・日野・多摩・光が丘各消防署、装備工場	22
18	交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部	7	研修所、荒川電車営業所、総合指令所、都庁前・馬喰・門前仲町・大門各駅務管区、大島・清澄各乗務管理所、小滝橋・早稲田・北・千住・江東・江戸川各自動車営業所、大島車両検修場、電気総合管理所、新宿線・大江戸線各電気管理所、発電事務所、地下鉄改良工事事務所、馬込・木場各保線管理所	23

（注１）各消防署等の監査については、下線の消防署等を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部		事業所	
19	水道局	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改革推進本部調整部、多摩水道改革推進本部施設部	9	中央・東部第一・東部第二・西部・南部・北部各支所、港・文京・墨田・江戸川・荒川・世田谷（太子堂分室）・目黒・練馬・北各営業所、立川・多摩各給水管理事務所、あきる野・八王子各給水事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、羽村取水管理事務所、東村山・金町・朝霞各浄水管理事務所、境・砧・長沢・三園各浄水場、東部・西部各建設事務所	33
20	下水道局	総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部管理部、流域下水道本部技術部（北多摩一号水再生センター、南多摩水再生センター、北多摩二号水再生センター、浅川水再生センター、多摩川上流水再生センター、八王子水再生センター及び清瀬水再生センターを含む。）	8	中部下水道事務所（芝浦水再生センターを含む。）、北部下水道事務所（三河島水再生センターを含む。）、東部第一下水道事務所（砂町水再生センター、東部スラッジプラント及び有明水再生センターを含む。）、東部第二下水道事務所（中川水再生センター、小菅水再生センター及び葛西水再生センターを含む。）、西部第一下水道事務所（落合水再生センター及び中野水再生センターを含む。）、西部第二下水道事務所（みやぎ水再生センター、新河岸水再生センター及び浮間水再生センターを含む。）、南部下水道事務所、森ヶ崎水再生センター（南部スラッジプラントを含む。）、第一基幹施設再構築事務所、第二基幹施設再構築事務所	24
21	教育庁（注２）	総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、人事部、福利厚生部	6	多摩教育事務所、三宅出張所、東部・中部・西部各学校経営支援センター、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、工芸・江北・葛飾商業・大森・葛西南・日比谷・東・竹早・大江戸・足立西・青山・上野・芝商業・三田・広尾・向丘・つばさ総合・小山台・神代・雪谷・農芸・目黒・杉並・豊多摩・武蔵丘・第一商業・千早・国際・高島・井草・総合芸術・王子総合・立川・砂川・第五商業・八王子東・日野台・成瀬・上水・保谷・東大和・片倉・田無・八王子北・山崎・永山・多摩工業・町田総合・三宅・小笠原各高等学校、三鷹中等教育学校、文京・八王子各盲学校、葛飾・中央各ろう学校、永福・南大沢各学園、光明・青鳥・しいの木・高島・墨田・中野・葛飾各特別支援学校	72
22	警視庁（注３）	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	9	築地・赤坂・品川・田園調布・成城・代々木・新宿・戸塚・駒込・目白・上野・南千住・荒川・深川・亀有・昭島・立川・東村山・武蔵野・五日市・高尾・町田・多摩中央・高島平・小笠原・三宅島各警察署	26

（注２）各学校の監査については、下線の学校を会場として集合監査を実施した。
（注３）各警察署の監査については、下線の警察署を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部		事業所	
23	選挙管理委員会事務局		1		
24	人事委員会事務局	任用公平部、試験部	2		
25	監査事務局		1		
26	労働委員会事務局		1		
27	収用委員会事務局		1		
28	議会局	管理部、議事部、調査部	3		

上記のほか、以下の財政援助団体に対する実地監査を行った。

所管局	団体
産業労働局	公益財団法人東京観光財団
交通局	株式会社はとバス
水道局	株式会社ＰＵＣ
	東京水道サービス株式会社
下水道局	東京都下水道サービス株式会社

（別表３）指摘事項、意見・要望事項一覧（局別）

局名	No.	重点	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
青少年・治安対策本部	1	Ⅰ	契約（仕様・積算）	１時間未満の実施時間の取扱いを定めるべきもの	33
総務局	2	Ⅰ	契約（履行確認）	一時滞在施設の安全確認アドバイザー派遣業務に係る完了検査を適正に行うべきもの	35
	3	Ⅰ	契約（履行確認）	備蓄品の買入れ契約に係る完了検査を適正に行うべきもの	36
	4	Ⅰ	その他	災害時帰宅支援ステーションについて、できる限り最新の情報を提供すべきもの	36
	5	Ⅱ	契約（履行確認）	業務委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの	37
	6		会計処理（歳出）	適正な支出科目で執行すべきもの	38
主税局	7	Ⅱ	都税	路線価を適正に付設すべきもの	39
	8	Ⅱ	都税	（画地の認定について） 複数の筆の土地を一画地として認定すべきもの	39
	9	Ⅱ	都税	（画地の認定について） 複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないもの	42
	10	Ⅱ	都税	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	44
	11	Ⅱ	都税	画地及び用途の認定を適正に行うべきもの	47
	12	Ⅱ	都税	画地及び住戸の数の認定を適正に行うべきもの	48
	13	Ⅱ	都税	非課税とする公共の用に供する道路を適正に認定すべきもの	49
	14	Ⅱ	都税	（固定資産税（家屋）の課税について） 家屋に係る固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	50
	15	Ⅱ	都税	（固定資産税（家屋）の課税について） 家屋の評価を適正に行うべきもの	50
	16		都税	過年度分の固定資産税（償却資産）を課税すべきもの	51
	17		都税	納税交渉及び滞納処分を適切に行うべきもの	52
	18		都税	滞納処分を適切に行うべきもの	54
生活文化局	19	Ⅰ	補助金等	東京ボランティア・市民活動センター事業補助金の効果検証を適切に行うべきもの	55
	20	Ⅱ	契約（その他）	端末機器等の借入れに係る特命随意契約を見直すべきもの	56
	21		契約（仕様・積算）	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	57
	22		契約（その他）	出えん契約を見直し、適切に運営すべきもの	57
	23	Ⅰ	その他	※外国人おもてなし語学ボランティアへの活動機会の周知について	58
	24	Ⅰ	その他	※東京都防災（語学）ボランティアの活動促進について	59
	25		契約（その他）	※調査が重複しないよう工夫することについて	60
ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ準備局	26	Ⅱ	契約（その他）	契約内容の変更を適正に行うべきもの	62

局名	No.	重点	区分	指摘事項件名	頁
都市整備局	27	Ⅱ	契約 (履行確認)	調査委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの	63
	28	Ⅱ	契約 (その他)	調査検討委託契約の変更手続を適正に行うべきもの	64
	29		会計処理 (歳入)	都営住宅の退去に伴う損害金の調定を適正に行うべきもの	65
	30		契約 (履行確認)	建物管理委託契約の履行確認を適切に行うべきもの	65
	31		契約 (その他)	工事の施工管理を適切に行うべきもの	67
環境局	32	Ⅱ	契約 (履行確認)	(ノネコ引取り作業等委託について) 委託の作業報告を適切に指導すべきもの	69
	33	Ⅱ	契約 (仕様・積算)	(ノネコ引取り作業等委託について) 業務の履行が確認できるよう、適切に仕様書を作成すべきもの	69
	34	Ⅱ	契約 (履行確認)	(ノネコ搬送に伴う感染症対策等の委託について) 委託の作業報告を適切に指導すべきもの	70
	35	Ⅱ	契約 (仕様・積算)	(ノネコ搬送に伴う感染症対策等の委託について) 業務の履行が確認できるよう、適切に仕様書を作成すべきもの	70
	36		契約 (仕様・積算)	移植樹木維持管理委託の積算を適切に行うべきもの	71
	37		契約 (その他)	自然公園維持管理工事に係る事務手続を適切に行うべきもの	72
	38		契約 (履行確認)	業務完了時に報告書類を速やかに提出させるよう、市を指導すべきもの	73
福祉保健局	39	Ⅱ	歳入 (その他)	受託者への履行確認及び診療報酬請求業務の進行管理を適切に行うべきもの	74
	40	Ⅱ	歳入 (その他)	再審査請求の実施について文書により意思決定すべきもの	74
	41	Ⅱ	歳入 (その他)	(母子父子福祉資金事務について) 貸付決定時の審査を適切に行うべきもの	75
	42	Ⅱ	歳入 (その他)	(母子父子福祉資金事務について) 資金償還時の手続を適切に行うべきもの	76
	43		債権管理	個人負担分診療報酬の債権管理を適切に行うべきもの	76
	44		契約 (履行確認)	建物管理を適切に行うべきもの	77
	45		契約 (その他)	随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの	78
	46		契約 (履行確認)	(百歳訪問事業について) 委託契約の完了検査を適切に行うべきもの	79
	47		契約 (その他)	(百歳訪問事業について) 個人情報の安全管理を適切に行うべきもの	79
	48		契約 (その他)	食品買入業者の選定に当たり製品を指定する理由を明らかにすべきもの	80
	49		会計処理 (歳出)	災害救助用食料の精算処理を適切に行うべきもの	80
	50		契約 (仕様・積算)	除草・せん定等の委託について適切に行うべきもの	80
	51		契約 (履行確認)	契約内容の履行確認を適切に行うべきもの	81
	52		契約 (履行確認)	委託契約の処理を適切に行うべきもの	81
	53		財産管理	出えん金の管理を適正に行うべきもの	82

局名	No.	重点	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
福祉保健局	54		その他	感染性廃棄物等の保管を適切に行うべきもの	83
	55	Ⅰ	補助金等	※保育士養成施設に対する就職促進事業について	84
病院経営本部	56	Ⅰ	その他	病院における警備体制の改善を図るべきもの	85
	57	Ⅱ	債権管理	（弁護士委任による医療費の債権整理・回収業務について） 契約書等に業務開始や報告書の提出等の時期を明確に定めるべきもの	85
	58	Ⅱ	債権管理	（弁護士委任による医療費の債権整理・回収業務について） 契約書等に委任事務の終了の要件について定めるべきもの	86
	59	Ⅱ	債権管理	（弁護士委任による医療費の債権整理・回収業務について） 契約書等に報告内容の詳細について定めるべきもの	86
	60		契約 （その他）	複写サービスに係る契約を長期継続契約によって行うことを検討すべきもの	88
	61		契約 （履行確認）	工事記録写真の提出を適切に行うよう受注者を指導すべきもの	89
	62		その他	意思決定を適正に行うべきもの	89
産業労働局	63	Ⅰ	その他	補助対象経費を明確にすべきもの	90
	64		契約 （履行確認）	清掃委託契約の履行確認を適切に行うべきもの	91
中央卸売市場	65	Ⅱ	会計処理 （歳入）	保証金を適正に算定し徴収に努めるべきもの	92
	66	Ⅱ	会計処理 （歳入）	販売状況を適正に報告させ使用料及び保証金を算定し徴収に努めるべきもの	92
	67		債権管理	使用料等の債権に関する正確な情報を部と場とで共有すべきもの	93
	68		その他	改修工事に係る市場施設の使用承認手続について部と場とが連携して適切に処理すべきもの	93
	69		その他	※各場の市場内業者への指導監督強化に向けた部の取組について	94
建設局	70	Ⅱ	契約 （その他）	（河川事業に係る単価契約について） 単価契約を適正に行うべきもの	95
	71	Ⅱ	契約 （その他）	（河川事業に係る単価契約について） 単価契約の適正かつ効率的な執行を確保すべきもの	96
	72		契約 （その他）	（防災船着場等の管理について） 不具合箇所の補修等について、より効率的かつ効果的な対応を図るべきもの	97
	73		会計処理 （歳出）	（防災船着場等の管理について） 業務の進捗状況に応じて概算払を適切に行うべきもの	98
	74		契約 （その他）	隅田川水辺環境保全業務委託結果を活用し、効率的な管理を行うべきもの	100
	75	Ⅰ	その他	※経過観察の取扱いに係る記録について	101
港湾局	76	Ⅰ	契約 （履行確認）	一部工事完了の検査を適正に行うべきもの	103
	77	Ⅰ	物品管理	出納手続を適正に行うべきもの	104
	78	Ⅱ	契約 （仕様・積算）	仕様書を適切に作成すべきもの	105
	79	Ⅱ	契約 （仕様・積算）	積算を適切に行うべきもの	105
	80	Ⅱ	契約 （履行確認）	履行確認を適正に行うべきもの	108

局名	No.	重点	区分	指摘事項件名	頁
港湾局	81	Ⅱ	契約 (履行確認)	委託契約における写真撮影を基準等に従って行わせるべきもの	109
	82	Ⅱ	契約 (その他)	土地鑑定評価に関する業務委託契約の変更手続及び検査を適正に行うべきもの	110
	83	Ⅱ	会計処理 (歳出)	東京港の広報・案内業務等委託に係る概算払を適正に行うべきもの	111
	84		会計処理 (歳入)	使用料の徴収事務を適正に行うべきもの	113
	85		その他	福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切に行うべきもの	114
東京消防庁	86		その他	工事の安全施工管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの	115
	87		その他	消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの	116
交通局	88	Ⅱ	契約 (履行確認)	所契約の履行確認を適正に行うべきもの	118
	89	Ⅱ	契約 (その他)	契約事務を適切に行うべきもの	118
	90		歳入 (その他)	(バス料金の管理について) 返金ボタンの使用を適正に管理すべきもの	119
	91		歳入 (その他)	(バス料金の管理について) 誤発券した１日券の管理を適正に行うべきもの	120
	92		歳入 (その他)	(バス料金の管理について) 簡易開錠機の取扱いを定めるべきもの	120
	93		契約 (仕様・積算)	(荒川線自動料金収納機等の保守点検業務委託について) 「異常時修理」時に作業依頼書を作成するとともに、作業報告書を提出させるべきもの	121
	94		契約 (仕様・積算)	(荒川線自動料金収納機等の保守点検業務委託について) 自動料金収納機の修理作業時における現金の取扱いを明確に定めるべきもの	121
	95		契約 (その他)	(荒川線自動料金収納機等の保守点検業務委託について) 契約時に、修理の必要性等を確認し、その内容に沿った見積りを徴取すべきもの	122
	96		契約 (その他)	制服購入に係る契約事務を適正に行うべきもの	123
水道局	97	Ⅱ	契約 (その他)	(私道内給水管整備工事について) 事務手続を改正し、着手前に発注手続を行うよう定めるべきもの	124
	98	Ⅱ	契約 (仕様・積算)	(私道内給水管整備工事について) 個人情報の取扱いについて通達に基づき具体的な定めを設けるべきもの	124
	99	Ⅱ	契約 (その他)	事務手続を改正し、発注書交付前に組織決定を行うよう定めるべきもの	125
	100		歳入 (その他)	料金減額を適正に行うとともに、調査等、再発防止策を検討すべきもの	126
	101		債権管理	未収金の徴収停止手続を適切に行うべきもの	127
	102		契約 (履行確認)	工事記録写真の撮影について、受注者への指導を徹底すべきもの	128
	103		契約 (その他)	仕様書に定めた書類を適切に提出させるべきもの	129
	104		その他	薬品管理規程を改正し、細則を定めるべきもの	130
下水道局	105	Ⅰ	契約 (その他)	(故障等への対応及び契約事務手続について) 故障への対応作業を迅速に行うべきもの	132
	106	Ⅰ	契約 (その他)	(故障等への対応及び契約事務手続について) 緊急に作業の指示を行った経緯を確認できる書類を作成・保管すべきもの	132

局名	No.	重点	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
下水道局	107	Ⅰ	契約 （その他）	他企業工事の立会業務を適正に行うべきもの	133
	108	Ⅱ	契約 （その他）	（出張所委託における他企業工事の立会いについて） 他企業工事の立会いに関する台帳等の作成を適切に行うべきもの	133
	109	Ⅱ	契約 （その他）	（出張所委託における他企業工事の立会いについて／他企業工事の立会いに関する業務の一部を別契約で対応する場合の対応について） 基準等を定めるべきもの	135
	110	Ⅱ	契約 （仕様・積算）	（出張所委託における他企業工事の立会いについて／他企業工事の立会いに関する業務の一部を別契約で対応する場合の対応について） 積算について見直しを検討すべきもの	135
	111	Ⅱ	契約 （仕様・積算）	（出張所委託における夜間業務について） 目的に則した報告を求めるべきもの	137
	112	Ⅱ	契約 （仕様・積算）	（出張所委託における夜間業務について） 積算について見直しを検討すべきもの	137
	113	Ⅱ	契約 （仕様・積算）	公共下水道一時使用に関する業務の履行確認を行うべきもの	138
	114	Ⅱ	契約 （その他）	出張所業務の現状を把握し、委託業務内容の精査・標準化をすべきもの	139
	115		契約 （その他）	公共下水道台帳図書類整備作業委託契約の指示及び検査を適正に行うべきもの	139
	116	Ⅰ	契約 （その他）	※巡視計画の策定に当たり必要となる具体的な基準の策定について	141
	117	Ⅱ	契約 （その他）	※不良箇所における判断基準の設定について	142
教育庁	118	Ⅰ	その他	教職員が常駐する場所にモニターを設置すべきもの	143
	119	Ⅰ	その他	学校独自の防犯マニュアルを作成すべきもの	143
	120	Ⅱ	会計処理 （歳入）	各種証明書交付に係る徴収事務について適切な指導を行うべきもの	144
	121		会計処理 （歳入）	授業料に係る徴収事務を適正に行うべきもの	144
	122		歳入 （その他）	（生産品の販売について） 生産品の販売に当たり価格を決定すべきもの	145
	123		歳入 （その他）	（生産品の販売について／生産品の袋詰め等について） 生産品の販売管理のために袋詰め等について適正に記録すべきもの	146
	124		歳入 （その他）	（生産品の販売について／生産品の袋詰め等について） 生産品の袋詰め等に係る記録について適切に指導すべきもの	146
	125		歳入 （その他）	（生産品の販売について） 生産品について適正に価格を決定し、販売すべきもの	147
	126		歳入 （その他）	（生産品の販売について） 収納金の事務処理を適正に行うべきもの	147
	127		会計処理 （歳入）	各学校の給与取扱者が受領した給与過払い返還金を速やかに納付させるべきもの	148
	128		会計処理 （歳入）	現金支給した給与を適正に取り扱うよう指導すべきもの	149
	129		債権管理	過払い給与債権の滞納整理を効果的に行うべきもの	150
	130		会計処理 （歳出）	資金前渡に係る現金出納簿を作成すべきもの	151
	131		契約 （その他）	腎臓・糖尿病検診について過大な検診を行わないよう検査精度を確認すべきもの	152
	132		契約 （その他）	（都立学校施設維持管理業務について） 学校における完了確認を適切に行うようＪＫＫを指導すべきもの	154

局名	No.	重点	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
教育庁	133		契約 （その他）	（都立学校施設維持管理業務について） 施設、設備の状況を正しく把握すべきもの	154
	134		契約 （その他）	（都立学校施設維持管理業務について） 適切な修繕を行うよう指示、指導すべきもの	155
	135		契約 （その他）	（都立学校施設維持管理業務について） 各学校が修繕等の具体的な内容を把握できるよう契約内容を改めるべきもの	155
	136		その他	（学校徴収金について） 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処理を改めるべきもの	156
	137		その他	（学校徴収金について） 特別支援学校における教材購入を適切に行うべきもの	157
	138		その他	（学校徴収金について） 現金出納簿を適正に作成すべきもの	158
	139		その他	（学校徴収金について） 生徒会会計の繰越金を適切に管理すべきもの	158
	140		その他	（学校徴収金について） 転退学時における学校徴収金の返還を早急に行うべきもの	159
	141		その他	（その他の私費について） 部費の管理を適切に行うべきもの	160
	142		その他	（その他の私費について／災害共済給付金について） 災害共済給付金の給付手続を速やかに行うべきもの	161
	143		その他	（その他の私費について／災害共済給付金について） 保護者の口座への振込手数料の負担を軽減する方法を採用すべきもの	162
	144		その他	（その他の私費について） 都立学校公開講座に係る実費の管理を適正に行うべきもの	163
	145		その他	（その他の私費について） 預金管理を適切に行うべきもの	164
	146		その他	（学校における危機管理について） 避難所等の開設・運営が円滑に行えるよう学校の危機管理計画の見直しを指導すべきもの	165
	147		その他	（学校における危機管理について） 各学校が具体的なガス等の安全確認の方法を計画に定めるよう指導すべきもの	166
	148		その他	（学校における危機管理について） 東日本大震災の教訓を生かした学校危機管理計画を作成すべきもの	166
	149		その他	（学校における危機管理について） 多様な想定の避難訓練を行うべきもの	166
警視庁	150	Ⅰ	その他	※高齢者講習等の予約状況の情報提供方法について	167
	151	Ⅰ	その他	※シルバードライバーズ安全教室の効果的な広報について	168
議会局	152	Ⅱ	契約 （その他）	議員健康診断を競争契約などにより適切に行うべきもの	169
	153		契約 （仕様・積算）	都議会ＰＲコーナー展示パネルの保守点検回数を見直すべきもの	170

（別表４）指摘事項、意見・要望事項一覧（区分別）

【会計処理（歳入）】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
29		都営住宅の退去に伴う損害金の調定を適正に行うべきもの	都市整備局	65
65	Ⅱ	保証金を適正に算定し徴収に努めるべきもの	中央卸売市場	92
66	Ⅱ	販売状況を適正に報告させ使用料及び保証金を算定し徴収に努めるべきもの	中央卸売市場	92
84		使用料の徴収事務を適正に行うべきもの	港湾局	113
120	Ⅱ	各種証明書交付に係る徴収事務について適切な指導を行うべきもの	教育庁	144
121		授業料に係る徴収事務を適正に行うべきもの	教育庁	144
127		各学校の給与取扱者が受領した給与過払い返還金を速やかに納付させるべきもの	教育庁	148
128		現金支給した給与を適正に取り扱うよう指導すべきもの	教育庁	149

【債権管理】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
43		個人負担分診療報酬の債権管理を適切に行うべきもの	福祉保健局	76
57	Ⅱ	（弁護士委任による医療費の債権整理・回収業務について） 契約書等に業務開始や報告書の提出等の時期を明確に定めるべきもの	病院経営本部	85
58	Ⅱ	（弁護士委任による医療費の債権整理・回収業務について） 契約書等に委任事務の終了の要件について定めるべきもの	病院経営本部	86
59	Ⅱ	（弁護士委任による医療費の債権整理・回収業務について） 契約書等に報告内容の詳細について定めるべきもの	病院経営本部	86
67		使用料等の債権に関する正確な情報を部と場とで共有すべきもの	中央卸売市場	93
101		未収金の徴収停止手続を適切に行うべきもの	水道局	127
129		過払い給与債権の滞納整理を効果的に行うべきもの	教育庁	150

【都税】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
7	Ⅱ	路線価を適正に付設すべきもの	主税局	39
8	Ⅱ	（画地の認定について） 複数の筆の土地を一画地として認定すべきもの	主税局	39
9	Ⅱ	（画地の認定について） 複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないもの	主税局	42
10	Ⅱ	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	主税局	44
11	Ⅱ	画地及び用途の認定を適正に行うべきもの	主税局	47
12	Ⅱ	画地及び住戸の数の認定を適正に行うべきもの	主税局	48
13	Ⅱ	非課税とする公共の用に供する道路を適正に認定すべきもの	主税局	49
14	Ⅱ	（固定資産税（家屋）の課税について） 家屋に係る固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	主税局	50

15	Ⅱ	（固定資産税（家屋）の課税について） 家屋の評価を適正に行うべきもの	主税局	50
16		過年度分の固定資産税（償却資産）を課税すべきもの	主税局	51
17		納税交渉及び滞納処分を適切に行うべきもの	主税局	52
18		滞納処分を適切に行うべきもの	主税局	54

【歳入（その他）】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
39	Ⅱ	受託者への履行確認及び診療報酬請求業務の進行管理を適切に行うべきもの	福祉保健局	74
40	Ⅱ	再審査請求の実施について文書により意思決定すべきもの	福祉保健局	74
41	Ⅱ	（母子父子福祉資金事務について） 貸付決定時の審査を適切に行うべきもの	福祉保健局	75
42	Ⅱ	（母子父子福祉資金事務について） 資金償還時の手続を適切に行うべきもの	福祉保健局	76
90		（バス料金の管理について） 返金ボタンの使用を適正に管理すべきもの	交通局	119
91		（バス料金の管理について） 誤発券した１日券の管理を適正に行うべきもの	交通局	120
92		（バス料金の管理について） 簡易開錠機の取扱いを定めるべきもの	交通局	120
100		料金減額を適正に行うとともに、調査等、再発防止策を検討すべきもの	水道局	126
122		（生産品の販売について） 生産品の販売に当たり価格を決定すべきもの	教育庁	145
123		（生産品の販売について／生産品の袋詰め等について） 生産品の販売管理のために袋詰め等について適正に記録すべきもの	教育庁	146
124		（生産品の販売について／生産品の袋詰め等について） 生産品の袋詰め等に係る記録について適切に指導すべきもの	教育庁	146
125		（生産品の販売について） 生産品について適正に価格を決定し、販売すべきもの	教育庁	147
126		（生産品の販売について） 収納金の事務処理を適正に行うべきもの	教育庁	147

【契約（仕様・積算）】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
1	Ⅰ	１時間未満の実施時間の取扱いを定めるべきもの	青少年・治安対策本部	33
21		リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	生活文化局	57
33	Ⅱ	（ノネコ引取り作業等委託について） 業務の履行が確認できるよう、適切に仕様書を作成すべきもの	環境局	69
35	Ⅱ	（ノネコ搬送に伴う感染症対策等の委託について） 業務の履行が確認できるよう、適切に仕様書を作成すべきもの	環境局	70
36		移植樹木維持管理委託の積算を適切に行うべきもの	環境局	71
50		除草・せん定等の委託について適切に行うべきもの	福祉保健局	80
78	Ⅱ	仕様書を適切に作成すべきもの	港湾局	105
79	Ⅱ	積算を適切に行うべきもの	港湾局	105

93		（荒川線自動料金収納機等の保守点検業務委託について） 「異常時修理」時に作業依頼書を作成するとともに、作業報告書を提出させるべきもの	交通局	121
94		（荒川線自動料金収納機等の保守点検業務委託について） 自動料金収納機の修理作業時における現金の取扱いを明確に定めるべきもの	交通局	121
98	Ⅱ	（私道内給水管整備工事について） 個人情報の取扱いについて通達に基づき具体的な定めを設けるべきもの	水道局	124
110	Ⅱ	（出張所委託における他企業工事の立会いについて／他企業工事の立会いに関する業務の一部を別契約で対応する場合の対応について） 積算について見直しを検討すべきもの	下水道局	135
111	Ⅱ	（出張所委託における夜間業務について） 目的に則した報告を求めるべきもの	下水道局	137
112	Ⅱ	（出張所委託における夜間業務について） 積算について見直しを検討すべきもの	下水道局	137
113	Ⅱ	公共下水道一時使用に関する業務の履行確認を行うべきもの	下水道局	138
153		都議会ＰＲコーナー展示パネルの保守点検回数を見直すべきもの	議会局	170

【契約（履行確認）】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
2	Ⅰ	一時滞在施設の安全確認アドバイザー派遣業務に係る完了検査を適正に行うべきもの	総務局	35
3	Ⅰ	備蓄品の買入れ契約に係る完了検査を適正に行うべきもの	総務局	36
5	Ⅱ	業務委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの	総務局	37
27	Ⅱ	調査委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの	都市整備局	63
30		建物管理委託契約の履行確認を適切に行うべきもの	都市整備局	65
32	Ⅱ	（ノネコ引取り作業等委託について） 委託の作業報告を適切に指導すべきもの	環境局	69
34	Ⅱ	（ノネコ搬送に伴う感染症対策等の委託について） 委託の作業報告を適切に指導すべきもの	環境局	70
38		業務完了時に報告書類を速やかに提出させるよう、市を指導すべきもの	環境局	73
44		建物管理を適切に行うべきもの	福祉保健局	77
46		（百歳訪問事業について） 委託契約の完了検査を適切に行うべきもの	福祉保健局	79
51		契約内容の履行確認を適切に行うべきもの	福祉保健局	81
52		委託契約の処理を適切に行うべきもの	福祉保健局	81
61		工事記録写真の提出を適切に行うよう受注者を指導すべきもの	病院経営本部	89
64		清掃委託契約の履行確認を適切に行うべきもの	産業労働局	91
76	Ⅰ	一部工事完了の検査を適正に行うべきもの	港湾局	103
80	Ⅱ	履行確認を適正に行うべきもの	港湾局	108
81	Ⅱ	委託契約における写真撮影を基準等に従って行わせるべきもの	港湾局	109
88	Ⅱ	所契約の履行確認を適正に行うべきもの	交通局	118
102		工事記録写真の撮影について、受注者への指導を徹底すべきもの	水道局	128

【契約（その他）】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局名	頁
20	Ⅱ	端末機器等の借入れに係る特命随意契約を見直すべきもの	生活文化局	56
22		出えん契約を見直し、適切に運営すべきもの	生活文化局	57
25		※調査が重複しないよう工夫することについて	生活文化局	60
26	Ⅱ	契約内容の変更を適正に行うべきもの	ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ準備局	62
28	Ⅱ	調査検討委託契約の変更手続を適正に行うべきもの	都市整備局	64
31		工事の施工管理を適切に行うべきもの	都市整備局	67
37		自然公園維持管理工事に係る事務手続を適切に行うべきもの	環境局	72
45		随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの	福祉保健局	78
47		（百歳訪問事業について） 個人情報の安全管理を適切に行うべきもの	福祉保健局	79
48		食品買入業者の選定に当たり製品を指定する理由を明らかにすべきもの	福祉保健局	80
60		複写サービスに係る契約を長期継続契約によって行うことを検討すべきもの	病院経営本部	88
70	Ⅱ	（河川事業に係る単価契約について） 単価契約を適正に行うべきもの	建設局	95
71	Ⅱ	（河川事業に係る単価契約について） 単価契約の適正かつ効率的な執行を確保すべきもの	建設局	96
72		（防災船着場等の管理について） 不具合箇所の補修等について、より効率的かつ効果的な対応を図るべきもの	建設局	97
74		隅田川水辺環境保全業務委託結果を活用し、効率的な管理を行うべきもの	建設局	100
82	Ⅱ	土地鑑定評価に関する業務委託契約の変更手続及び検査を適正に行うべきもの	港湾局	110
89	Ⅱ	契約事務を適切に行うべきもの	交通局	118
95		（荒川線自動料金収納機等の保守点検業務委託について） 契約時に、修理の必要性等を確認し、その内容に沿った見積りを徴取すべきもの	交通局	122
96		制服購入に係る契約事務を適正に行うべきもの	交通局	123
97	Ⅱ	（私道内給水管整備工事について） 事務手続を改正し、着手前に発注手続を行うよう定めるべきもの	水道局	124
99	Ⅱ	事務手続を改正し、発注書交付前に組織決定を行うよう定めるべきもの	水道局	125
103		仕様書に定めた書類を適切に提出させるべきもの	水道局	129
105	Ⅰ	（故障等への対応及び契約事務手続について） 故障への対応作業を迅速に行うべきもの	下水道局	132
106	Ⅰ	（故障等への対応及び契約事務手続について） 緊急に作業の指示を行った経緯を確認できる書類を作成・保管すべきもの	下水道局	132
107	Ⅰ	他企業工事の立会業務を適正に行うべきもの	下水道局	133
108	Ⅱ	（出張所委託における他企業工事の立会いについて） 他企業工事の立会いに関する台帳等の作成を適切に行うべきもの	下水道局	133
109	Ⅱ	（出張所委託における他企業工事の立会いについて／他企業工事の立会いに関する業務の一部を別契約で対応する場合の対応について） 基準等を定めるべきもの	下水道局	135

114	Ⅱ	出張所業務の現状を把握し、委託業務内容の精査・標準化をすべきもの	下水道局	139
115		公共下水道台帳図書類整備作業委託契約の指示及び検査を適正に行うべきもの	下水道局	139
116	Ⅰ	※巡視計画の策定に当たり必要となる具体的な基準の策定について	下水道局	141
117	Ⅱ	※不良箇所における判断基準の設定について	下水道局	142
131		腎臓・糖尿病検診について過大な検診を行わないよう検査精度を確認すべきもの	教育庁	152
132		（都立学校施設維持管理業務について） 学校における完了確認を適切に行うようＪＫＫを指導すべきもの	教育庁	154
133		（都立学校施設維持管理業務について） 施設、設備の状況を正しく把握すべきもの	教育庁	154
134		（都立学校施設維持管理業務について） 適切な修繕を行うよう指示、指導すべきもの	教育庁	155
135		（都立学校施設維持管理業務について） 各学校が修繕等の具体的な内容を把握できるよう契約内容を改めるべきもの	教育庁	155
152	Ⅱ	議員健康診断を競争契約などにより適切に行うべきもの	議会局	169

【会計処理（歳出）】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
6		適正な支出科目で執行すべきもの	総務局	38
49		災害救助用食料の精算処理を適切に行うべきもの	福祉保健局	80
73		（防災船着場等の管理について） 業務の進捗状況に応じて概算払を適切に行うべきもの	建設局	98
83	Ⅱ	東京港の広報・案内業務等委託に係る概算払を適正に行うべきもの	港湾局	111
130		資金前渡に係る現金出納簿を作成すべきもの	教育庁	151

【補助金等】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局名	頁
19	Ⅰ	東京ボランティア・市民活動センター事業補助金の効果検証を適切に行うべきもの	生活文化局	55
55	Ⅰ	※保育士養成施設に対する就職促進事業について	福祉保健局	84

【財産管理】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
53		出えん金の管理を適正に行うべきもの	福祉保健局	82

【物品管理】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
77	Ⅰ	出納手続を適正に行うべきもの	港湾局	104

【その他】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局名	頁
4	Ⅰ	災害時帰宅支援ステーションについて、できる限り最新の情報を提供すべきもの	総務局	36
23	Ⅰ	※外国人おもてなし語学ボランティアへの活動機会の周知について	生活文化局	58
24	Ⅰ	※東京都防災（語学）ボランティアの活動促進について	生活文化局	59
54		感染性廃棄物等の保管を適切に行うべきもの	福祉保健局	83
56	Ⅰ	病院における警備体制の改善を図るべきもの	病院経営本部	85
62		意思決定を適正に行うべきもの	病院経営本部	89
63	Ⅰ	補助対象経費を明確にすべきもの	産業労働局	90
68		改修工事に係る市場施設の使用承認手続について部と場とが連携して適切に処理すべきもの	中央卸売市場	93
69		※各場の市場内業者への指導監督強化に向けた部の取組について	中央卸売市場	94
75	Ⅰ	※経過観察の取扱いに係る記録について	建設局	101
85		福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切に行うべきもの	港湾局	114
86		工事の安全施工管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの	東京消防庁	115
87		消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの	東京消防庁	116
104		薬品管理規程を改正し、細則を定めるべきもの	水道局	130
118	Ⅰ	教職員が常駐する場所にモニターを設置すべきもの	教育庁	143
119	Ⅰ	学校独自の防犯マニュアルを作成すべきもの	教育庁	143
136		（学校徴収金について） 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処理を改めるべきもの	教育庁	156
137		（学校徴収金について） 特別支援学校における教材購入を適切に行うべきもの	教育庁	157
138		（学校徴収金について） 現金出納簿を適正に作成すべきもの	教育庁	158
139		（学校徴収金について） 生徒会会計の繰越金を適切に管理すべきもの	教育庁	158
140		（学校徴収金について） 転退学時における学校徴収金の返還を早急に行うべきもの	教育庁	159
141		（その他の私費について） 部費の管理を適切に行うべきもの	教育庁	160
142		（その他の私費について／災害共済給付金について） 災害共済給付金の給付手続を速やかに行うべきもの	教育庁	161
143		（その他の私費について／災害共済給付金について） 保護者の口座への振込手数料の負担を軽減する方法を採用すべきもの	教育庁	162
144		（その他の私費について） 都立学校公開講座に係る実費の管理を適正に行うべきもの	教育庁	163
145		（その他の私費について） 預金管理を適切に行うべきもの	教育庁	164
146		（学校における危機管理について） 避難所等の開設・運営が円滑に行えるよう学校の危機管理計画の見直しを指導すべきもの	教育庁	165

147		（学校における危機管理について） 各学校が具体的なガス等の安全確認の方法を計画に定めるよう指導すべきもの	教育庁	166
148		（学校における危機管理について） 東日本大震災の教訓を生かした学校危機管理計画を作成すべきもの	教育庁	166
149		（学校における危機管理について） 多様な想定の避難訓練を行うべきもの	教育庁	166
150	I	※高齢者講習等の予約状況の情報提供方法について	警視庁	167
151	I	※シルバードライバーズ安全教室の効果的な広報について	警視庁	168

第５　監査の結果（各局別）

青少年・治安対策本部

1　指摘事項

（１）１時間未満の実施時間の取扱いを定めるべきもの

総合対策部では、都民の自転車利用の意識啓発及び交通ルール・マナーの周知を図り、自転車事故の発生を抑制するため、自転車シミュレータ（注）を活用した参加体験型の交通安全教室（以下「安全教室」という。）を実施している。安全教室の運営について、部は、表１のとおり、委託契約をＡと締結し、シミュレータを受託者に貸与している。

本契約は、単価契約であり、作業項目、予定数量、単価等は、表２のとおりとなっている。また、作業項目のうち③及び④については、シミュレータ１台１時間での作業を１コマ（２台２時間なら４コマとなる）としており、これに契約単価を乗じた委託料が支払われている。

ところで、本契約の実施状況及び支払状況を見たところ、表３のとおり、安全教室の実施時間について、１時間に満たない「○○分」の部分を全て１コマとしてカウントし、委託料を支払っていることが認められた。

しかしながら、１時間未満の実施時間の取扱いについては、仕様書に詳細な定めがなく、他に根拠となる文書もない状況で運用されており、適切でない。

仮に上記の取扱いをせず、安全教室の実施時間に応じて分単位で試算すると、表４のとおりであり、約９０万円（監査事務局試算）が削減可能であった。

部は、安全教室について、１時間未満の実施時間の取扱いを定められたい。

（総合対策部）

（注）実際の交通状況を再現し、自転車の運転を模擬的に体験できる装置

（表１）契約の状況　　（単位：円）

契約期間	契　約　件　名	契約金額 （推定総金額）
平成 28.4.1～ 平成 29.3.31	平成２８年度 自転車シミュレータによる交通安全教室の運営委託（単価契約）	15,376,500

（表２）単価契約の内容　　（単位：円）

作業項目（品名等）	予定数量	単価	推定金額
①機器等の保管	365 日	1,000	365,000
②計画立案・調整（実施の準備）	200 回	5,000	1,000,000
③安全教室の運営	770 コマ	8,000	6,160,000
④機器の追加	895 コマ	7,500	6,712,500
推定総金額（税抜）			14,237,500
消費税等			1,139,000
推定総金額（税込）			15,376,500

（表３）安全教室の実施時間とコマ数の事例　　（単位：コマ、台）

開催日時	場　　所	実施時間	③安全教室の運営(コマ数)	④機器の追加	
				台数	コマ数
5 月　3 日	葛飾区立新小岩公園	6 時間10 分	7	1	7
5 月　9 日	武蔵村山市立第四小学校	4 時間	4	2	8
5 月 16 日	羽村市立羽村第二中学校	5 時間30 分	6	2	12
5 月 17 日	千代田区立千代田小学校	3 時間15 分	4	2	8

（表４）削減可能額の試算　　（単位：円、コマ）

作業項目	単価	現状（支払実績）		実施時間に応じた試算		差額
		コマ数	支払額	コマ数	支払額	（削減可能額）
③安全教室の運営	8,000	710	5,680,000	666.33	5,330,640	349,360
④機器の追加	7,500	802	6,015,000	736.42	5,523,150	491,850
					合計（税抜）	841,210
					合計（税込）	908,506

（注）試算のコマ数は、年間の合計実施時間（分単位）に応じて試算したもの。

総　　務　　局

1　指摘事項

（１）一時滞在施設の安全確認アドバイザー派遣業務に係る完了検査を適正に行うべきもの

総合防災部は、平成２８年度一時滞在施設の安全確認アドバイザー派遣業務委託契約（注）をＡと締結している。

この契約では、災害時における施設の安全確認方法に関する助言を行うため、一時滞在施設として指定されている６施設に対し、一級建築士を派遣している。

そこで、この契約の履行状況について見たところ、以下の点が認められた。

①　受託者は、施設ごとに調査報告書を作成し提出することとなっているが、施設Ｂの調査報告内容のうち、所在地や建築年等の施設概要、施設に対して行った助言や施設との質疑応答の記録が、施設Ｃのものとなっている。

②　受託者は、６施設管理者にアンケートを配布・回収・集計・分析し、カラー印刷で提出することとなっているが、集計や分析は行わず、白黒印刷で提出している。

このように、仕様書の内容に沿った履行となっていないにもかかわらず、部が検査を合格としているのは、適正でない。

部は、完了検査を適正に行われたい。

（総合防災部）

（注）契約期間　平成２８年１０月１８日から平成２９年３月３１日まで

契約金額　３２３万５０５円

（２）備蓄品の買入れ契約に係る完了検査を適正に行うべきもの

総合防災部は、Ｄと帰宅困難者用備蓄品の買入れ契約（注）を締結しており、納入物品や納入事業所等は、表１のとおりとなっている。

そこで、この契約の履行状況について見たところ、仕様書において提出を求めている納入事業所等からの物品受領書が提出されていないにもかかわらず、履行期限内に受託者から提出された納品書をもって、部が検査を合格としているのは、適正でない。

部は、備蓄品の買入れ契約に係る完了検査を適正に行われたい。

（総合防災部）

（注）契約期間　平成２９年３月１０日から平成２９年３月３１日まで
　　契約金額　８２０万４，４２３円

（表１）部が締結した契約の概要

品目	契約金額（円）	納入事業所等
クラッカー３，４０８袋、毛布（ブランケット）８００枚、発電機７台ほか１３点	8,204,423	江戸川都税事務所、板橋都税事務所、立川都税事務所、小平都税支所、品川都税事務所、お台場海浜公園、京浜島勤労会館

（３）災害時帰宅支援ステーションについて、できる限り最新の情報を提供すべきもの

総合防災部は、災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に、水道水、トイレ、道路情報の提供等、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するための施設として、コンビニエンスストア等１万７４７か所（平成２８年１１月時点）を災害時帰宅支援ステーションとして指定している。この災害時帰宅支援ステーションは、避難所や医療機関等、地域の防災施設をインターネットの地図上で確認ができる情報サイト「東京都防災マップ」で検索することができるが、監査日（平成２９．５．１６）現在、９，９３９施設のみ掲出されており、最新の情報となっておらず、適正でない。

部は、災害時帰宅支援ステーションについて、できる限り最新の情報を提供されたい。

（総合防災部）

（４）業務委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの

行政改革推進部及び行政部は、表２のとおり、それぞれ業務委託契約を締結している。

これらの契約においては、委託業務の成果物として報告書、設計書等を作成し、紙媒体と併せてこれらの電子データを電子媒体により提出することとしている。

ところで、これらの契約の成果物である電子媒体（ＣＤ－Ｒ）について見たところ、監査日（平成２９．５．２３）現在、表２のとおり、項番１の契約にあってはデータが履行期限後に保存されていること、項番２の契約にあっては電子媒体に電子データが記録されていなかったことが認められた。

これらの契約に係る委託完了届はいずれも履行期限の日付で提出されているが、

① 行政改革推進部は、成果物が履行期限後に提出されているにもかかわらず、同日付けで検査合格としており、適正でない。

② 行政部は、監査日現在、電子媒体（ＣＤ－Ｒ）に電子データが記録されていないにもかかわらず、検査を合格としており、適正でない。

両部は、契約が適正に履行されるよう受託者を指導するとともに、完了検査を適正に行われたい。

（行政改革推進部）

（行政部）

（表２）業務委託契約の概要　　（単位：円）

項番	所管部	件名	契約金額	履行期限	受託者	電子媒体中のデータの更新日時
１	行政改革推進部	東京都窓口サービス向上調査委託	652,320	平成 29.3.10	E	平成 29.5.2 12:42
２	行政部	小笠原諸島航空路開設検討に伴う運航採算性等業務委託	8,845,200	平成 29.3.17	F	電子媒体にデータが保存されていなかった。

（５）適正な支出科目で執行すべきもの

三宅支庁は、産業労働局から執行委任を受け、三宅島及び御蔵島の林道維持のため、表３の契約を締結している。

しかしながら、当該契約における工事内容には、表４のとおり、各種工事のほか除草作業も含まれている。

除草作業等については、支出科目を「委託料」として支出すべきであり、「工事請負費」で支出したのは適正でない。

支庁は、適正な支出科目で執行されたい。

（三宅支庁）

（表３）契約状況　（単位:円）

項番	契約件名	契約期間	発注限度額
1	三宅島林道維持工事（単価契約）	平成２８．４．１～平成２９．３．３１	10,000,000
2	御蔵島林道維持工事（単価契約）		6,000,000

（表４）委託料で支出すべき案件　（単位:円）

項番	作業指示日	指示内容	支出金額
1	平成28.6.27	林道沿いの雑草が繁茂してきたため、刈払いを行うこと	2,019,600
	平成28.7.1	林道沿いの雑草が繁茂してきたため、刈払いを行うこと	2,625,480
2	平成28.6.27	林道沿いの雑草が繁茂してきたため、刈払い及び路面清掃を行うこと	1,228,168
	平成28.7.1	林道沿いの雑草が繁茂してきたため、刈払い及び路面清掃を行うこと	3,182,778
合　　計			9,056,026

主　　税　　局

1　指摘事項

（１）路線価を適正に付設すべきもの

北都税事務所は、図１のとおり、①の筆の土地に路線価を付設している。

路線価は、客観的に道路と認められる形態を有するものに付設するものであるから、①の筆の土地に所在する駐車場の部分まで路線価を付設していることは適正でない。

このため、所は、②及び③の筆の土地について、表１のとおり、路線価を付設した道路に接する長さ（間口距離）を、駐車場部分を除いた３．６ｍとすべきところ、駐車場部分まで含めて１０ｍとして評価することとなっており、適正でない。

その結果、②及び③の筆の土地について、固定資産税・都市計画税３万８，０００円が課税超過となっている。

所は、路線価を適正に付設されたい。

（北都税事務所）

（図１）路線価と間口距離

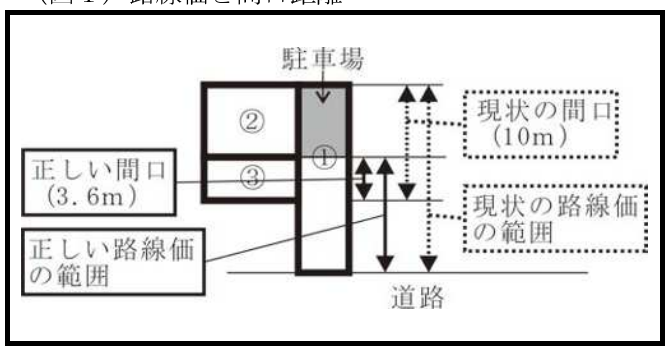

（表１）間口距離・補正

区分	現状 (誤)	正
間口距離	１０ｍ	３．６ｍ
間口狭小補正率	１．００	０．９０
奥行長大補正率	１．００	０．９４

（注）画地計算：画地の間口、奥行、形状等画地の現状に応じて画地補正率を適用する。
路線価×画地補正率×地積＝評価額

（２）画地の認定について

土地の評価については、原則として、一筆の土地を一画地として評価するが、隣接する二筆以上の土地について、一体として利用されているときには、これらの土地を一画地として認定し評価する。

ア　複数の筆の土地を一画地として認定すべきもの

大田、世田谷、荒川及び板橋各都税事務所は、表２のとおり、一体として利用されている複数の筆の土地を一画地として認定しておらず、適正でない。

その結果、７件について３７３万７，０００円の課税不足となっている。

各所は、画地の認定を適正に行われたい。

（大田都税事務所）

（世田谷都税事務所）

（荒川都税事務所）

（板橋都税事務所）

（表２）複数の筆の土地を一画地として認定すべき土地　　（単位：円）

No.	所名	筆の状況	用途	現況図	現状の認定	正しい認定	課税不足額（注）
1	大田	筆①204.95㎡ 筆② 19.48㎡	有料駐車場	図２	筆①の一画地 筆②の一画地	筆①、②の一画地	214,000
2	世田谷	筆①　425.00㎡ 筆②1,104.00㎡	事業用建物と資材置場	図３	筆①の一画地 筆②の一画地	筆①、②の一画地	1,350,000
3	荒川	筆①253.70㎡ 筆②111.78㎡	有料駐車場	図４	筆①の一画地 筆②の一画地	筆①、②の一画地	500,000
4	荒川	筆①321.38㎡ 筆②146.11㎡ 筆③ 83.90㎡ 筆④ 84.23㎡	タクシーの営業所	図５	筆①～④の四画地	筆①～④の一画地	620,000

（図２）

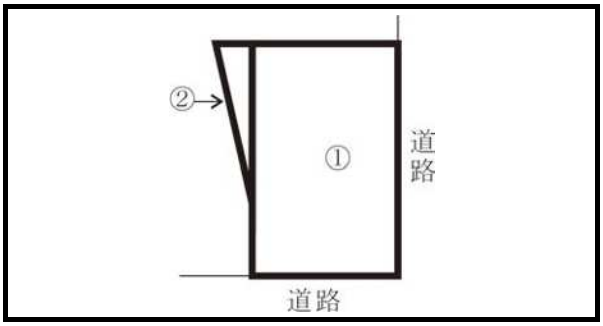

（図３）

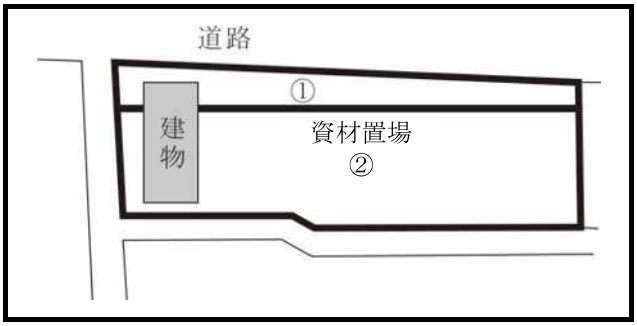

（図４）

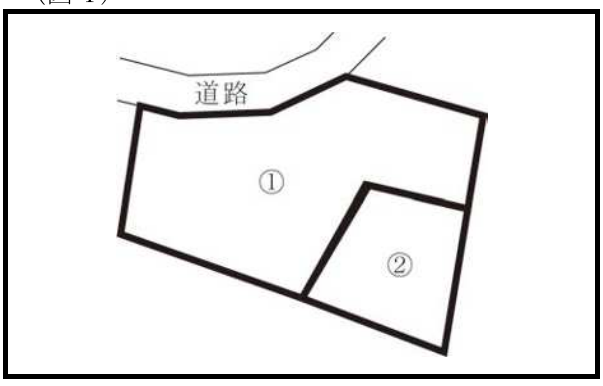

（図５）

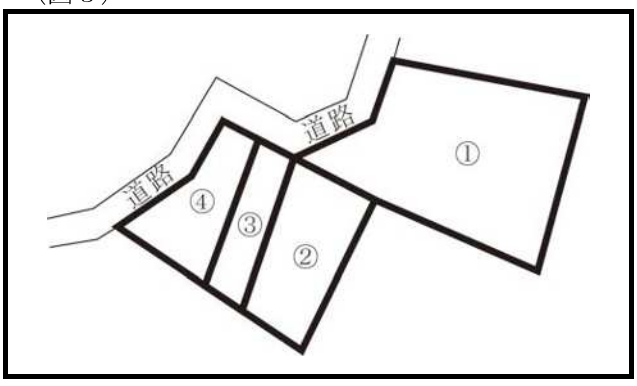

（表２）複数の筆の土地を一画地として認定すべき土地（前頁の続き）　　（単位：円）

No.	所名	筆の状況	用途	現況図	現状の認定	正しい認定	課税不足額（注）
5	板橋	筆①699.78㎡ 筆②758.52㎡	店舗及び店舗用駐車場	図６	筆①の一画地 筆②の一画地	筆①、②の一画地	982,000
6	板橋	筆①183.00㎡ 筆②249.00㎡	市街化区域農地と貸駐車場	図７	筆①の一画地 筆②の一画地	筆①、②のうち駐車場部分を一画地、 農地部分を一画地	15,000
7	板橋	筆①112.54㎡ 筆②120.55㎡	有料駐車場	図８	筆①の一画地 筆②の一画地	筆①、②の一画地	56,000

（注）地方税法に基づき更正できる期間（平成２４年度以降）の固定資産税及び都市計画税の合算額

（図６）

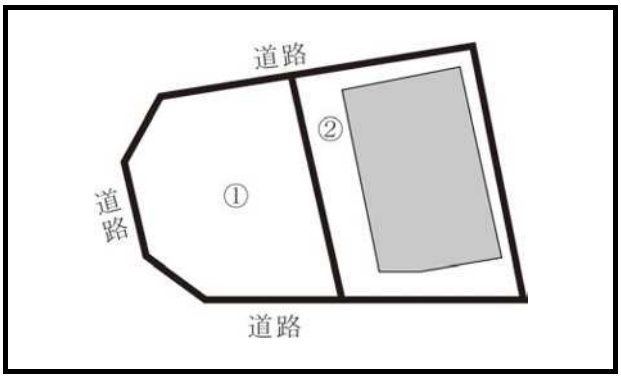

（図７）

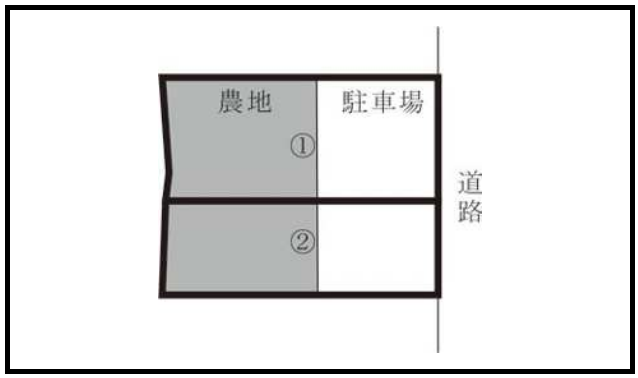

（図８）

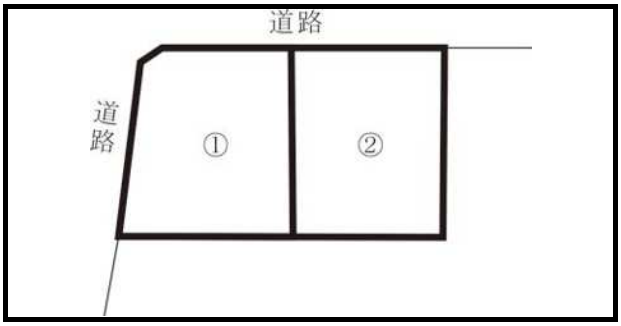

イ　複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないもの

中野、豊島、北及び江戸川各都税事務所は、表３のとおり、一体として利用されているとはいえない複数の筆の土地を一画地として認定しており、適正でない。

その結果、６件について６２万９，５００円の課税超過となっている。

各所は、画地の認定を適正に行われたい。

（中野都税事務所）

（豊島都税事務所）

（北都税事務所）

（江戸川都税事務所）

（表３）複数の筆の土地を一画地として認定すべきでない土地　（単位：円）

No.	所名	筆の状況	用途	現況図	現状の認定	正しい認定	課税超過額（注）
1	中野	筆①724.93㎡ 筆②679.02㎡ 筆③　2.31㎡ 筆④　6.76㎡	筆①の一部に家屋Ａと家屋Ｂ 筆①の残り、②、③、④に家屋Ｃ Ａ、Ｂ、Ｃは敷地内を互いに行き来できない。	図９	筆①～④を一画地	筆①を一画地 筆②③④を一画地	219,000
2	豊島	筆①31.29㎡ 筆②29.26㎡ 筆③32.73㎡ 筆④ 5.02㎡	筆①に区分所有家屋のうちＡ 筆②に同じくＢ 筆③に同じくＣ 筆④はＡ、Ｂ、Ｃの通路 Ａ、Ｂ、Ｃは相互に独立して使用されている。	図10	筆①～④を一画地	筆①を一画地 筆②を一画地 筆③を一画地 筆④を一画地	20,000

（図９）

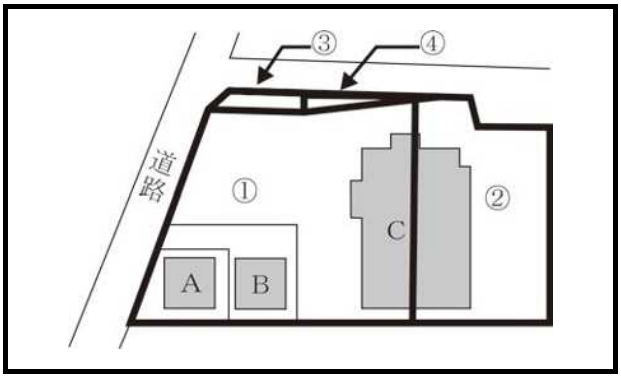

（図１０）

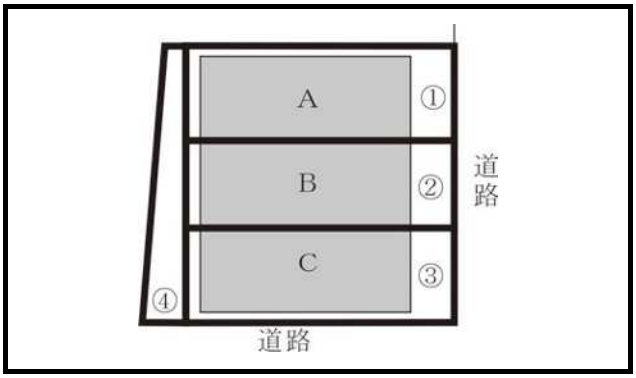

（表３）複数の筆の土地を一画地として認定すべきでない土地（前頁の続き）　　（単位：円）

No.	所名	筆の状況	用途	現況図	現状の認定	正しい認定	課税超過額（注）
3	豊島	筆①145.96㎡ 筆② 98.65㎡	筆①、②に家屋Ａ、Ｂ 家屋ＡとＢは相互に独立して使用されている。	図11	筆①、②を一画地	筆①を一画地 筆②を一画地	29,000
4	北	筆①316.46㎡ 筆② 54.00㎡	筆①に共同住宅 筆①と②に専用住宅	図12	筆①、②を一画地	筆①を一画地 筆②を一画地	90,000
5	江戸川	筆①98.24㎡ 筆②82.08㎡	筆①に１棟２戸の併用住宅 筆②に１戸の専用住宅	図13	筆①、②を一画地	筆①を一画地 筆②を一画地	119,000
6	江戸川	筆① 61.80㎡ 筆②103.49㎡ 筆③658.85㎡ 筆④534.50㎡	筆①～④に併用住宅 筆③に有料駐車場２か所	図14	筆①～④の一画地	筆①、②を一画地 筆③を一画地 筆④を一画地	152,500

（注）地方税法に基づき更正できる期間（平成２４年度以降）の固定資産税及び都市計画税の合算額

（図１１）

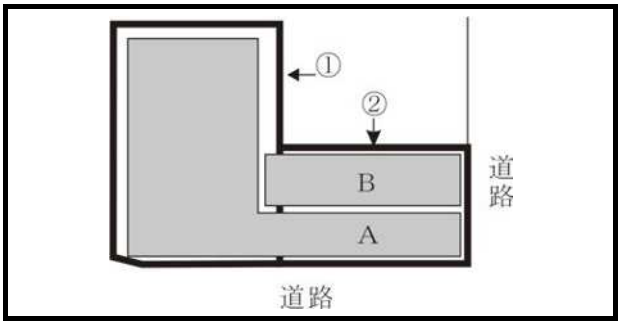

（図１２）

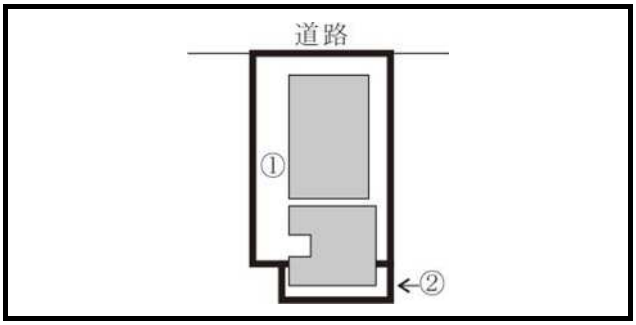

（図１３）

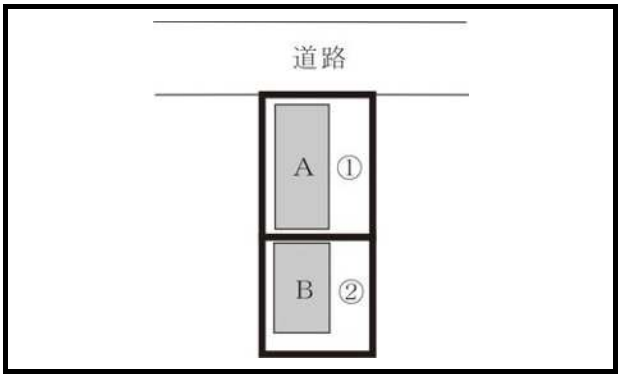

（図１４）

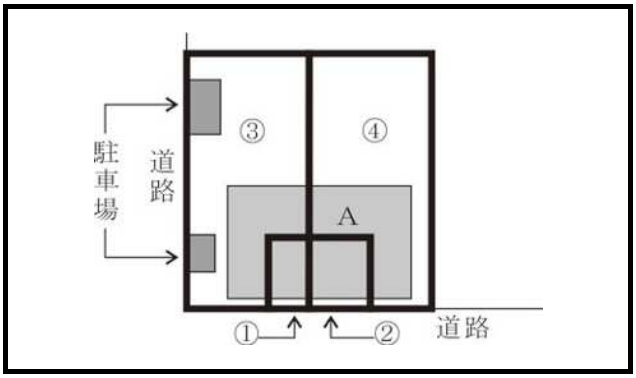

（３）土地の用途の認定を適正に行うべきもの

土地に対する固定資産税・都市計画税の課税において、住宅用家屋の敷地、その敷地と一体となっている庭や自家用駐車場等は、地方税法により「住宅用地」として認定され、業務用家屋の敷地、駐車場、資材置場、空地等は「非住宅用地」とされる。

住宅用地は、一般住宅用地の場合には、課税額の基礎となる課税標準額が、固定資産税では価格の１／３、都市計画税では価格の２／３に軽減され、小規模住宅用地の場合には、１戸につき２００㎡まで、固定資産税では価格の１／６、都市計画税では価格の１／３に軽減される。

また、一筆の土地に住宅及び非住宅の用途が混在している場合には、表４のとおり、用途ごとに地積の認定を行う。

しかしながら、大田、世田谷、荒川及び江戸川各都税事務所は、表６のとおり、住宅用地・非住宅用地の認定を誤っており、適正でない。

その結果、７件について２０１万２，７１１円の課税不足となっている。

各所は、土地の用途の認定を適正に行われたい。

（大田都税事務所）

（世田谷都税事務所）

（荒川都税事務所）

（江戸川都税事務所）

（表４）一筆の土地に住宅及び非住宅の用途が混在している場合の住宅用地の地積

住宅用地を明確に区分できる場合	・その区分の面積
住宅用地を明確に区分できない場合	・その区画に所在する家屋の建築面積に住宅の建築面積が占める割合による按分 （併用住宅（一部住宅、一部非住宅の家屋）は併用割合（床面積に住宅の占める割合、表５により算定）を併用住宅の建築面積に乗じる） ・建築面積によることが適当でない場合、床面積により按分 ・どの方法にもよれない場合は非住宅部分を控除

（表５）併用割合

家屋の種類	居住面積の割合	併用割合
地上５階以上の耐火建築物	１／４以上１／２未満	０．５
	１／２以上３／４未満	０．７５
	３／４以上	１．０
その他	１／４以上１／２未満	０．５
	１／２以上	１．０

（表６）用途の認定が適正でない土地　　（単位：円）

No.	所名	現況	現状の認定	正しい認定	課税不足額（注）
1	大田	582.00㎡の土地に ・非住宅用地62.50㎡ ・住宅用地519.50㎡ （図１５）	５台分の駐車場のうち住宅使用者以外に貸している２台分を非住宅用地と認定 ・非住宅用地25.00㎡ ・住宅用地557.00㎡	住宅部分と明確に区分しているため駐車場全てを非住宅用地 ・非住宅用地62.50㎡ ・住宅用地519.50㎡	350,000
2	大田	447.20㎡の土地に ・専用住宅３棟 ・非住宅１棟（家屋Ａ） １階床面積103.80㎡ （図１６）	447.20㎡のうち非住宅（家屋Ａ）の１階床面積のみ非住宅用地と認定 ・住宅用地　343.40㎡ ・非住宅用地103.80㎡	447.20㎡を住宅及び非住宅の建築面積により按分 ・住宅用地259.20㎡ ・非住宅用地188.00㎡	606,000
3	大田	525.87㎡の土地に ・併用住宅Ａ （併用割合1.0） 建築面積195.90㎡ ・併用住宅Ｂ （併用割合0.0） 建築面積536.98㎡ （図１７）	併用住宅Ａの建築面積を建ぺい率６０％で割り返して住宅用地面積を算出 ・住宅用地110.50㎡ ・非住宅用地415.37㎡	525.87㎡を各棟の建築面積で按分 ・住宅用地104.14㎡ ・非住宅用地421.73㎡	63,240
4	大田	1,398.34㎡の土地に ・併用住宅８棟 ・共用住宅１棟 ・有料駐車場 ・資材置場 （図１８）	1,398.34㎡のうち ・住宅用地944.33㎡ ・非住宅用地454.01㎡	明確に区画された有料駐車場・資材置場の面積を特定し非住宅用地として認定 ・住宅用地845.51㎡ ・非住宅用地552.83㎡	741,655

（注）地方税法に基づき更正できる期間（平成２４年度以降）の固定資産税及び都市計画税の合算額

（図１５）

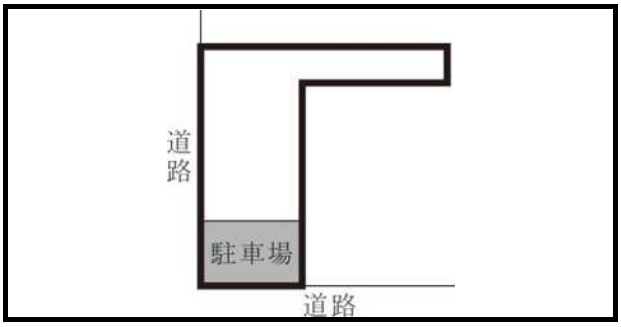

（図１６）

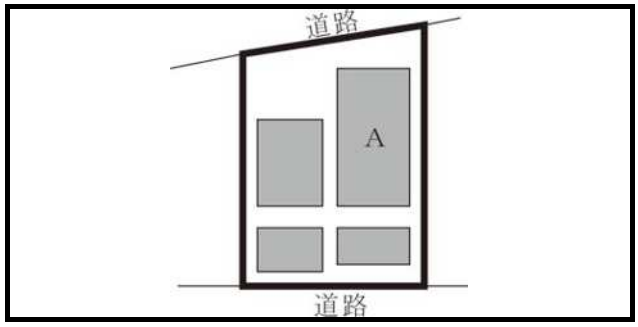

（図１７）

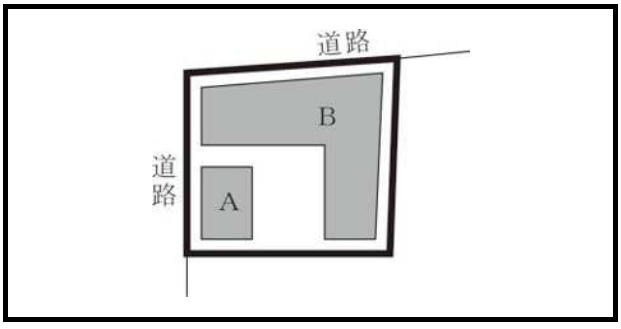

（図１８）

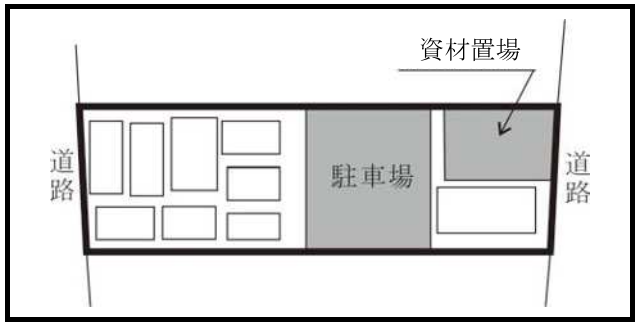

（表６）用途の認定が適正でない土地（前頁の続き）　　（単位：円）

No.	所名	現況	現状の認定	正しい認定	課税不足額（注）
5	世田谷	555.21㎡の土地に ・併用住宅１棟 （併用住宅割合1.0） ・併用住宅の１階に店舗 ・店舗用駐車場 （図１９）	555.21㎡の全てを住宅用地として認定	555.21㎡のうち、 店舗用駐車場部分を非住宅用地 ・住宅用地546.35㎡ ・非住宅用地43.53㎡	135,567
6	荒川	121.26㎡の土地のうち、約15㎡を塀等で区画して駐車場として使用 他は専用住宅敷地 （図２０）	121.26㎡全てを住宅用地	121.26㎡のうち塀で区画された駐車場を非住宅用地として認定 ・非住宅用地15㎡ ・住宅用地106.26㎡	76,649
7	江戸川	347.10㎡の土地に 併用住宅Ａ（建築面積141.53㎡、併用住宅割合0.5）と非住宅Ｂ（建築面積16.52㎡）が所在 （図２１）	347.10㎡のうち、 ・住宅用地165.29㎡ ・非住宅用地181.81㎡	347.10㎡を住宅及び非住宅の建築面積により按分 ・住宅用地158.48㎡ ・非住宅用地188.62㎡	39,600

（注）地方税法に基づき更正できる期間（平成２４年度以降）の固定資産税及び都市計画税の合算額

（図１９）

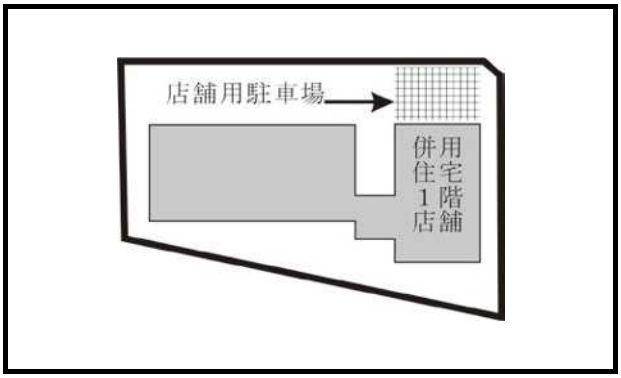

（図２０）

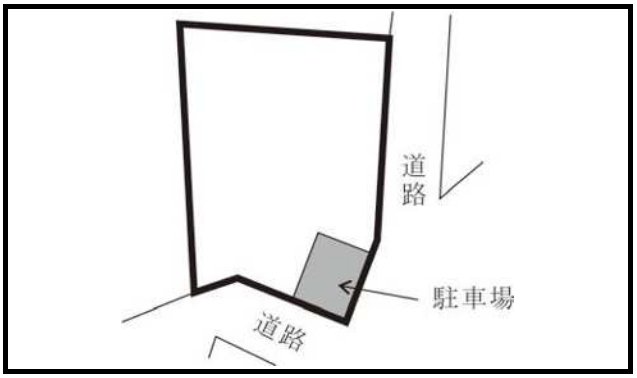

（図２１）

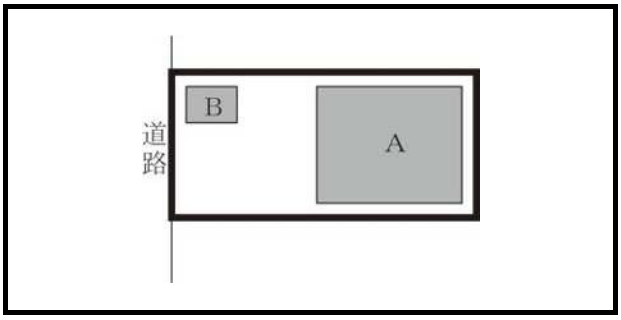

（４）画地及び用途の認定を適正に行うべきもの

大田都税事務所は、表７のとおり、事業の用に供している土地を住宅用地として認定しており、適正でない。

また、この結果、表７のとおり、一体として利用されているとはいえない複数の筆の土地を一画地として認定していることとなり、適正でない。

この結果、１１２万８，０００円の課税不足となっている。

所は、用途及び画地の認定を適正に行われたい。

（大田都税事務所）

（表７）現況と画地・用途の認定状況

筆の状況	現況	現状の認定	正しい認定
筆①113.95㎡ 筆②246.54㎡ （図２２）	筆①、② １棟２戸の併用住宅 筆①、② 有料駐車場	（画地） 筆①、②を一画地 （用途） 住宅用地 筆①、②の全て360.49㎡	（画地） 筆①の一画地 筆②の一画地 （用途） 住宅用地 ①のうち47.50㎡ ②のうち111.88㎡ 非住宅用地 ①のうち66.45㎡ ②のうち134.66㎡

（図２２）

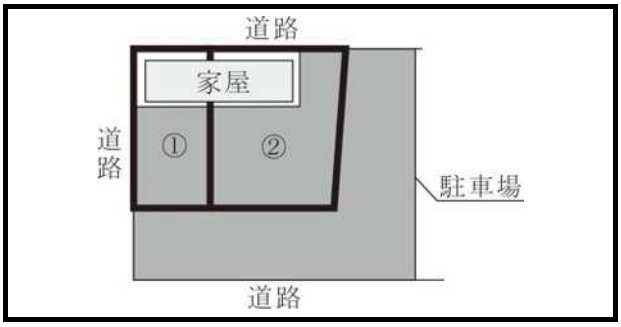

（５）画地及び住戸の数の認定を適正に行うべきもの

中野都税事務所は、表８のとおり、一体として利用されているとはいえない複数の筆の土地を一画地として認定しており、適正でない。

また、所は、表８のとおり、この土地に所在する住宅の戸数を誤って認定しているため、小規模住宅用地の面積を誤って認定しており、適正でない。

その結果、１３３万円の課税不足となっている。

所は、画地及び住戸の数の認定を適正に行われたい。

（中野都税事務所）

（表８）概況と画地・住戸の認定状況

筆の状況	現況	現状の認定	正しい認定
筆①　165.64㎡ 筆②　694.18㎡ 筆③　382.00㎡ 筆④　 42.97㎡ 計　1,284.79㎡ （図２３）	筆①に 家屋Ａ （１戸の専用住宅） 筆②～④に 家屋Ｂ （１棟２戸の 共用住宅） 家屋Ｃ （付属屋）	（画地） ・①～④を一画地 （住宅戸数） 家屋Ａ　１戸 家屋Ｂ　２戸 家屋Ｃ　１戸 計　４戸 （小規模住宅用地） ①～④で４戸分 800.00㎡ ※小規模住宅用地は1戸当たり 200㎡まで （住宅用地） ①～④で484.79㎡	（画地） ・①の一画地 ・②～④の一画地 （住宅戸数） 家屋Ａ　１戸 家屋Ｂ　２戸 家屋Ｃ　付属屋 計　３戸 （小規模住宅用地） ①の全て 165.64㎡ ②～④で２戸分 400.00㎡ （住宅用地） ②～④で719.15㎡

（図２３）

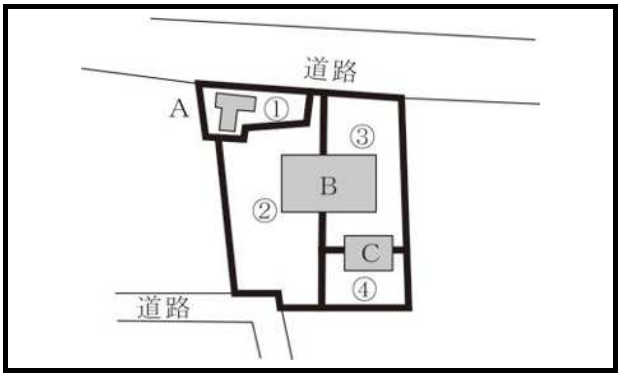

（６）非課税とする公共の用に供する道路を適正に認定すべきもの

地方税法によると、公共の用に供する道路（要件は表９のとおり）には、固定資産税・都市計画税を課することができない。

しかしながら、豊島及び大田両都税事務所は、表１０のとおり、公共の用に供する道路と認めることができない土地を道路として認定し、非課税としていることは適正でない。

その結果、８万５，０００円の課税不足となっている。

両所は、非課税とする公共の用に供する道路を適正に認定されたい。

（豊島都税事務所）

（大田都税事務所）

（表９）公共の用に供する道路の要件

ア　何等制約を設けず不特定多数人の利用に供されているもの
イ　道路の起終点がそれぞれ別の公道に接しているもの又は２以上の家屋の用に供するもの
ウ　道路全体を通して道路幅員が１．８ｍ程度以上あるもの
エ　客観的に道路として認定できるもの

（表１０）公共の用に供する道路と認めることができないもの

所名	現況図	理由
豊島	図２４	道路非課税部分（網掛け部分）は住宅Ａの敷地であり、不特定多数の利用に供していない。
大田	図２５	図の道路非課税部分のうち網掛け部分は、駐車場と区別できず、客観的に道路として認定できない。

（図２４）

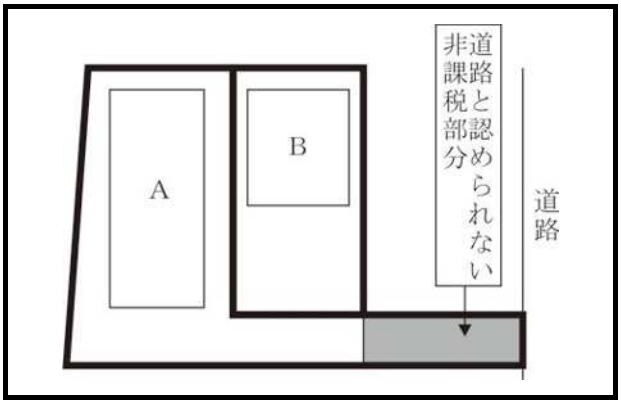

（図２５）

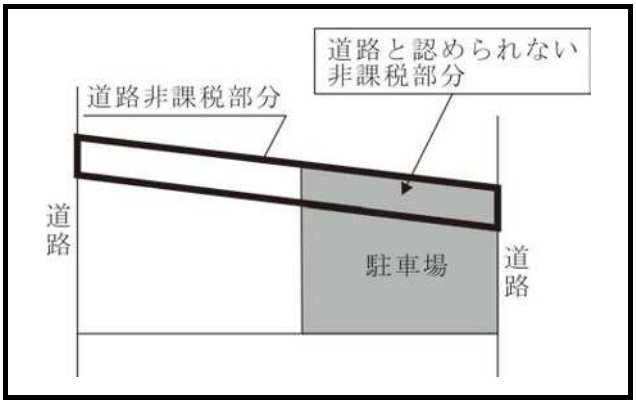

（７）固定資産税（家屋）の課税について

ア　家屋に係る固定資産税等の課税を適正に行うべきもの

豊島都税事務所は、平成１３年３月８日付けで土地所有者から提出された固定資産税の住宅用地等申告書により、敷地内に家屋（コインランドリー）が存在することを確認し、土地に係る固定資産税及び都市計画税については、家屋の建築面積を非住宅用地と認定して課税しているものの、家屋については固定資産税及び都市計画税を課税しておらず、適正でない。

その結果、４，０００円が課税不足となっている。

所は、家屋に対する課税を適正に行われたい。

（豊島都税事務所）

イ　家屋の評価を適正に行うべきもの

大田都税事務所は、増築部分を算入しないなどにより、建物表示登記と異なる床面積に基づき家屋の評価額を算定（注）しており、適正でない。

その結果、６万２，９０３円が課税不足となっている。

所は、家屋の評価を適正に行われたい。

（大田都税事務所）

（注）家屋の評価額は、建物の用途・構造ごとに定めた「単位当たり再建築費評点」に床面積を乗じて算定する。

（８）過年度分の固定資産税（償却資産）を課税すべきもの

償却資産に係る固定資産税は、毎年１月１日現在に各都税事務所管内に所在する事業用資産について、償却資産を所有する者に課税するもので、納税義務者は所に申告書等を提出することとなっている。

港、新宿及び荒川各都税事務所が納税義務者から提出を受けた平成２８年度償却資産申告書に、表１１のとおり、１１件の平成２６年以前の取得資産が記載されているが、これらの資産について平成２７年度以前に課税していないことから、平成２７年度以前の分を遡及して課税すべきところ、所はこれを行っておらず、適正でない。

この結果、１９万６，９００円の課税不足となっている。

各所は、過年度分の固定資産税（償却資産）を適正に課税されたい。

（港都税事務所）

（新宿都税事務所）

（荒川都税事務所）

（表１１）平成２６年以前の取得資産　　（単位：円）

所名	業態	資産名称	取得年	課税不足額（注１）
港	自動車販売整備	ＲＲ展示用ショーケース	平成２６年	45,900
		コンフィギュレーション芝（注２）	平成２６年	
		コンフィギュレーションアトリエ（注２）	平成２６年	
	建築に関する学術団体	非常用蓄電池更新工事	平成２６年	31,100
	ＩＴ関連	電子黒板（白板型）	平成２６年	5,300
		電子黒板（テーブル型）	平成２６年	
新宿	建設コンサルタント	ノートパソコン	平成２６年	2,300
荒川	電気計測制御機器製造販売	センサーモジュール	平成２６年	1,500
	電気工事	ＦＲＰ建築限界測定器	平成２１年	1,300
	金型製造	ダクト工事	平成１２年	300
	不動産貸付	構築物	平成２６年	109,200
計				196,900

（注１）地方税法に基づき更正できる期間（平成２４年度以降）の合算額

（注２）自動車販売の展示用機器、「芝」・「アトリエ」は事業者の事業所名

（９）納税交渉及び滞納処分を適切に行うべきもの

滞納者Ａは、監査日（平成２９．２．１７）現在、１２８万９００円の固定資産税及び都市計画税を滞納しており、滞納整理に係る状況は表１２のとおりである。

平成２３年１月に滞納発生後、滞納者は月３万円の納付を継続している。平成２４年６月１日に１００万円納付して大きく残高が減少したものの、その後は監査日現在まで、年額約５７万円の課税に対して年額３６万円前後の納付を続け、未納額は増加を続けている。

北都税事務所は、月当たりの納付額の増額をすることとし、平成２５年１０月、平成２６年１２月、平成２７年６月に増額交渉を行っているものの、監査日現在に至るまで増額が実現していない。

ところで、所が行った財産調査の状況を見ると、固定資産税等の課税物件には２，０８８万円の根抵当が設定されているものの、台帳価格は土地家屋合わせて９，４３０万円あり滞納処分が可能であるほか、預金口座についても普通預金の動きがあるだけでなく、１００万円の定期預金を維持できており、資金状況がきわめて厳しいとは必ずしもいえない状況である。

この状況においては、月当たりの納付額の増額に応じなければ滞納処分を行うべきところであるが、所は長期にわたりこれを行っておらず、適切でない。

所は、適切な納税交渉及び滞納処分を行われたい。

（北都税事務所）

（表１２）滞納の状況　　（単位：円）

滞納者	個人Ａ			
滞納税目	固定資産税・都市計画税			
課税税目	上記のみ			
本税滞納額 （監査日平成29.2.17現在）	１，２８０，９００			
本税滞納金額の 最も古い調定時期	平成２６年度３期			
滞納額異動状況		滞納発生	納付	年末残高
	平成23年	1,451,600	330,000	1,121,600
	平成24年	593,200	1,330,000	384,800
	平成25年	570,100	360,000	564,900
	平成26年	572,300	270,000	867,200
	平成27年	427,100	470,000	824,300
	平成28年	705,600	360,000	1,169,900
納付状況	平成23年	330,000	（30,000円×11回）	
	平成24年	1,330,000	（30,000円×11回+1,000,000円）	
	平成25年	360,000	（30,000円×12回）	
	平成26年	270,000	（30,000円×9回）	
	平成27年	470,000	（30,000円×9回+200,000円）	
	平成28年	360,000	（30,000円×12回）	
財産調査の状況	・宅地等 ①　共同住宅　（昭和63年築） 宅地243.06㎡、鉄骨造3階建延床540.23㎡、根抵当2,088万円 ②　共同住宅　（昭和38年築） 木造延床107.20㎡抵当無 ③　他県 居宅木造2階建て125.78㎡、宅地875.36㎡ ・預金 平成27.　1.29　普通28万円、ローン△41万円、定期109万円 平成28.11.14　普通僅少、ローン△32万円、定期109万円 ※ただし、根抵当権の残債（監査日現在570万円）があり、預金の取立てはできない。			
処分等状況	平成27.8.26未納の都税債務の承認書（分納誓約ではない） （平成25年度3期～平成27年度1期、本税944,300円）			
業態・特徴等	不動産賃貸ほか（未詳）			

(10) 滞納処分を適切に行うべきもの

法人Ｂは設備工事業を行う法人で、平成２４年７月以来、法人都民税（均等割）と自動車税の滞納があり、１万円から２万円程度の分割納付を断続的に行っていたが、平成２６年３月期及び平成２７年３月期の２期、確定申告により法人事業税及び法人都民税（税割）が発生し、表１３のとおり、滞納額が増加している。

平成２８年２月には、修正申告により更に滞納額が増加し、監査日（平成２９．２．２７）現在、２３６万５，１００円を滞納している。

このように滞納額が増加している状況において、表１４のとおり、分納が履行されず、かつ、平成２７年９月に、法人所在地賃貸ビルの管理会社から、家賃の滞納があるため立ち退きも含めた交渉をしていることを聴取しているが、新宿都税事務所は、次のとおり、滞納処分を行っていない。

ア　法人Ｂは平成２８年３月まで自動車を保有していたが、所は自動車登録の差押えを行っておらず、タイヤロックの検討もしていない。

イ　所は、平成２７年９月に売掛金債権の調査を行っているが、

①　同年９月、照会先Ｃから、取引があるため回答するとの電話があったにもかかわらず、監査日現在、回答書の所在が不明であり、返信の有無も不明となっている。

②　同年１０月、照会先Ｄからの回答書により１件（８９万１，０２１円）の売掛金債権があることが判明しているが、差押えを行わなかった。平成２８年１月には、所は、Ｄに再度電話で照会しているが、既に取引なしとの回答を受けている。

その後、平成２８年７月、法人Ｂは所在地にない状況となっている。

所は、滞納処分を適切に行われたい。

（新宿都税事務所）

（表１３）滞納額の推移

年月	滞納額	事由
平成２６年３月	５万４，５００円	法人都民税（均等割）、自動車税
平成２６年７月	４７万５，３００円	平成２６年３月期の確定申告による法人事業税・法人都民税（税割）の滞納発生
平成２７年７月	１３８万６，２００円	平成２７年３月期の確定申告による法人事業税・法人都民税（税割）の滞納発生
平成２８年２月	２３８万５，６００円	平成２６年３月期、平成２７年３月期の修正申告により滞納発生

（表１４）売掛金債権調査（平成２７年９月）時点における分納の履行状況

分納期間	分納約束の内容	履行状況
平成２６年 ７月～１２月	月２５，０００円×６回	７月、１２月に納付がなく、分納期間に２か月遅れて２月に納付されている。
平成２７年 ３月～１２月	月７０，０００円×１０回	３月、４月、６月、１０月は各７万円納付 ５月、７月、８月、９月分は納付なし

生　活　文　化　局

1　指摘事項

（1）東京ボランティア・市民活動センター事業補助金の効果検証を適切に行うべきもの

都民生活部は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会に対し、都民が活動しやすい環境の整備、ボランティアやＮＰＯなどの幅広い市民活動の支援を図ることを目的として、東京ボランティア・市民活動センターの運営に要する経費を表１のとおり補助している（注）。

ところで、部における補助対象事業の効果検証方法について確認したところ、要綱に基づきセンターから年度末に提出される事業実績報告書及び部とセンターとで行う月１回の定例会でのヒアリングにおいて事業の検証を行うこととしている。

しかしながら、監査日（平成２９．１．１６）現在、以下のような不適切な状況が認められた。

ア　補助対象経費及び事業実績の検証について

（ア）部は、要綱に定める様式において、年度末に実績報告を求めているものの、補助対象経費の実支出額については、表１の項番の事業ごとの総額のみを報告する形式となっており、総額の算出根拠となる個別の事業支出額が適切であるかを確認できるものとなっていない。

（イ）補助対象経費の実支出額について、領収書等の支出関連書類により使途を確認していない。

（ウ）部は、事業が適時に進行していたのか客観的に把握できる報告を徴すべきであるが、年度末に一度事業実績報告書を徴するのみで、月又は四半期ごとの事業実績報告を徴していない。

さらに、部は、事業の進捗は定例会で把握していたと説明するが、定例会の議事録を作成していない。

イ　事業実績に基づく補助対象事業の効果検証について

部は、表１の補助対象事業について、事業実績及びセンターが行っている利用者アンケート結果等を徴し、それを用いて事業の有効性や改善の必要性を判断するための効果検証をすべきところ、行っていなかった。

部は、補助対象事業の効果検証を適切に行われたい。

（都民生活部）

（注）平成２８年度東京ボランティア・市民活動センター事業補助金交付要綱（平成２８年４月１日付２７生都地第１８９６号）

（表１）補助対象事業の内容　　（単位：千円）

項番	区分	事業内容	補助額
1	管理費	職員人件費（常勤９名、非常勤９名）	８６，５０５
2		庁舎管理費（事務室使用料、管理費分担金）	１８，８２１
3		センター運営（運営委員会４回、常任委員会１回）	５，５１８
4	事業費	情報提供・提供事業実施状況（ホームページ運営、情報誌発行、ボランティア検索サイト運営等）	３１，２９９
5		相談事業実施状況（電話・Ｅメール、来所等による相談）	１６，１０９
6		人材育成事業実施状況（市民活動団体等向けの研修）	１，７３５
7		交流会事業実施計画（交流会の実施）	１，６７３
8		災害ボランティア活動支援事業（資機材倉庫借上げ、購入）	３，７４２
9		施設・機材等の提供事業（会議室、印刷機等の貸出し）	６３０
合　計			１６６，０３２

（２）端末機器等の借入れに係る特命随意契約を見直すべきもの

東京ウィメンズプラザは、施設予約システム用の端末機器等の借入れについて、Ａと特命随意契約を締結している（注１）。

その特命理由は、施設予約システム（注２）と連動している総合受付案内表示用液晶ディスプレイの賃借を行っているのがＡであり（注３）、Ａが施設予約システム及び案内表示用システムの調整、運用方法を熟知しているためとしている。

しかしながら、本件契約は端末、プリンタ等の一般的なリース契約であり、機器の導入に当たって必要となるソフトウェアのインストール作業等は、他の事業者でも実施できるものであることから、特命随意契約を締結する理由は認められない。

プラザは、端末機器等の借入れに係る特命随意契約を見直されたい。

（東京ウィメンズプラザ）

（注１）東京ウィメンズプラザ施設予約システム機器の借入（長期継続契約）

契約期間：平成２８．１１．１から平成３３．１０．３１まで

契約金額：月額３万８，１２４円（総額２２８万７，４４０円）

賃貸人　：Ａ

（注２）平成２８年度東京ウィメンズプラザ施設予約システムソフトウェア保守委託

契約期間：平成２８．４．１から平成２９．３．３１まで

契約金額：１２９万６，０００円

受託者　：Ｂ

（注３）液晶ディスプレイの賃借（長期継続契約）

契約期間：平成２７．４．１から平成３２．３．３１まで

契約金額：月額１万２，３１２円

賃貸人　：Ａ

（３）リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

東京ウィメンズプラザは、施設予約システム用の端末機器等の借入れについて、Ａと特命随意契約を締結している（注１）。

ところで、本契約の保守料に係る積算内訳について見たところ、パソコン本体等の物件価格に保守料率を乗じて算出しているが、①対象となる物件を全て網羅せずに物件価格を算出、②誤った保守料率を適用して保守料を算出しており適切でない。

プラザは、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

（東京ウィメンズプラザ）

（注１）東京ウィメンズプラザ施設予約システム機器の借入（長期継続契約）

契約期間：平成２８．１１．１から平成３３．１０．３１まで

契約金額：月額３万８，１２４円（総額２２８万７，４４０円）

（４）出えん契約を見直し、適切に運営すべきもの

文化振興部は、毎年度の出えん契約により公益財団法人東京都歴史文化財団に出えん金を基にした積立金を造成させて、各事業の助成金交付事務などを行わせている。

ところで、各事業の平成２８年度の運営状況を見たところ、表２の事業については、平成２７年度以前の残余金を繰り越して運営していることが認められた。

しかしながら、出えん契約では、各助成事業が対象とする活動の期間は表３のとおりとなっており、助成対象が確定したことによる残余金の扱いについての規定はない。

また、部は、当該残余金の公有財産上の扱いについては意思決定しているものの、出えん契約上の繰越し等の扱いについては意思決定していない。

契約上の規定がないにもかかわらず、意思決定をせず次年度以降に残余金を繰り越していることは適切でない。

さらに部は、財団から毎年度末に公益法人会計基準に基づいた発生主義での金額の報告を受けているが、出えん金にかかる公有財産上の金額は、現金主義での金額を計上していることから、現金主義での金額を把握していないことは適切でない。

部は、助成対象が確定したことによる残余金について繰越し等の扱いを明記するなど、出えん契約を見直し、適切に運営されたい。

（文化振興部）

（表２）残余金を繰り越している事業　　（単位：円）

事業名	事業期間	出えん額	平成２６年度以前残余金繰越額	平成２７年度残余金繰越額
平成２８年度東京芸術文化創造発信助成事業	平成28年度～平成30年度	150,000,000	7,906,638	
東京地域芸術文化助成事業	平成28年度	15,000,000		12,472,850
芸術文化による社会支援	平成28年度	10,000,000		467,708

（表３）出えん契約ごとの各助成事業が対象とする活動の期間

事業名	平成２７年度出えん契約	平成２８年度出えん契約
平成２８年度東京芸術文化創造発信助成事業	―	平成28.4.1～平成31.3.31
東京地域芸術文化助成事業	平成27.4.1～平成28.3.31	平成28.4.1～平成29.3.31
芸術文化による社会支援	平成27.4.1～平成28.3.31	平成28.4.1～平成29.3.31

２　意見・要望事項

（１）外国人おもてなし語学ボランティアへの活動機会の周知について

都民生活部は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、外国人に対して街中で積極的に声をかけ、道案内等の手助けを行う「外国人おもてなし語学ボランティア」の育成を行っている（登録者数：平成２９年１月末現在９，５９５名）。当該ボランティア向けには、登録時の育成講座のほか、フォーラムを開催するなどしてフォローアップを行っている。

ところで、ボランティア登録後における活動状況を部に確認したところ、登録者のうち、約４５％が活動を行っていないとの結果を得ており、登録者向けに実施したアンケート結果でも、参加者からボランティアの活動機会の提供を要望する意見も一定数認められるなど、ボランティア自身が活動機会を適切に見出せていない状況が認められた。そこで部は、対応策として登録者に対し、メールで外国人向け局内イベント等の周知を行い、活動機会を促したとしている。

しかしながら、監査日（平成２９．１．１６）現在、平成２８年度中にメールによる周知を行った案件は８月及び９月の２回であり、適時に周知しているとは認められない状況にあった。

部は、当該ボランティアは活動機会を自主的に確保していくものであるとしているが、ボランティア登録直後等において活動が定着するまでは、部が、登録者の要望に応えイベント情報を適時かつ適切に周知していくなどの取組は必要である。また、当事業に係る投下した経費を踏まえ、登録した人材を有効活用するよう検討が望まれる。

（都民生活部）

（２）東京都防災（語学）ボランティアの活動促進について

都民生活部は、災害時における被災外国人支援のため、一定の語学力を有する都民等を防災（語学）ボランティア（以下「語ボラ」という。）として募集、審査、登録及び研修を行っている（注１）。

ところで、語ボラ登録後における活動状況を部に確認したところ、以下の状況が認められた。

ア　平常時の活動促進の検討について

部は、平常時において、表４のとおり、団体等の実施する事業について要請に応じ語ボラを派遣することとしている。

ところで、平成２８年度における語ボラの活動状況は、都が毎年実施する防災訓練を除くと、監査日（平成２９．１．１６）現在、実績が１回にとどまっている。

しかしながら、部が登録者から徴取した「語ボラ活動希望調書」によると、平常時の活動希望者が７３８人（注２）中６９５人いることが確認できた。

このことから、希望者については、表４の事業について積極的な活用を検討すべきであり、また、表４の記載のとおり東京都各局（警視庁及び東京消防庁含む。）及び東京都監理団体等に対しても、当該語ボラの制度を周知するなどして、平常時における活動の促進を検討することが望まれる。

イ　適時かつ適切な情報提供の検討について

部は、表５のとおり、「東京都防災（語学）ボランティアニュース」を登録者へメールにて送付するとともにホームページへ掲載し、語ボラに関する情報提供を行っている。

ところで、平成２８年度のニュース発行回数は監査日（平成２９．１．１６）現在１回で、平成２６年度（４回）と比較して減少しており、積極的な情報提供となっていない。また、その内容は、全７日程のうち既に４日程が終了した研修の募集案内を掲載するなど、登録者にとって適時かつ適切な情報提供となっていない。

部は、ニュースの発行回数や内容を見直し、登録者にとって有効な情報提供となるよう検討することが望まれる。

（都民生活部）

（注１）根拠：東京都防災ボランティアに関する要綱（平成７年５月１１日付総務局長決定）

（注２）平成２８年１１月末現在の登録者数

（表４）東京都防災（語学）ボランティアの平常時の活動に関する取扱要領の抜粋

（派遣対象事業等）都民生活部長は、次の各号に掲げる団体等の実施する事業について、要請に応じボランティアを派遣する。	
	(1)東京都生活文化局に設置する外国人災害時情報センターが、防災訓練を実施する際に外国語による支援が必要な場合
	(2)東京都の各局及び東京都監理団体が実施する事業において、外国語による支援が必要な場合
	(3)都内区市町村及び区市町村が設置する団体が実施する事業において、外国語による支援を必要とし、区市町村だけでは対応が困難な場合
	(4)その他都民生活部長が特に必要と認めた場合

（表５）東京都防災（語学）ボランティアニュース発行状況

年度	発行時期	内容
26	平成 26.5	平成 25 年度「外国人支援のための防災訓練」を実施しました/<コラム>地震のある国・地震のない国/<防災マメ知識>家具の転倒対策をしましょう
	平成 26.7	平成 26 年度語ボラ研修年間実施予定/平成 26 年度東京都総合防災訓練実施のお知らせ/観光ボランティアのご紹介
	平成 26.9	平成 26 年度東京都・杉並区合同総合防災訓練を実施しました/<防災マメ知識>大雨・台風に備えましょう/平成 26 年度語ボラ研修を実施しています
	平成 26.12	「災害時外国人支援活動事例研究」研修の報告/多言語翻訳シミュレーション訓練を実施しました！
27	平成 27.5	平成 27 年度語ボラ研修年間実施予定/平成 27 年度東京都総合防災訓練実施のお知らせ/平成 27 年 3 月 18 日(水)に実施した翻訳訓練の結果報告
	平成 27.9	「やさしい日本語」技術研修実施報告/外国人のための生活ガイド(東京都国際交流委員会)/最近の災害事例から
28	平成 28.11	平成 27 年度外国人支援のための防災訓練実施について/平成 27 年度語ボラ研修実施について/平成 28 年度語ボラ研修実施予定/平成 28 年 3 月 16 日(水)に実施した翻訳訓練の結果報告

（３）調査が重複しないよう工夫することについて

文化振興部は、ホール・劇場等の詳細情報に係る調査委託契約（以下「契約①」という。）を業者Ｃに（注１）、首都圏におけるホール・劇場等に係る調査委託契約（以下「契約②」という。）を業者Ｄに（注２）、それぞれ委託している。

契約①は、ホームページで公開している５０人以上の都内のホール等のリストを更新する調査である（調査対象数：約１，３００施設)。一方、契約②は、近県も含めた１，０００人以上の収容能力を有するホール等の現状を把握したうえで、需給調査やユーザー調査等も行い、分析を行うものである（調査対象数：約２３０施設)。なお、これらの調査委託は、同時期に並行して実施している。

ところで、契約内容を見たところ、基本調査の項目（場所、施設規模、利用方法、改修等

の予定又は履歴等）は、契約①及び契約②で同様であり、調査対象について、都内の１，０００人以上の収容能力を有するホール等について重複している（８７施設）。

調査項目については、両契約とも、契約締結後に協議して作成することとなっていたのであるから、調査の重複を防ぎ、８７施設の負担を軽減するため、契約①又は契約②のいずれかの調査で足りるよう工夫するか、又は調査項目が重複しないよう工夫することが必要であった。

部は、調査を適切に実施することが望まれる。

（文化振興部）

（注１）ホール・劇場等の詳細情報に係る調査委託契約（契約①）

契約金額：５８３万２，０００円

契約期間：平成２８．１０．４から平成２９．３．３１まで

（注２）首都圏におけるホール・劇場等に係る調査委託契約（契約②）

契約金額：１，６８４万８，０００円

契約期間：平成２８．１０．７から平成２９．３．３１まで

オリンピック・パラリンピック準備局

1　指摘事項

（１）契約内容の変更を適正に行うべきもの

総合調整部では、外国人がオリンピック・パラリンピックの開催都市である東京に対し、災害等の緊急事態発生時に何を期待しているか等を把握、分析し、その結果を今後の検討の基礎資料とするため、表１のとおり、委託契約をＡと締結している。

当該契約の仕様書では、①インターネットアンケートの実施（集計、分析）、②成田国際空港等におけるアンケートの実施（集計、分析）、③外国人支援団体等に対するヒアリング調査（集計、分析）を実施し、最終調査報告書（以下「報告書」という。）を作成、納品することとしている。

しかしながら、報告書を見たところ、表２のとおり、③について、仕様書で定められた内容と一部が異なっていることが認められた。

部は、この内容変更について、口頭で協議を行ったとしているが、文書による手続を経ておらず、適正でない。

部は、契約内容の変更を適正に行われたい。

（総合調整部）

（表１）契約の状況　（単位：円）

契約期間	契　約　件　名	契約金額
平成 28.5.12～ 平成 28.11.30	外国人の安全安心に関する意識・要望調査委託	9,720,000

（表２）仕様書の内容と報告書の内容が異なっているもの

仕様書の内容	報告書の内容
ヒアリング調査（５団体程度）に当たっては、設問案を作成し、設問ごとの単純集計（注１）及び設問間のクロス集計（注２）を行い、作図、作表を行う。また集計結果の分析を行う。 また、自由記述の集計、分析等を行う。	ヒアリング調査（５団体）の設問について調査項目ごとに自由記述式で行っており、記述結果の作表、分析を行っている。 このため、設問ごとの単純集計及びクロス集計、クロス集計ごとの作図、作表は行っていない。

（注１）単純集計とは、設問ごとに集計するもの

（注２）クロス集計とは、設問項目を掛け合わせて集計するもの

都　市　整　備　局

1　指摘事項

（１）調査委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの

第一市街地整備事務所は、下水道管布設工事及び整地工事に伴う損害賠償算定の基礎資料とするため、表１の契約を締結している。

ところで、当該契約の仕様書では、表１の「業務内容」のとおり、所有者から被害届又は事後調査確認書を受領することとなっている。

しかしながら、受託者からの納品物を確認したところ、全１４件中７件について、表２のとおり、被害届又は事後調査確認書の受領が履行期限経過後となっているにもかかわらず、所は完了検査を合格としており、適正でない。

所は、調査委託契約に係る完了検査を適正に行われたい。

（第一市街地整備事務所）

（表１）契約の概要

契約件名	（25 六-２）工事に伴う家屋事後・復旧調査委託
契約期間	平成２８．１２．１６～平成２９．３．１３
契約金額	3,240,000 円（変更後：2,041,200 円）
受 託 者	Ａ
業務内容	・事前調査との対比により損傷の程度を定量的に明らかにする。 ・損傷と工事との因果関係を考察する。 ・所有者に説明し、損傷がある場合は所有者から被害届を受領、損傷がない場合は事後調査確認書を受領する。 ・原状回復若しくは機能回復に係る修繕費用を算定する。

（表２）履行期限後の書類受領

調査対象者 / 年月日（平成）	ａ、ｂ	ｃ	ｄ、ｅ	ｆ、ｇ
履行期限	29.3.13	29.3.13	29.3.13	29.3.13
完了検査日	29.3.21	29.3.21	29.3.21	29.3.21
被害届又は事後調査確認書の受領日	29.3.17	29.3.24	29.4.5	29.4.17

（２）調査検討委託契約の変更手続を適正に行うべきもの

都市基盤部は、観光バスの路上駐停車による問題について実態の調査及び対策の検討を行うため、表３の契約を締結している。

ところで、表３の「業務内容」のうち、「⑦　関係者会議への出席及び資料の作成」について、当該契約の仕様書では、都が指定する国や警察等関係機関との会議（５回を想定）に出席するとともに、会議に必要な資料及び会議録を作成することとしている。

そこで、本契約の成果品を見たところ、関係機関の都合により、５回の開催が想定されていた関係者会議のうち４回は翌年度に延期されたことが認められた。

このことについて、部は、会議への出席は全国各地の取組等を対策方針案に反映させることが目的であるため、受託者に対し、延期された会議への出席に代えて他の自治体の取組状況等を個別にヒアリングし報告書にまとめるよう指示したとしている。

しかしながら、仕様書で定めた契約内容を変更しているにもかかわらず、部は、書面による変更手続を行っておらず、適正でない。

部は、調査検討委託契約の変更手続を適正に行われたい。

（都市基盤部）

（表３）契約の概要

契約件名	平成２８年度観光バスの駐車対策に関する調査検討委託
契約期間	平成２９．１．１７～平成２９．３．２８
契約金額	8,640,000 円
受託者	Ｂ
業務内容	①　観光バスの路上駐停車による問題事象の把握及び問題発生原因の整理 ②　実態調査の実施 ③　問題発生原因の分析及び原因別対策案の検討 ④　将来の観光バス需要及び問題点の想定と対策効果の検討 ⑤　問題解決に向けた都施策の検討 ⑥　対策方針案の作成 ⑦　関係者会議への出席及び資料の作成

（３）都営住宅の退去に伴う損害金の調定を適正に行うべきもの

西部住宅建設事務所は、都道の拡幅工事に伴い、武蔵野市内の都営住宅建物一棟を取り壊すため、平成２４年６月に、居住者に退去を求めた。

退去に応じなかった居住者について、所は、平成２５年９月３０日に都営住宅の使用許可を取り消し、２回の訴訟を経て、平成２８年１１月３０日に当該居住者が未届で退去したことを確認した。

ところで、会計事務規則（注）では、歳入徴収者は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定しなければならないとされている。

しかしながら、所は、監査日（平成２９．４．１９）現在、損害金５５万４，８００円（平成２５年１０月から平成２８年１１月までの住宅使用料相当額３８か月分）について調定を行っておらず、適正でない。

所は、都営住宅の退去に伴う損害金の調定を適正に行われたい。

（西部住宅建設事務所）

（注）東京都会計事務規則（昭和３９年東京都規則第８８号）第２２条

（４）建物管理委託契約の履行確認を適切に行うべきもの

第二市街地整備事務所は、事務所庁舎の設備点検や清掃を行うため、表４の契約を締結している。

本契約の標準仕様書（注）によれば、構内電話交換設備について、電子交換機、ボタン電話装置及び電源装置は６か月に一度、電話機及び配線は年に一度の点検が定められている。

しかしながら、受託者から提出された保守点検報告書を見たところ、表５のような様式となっており、装置名及び点検内容が標準仕様書と対応していないため、仕様書どおり点検が行われたか確認できず、適切でない。

所は、報告様式を改めるなど、建物管理委託契約の履行確認を適切に行われたい。

（第二市街地整備事務所）

（注）維持保全業務標準仕様書（東京都財務局建築保全部工務課編集　平成２６年４月版）

（表４）建物管理委託契約の概要

契約件名	東京都第二市街地整備事務所庁舎建物管理委託
契約期間	平成２８．４．１～平成２９．３．３１
契約金額	5,508,000 円
受託者	C
業務内容	・定期点検保守業務 ・運転・監視業務 ・清掃業務 ・建築物環境衛生管理業務 ・建築基準法第１２条の規定による定期点検

（表５）保守点検報告書（平成２８年５月の例）

装置名	点検内容	結果
加入者回路	発着信接続試験	○
トランク	手動接続試験	○
機能	内線／トランクに関する機能	○
診断	各種診断試験	○
電源装置	DC・DG・コンバーター、出力電圧測定	○
システム	加入者情報	○
	閉塞・ロックアウト表示	○
	障害情報、時計表示	○
運転ファイル	ファイル更新（変更）	○
配線盤	MDF・IDF ジャンパー点検・アレスタ・ヒートコイル	○
整備	図面・帳票類・機械室ほか	○
清掃	ファン、フィルタ、蓄電池、機械室ほか	○

（５）工事の施工管理を適切に行うべきもの

西部住宅建設事務所及び東部住宅建設事務所の工事について見たところ、次のとおり、施工管理が適切でないものが認められた。

ア　西部住宅建設事務所は、表６のとおり、消防用設備等の追加工事契約を締結し、都営住宅のベランダに避難用器具を設置している。

これは、表７のとおり、所が当該都営住宅を建設した際、消防署から避難用器具の設置位置変更を求められていたにもかかわらず、設計変更等の処理を行わなかったことによるものであり、結果として、本件追加工事代金１２５万２，８００円が不経済支出となっている。

イ　東部住宅建設事務所は、都営住宅の建替工事を実施した際、水道メータが所在不明となったため、表８のとおり、水道メータ弁償金を支出している。

これは、表９のとおり、所が、施工場所の地下に水道メータを残したこと及びこれについて留意し管理を適切に行うべきことを施工業者に伝えなかったことによるものであり、結果として、本件弁償金１０万８，０００円が不経済支出となっている。

両所は、このような事案が再発しないよう、工事の施工管理を適切に行われたい。

（西部住宅建設事務所）

（東部住宅建設事務所）

（表６）追加工事契約の概要　　（単位：円）

件　　名	金　額	期　間	受託者
都営昭島福島町アパート消防用設備等追加工事	1,252,800	平成 28.10.20～ 平成 28.11.11	D

（表７）追加工事に至った経緯

年　月	経　　緯
平成２６年２月	・「都営住宅２５Ｈ－１１１西（昭島市福島町）工事」契約を締結 （工事期間：平成 26.2.28～平成 28.1.29）
平成２６年３月	・所は、建築基準法第 18 条第２項により、建築主事に計画を通知
平成２６年５月	・所轄消防署が、避難用器具の設置位置の変更を指示
平成２８年１月	・所が設計変更等の処理を行わなかったため、避難用器具の設置位置を変更しないまま上記工事が完了
平成２８年３月	・所轄消防署が、避難用器具の設置位置が不適切と指摘
平成２８年４月～９月	・所、設計事務所及び工事受注者間で協議検討した結果、消防用設備等追加工事で対応

（表８）水道メータ弁償金の概要　　（単位：円）

件　　名	金　額	支払日	支払先
水道検針親メーターの取扱に係る支出について	108,000	平成 28.11.22	東京都水道局

（表９）水道メータ弁償金支払の経緯

年　月	経　　緯
平成２６年５月	・都営板橋富士見町団地解体工事完了 給水管及び当該水道メータは、再利用の可能性があったため施工場所の地下に残置
平成２７年９月	・都営板橋富士見町団地建設工事着手。所は、施工業者に水道メータが残されていることを伝えなかった。
平成２８年３月	・水道局職員が現場を訪れ、水道メータが所在不明であることを発見。所に対し状況調査及び報告を依頼。
平成２８年３月～１１月	・所は、解体業者及び建設業者にヒアリングや調査を行ったが、水道メータの所在、原因ともに不明
平成２８年１１月	・東京都水道局の規定に基づき、所が弁償金を支出

環　　境　　局

1　指摘事項

（１）ノネコ引取り作業等委託について

自然環境部（以下「部」という。）は、絶滅危惧種アカガシラカラスバトの保護を目的として、小笠原村の父島及び母島の生息地周辺で捕獲され、船で竹芝客船ターミナルに搬送されたノネコ（注１）を、表１の契約によって引き取り、順化（注２）を行う動物病院等の関係機関へ搬送している。

この引取り作業等について見たところ、以下のとおりであった。

ア　委託の作業報告を適切に指導すべきもの

仕様書では、受託者は作業完了後１週間以内に作業報告書を提出するよう定めている。

ところで、受託者から提出された作業報告書を見ると、表２のとおり作業日の属する月の末日に１か月分の作業報告書がまとめて提出されており、適切でない。

部は、作業の報告について受託者を適切に指導されたい。

（自然環境部）

イ　業務の履行が確認できるよう、適切に仕様書を作成すべきもの

部は、ノネコを引き取った時点及び動物病院等に引き渡した時点において写真を撮影し、作業報告書に添付して提出するよう受託者に口頭で求めているとのことである。

ところで、受託者から提出された写真を見ると、動物用コンテナが撮影されているものの、個体を識別できる番号等が写真では確認できないことが認められた。

これは、履行確認の方法について具体的に仕様を定めていないことによるものであり、適切でない。

部は、業務の履行が確認できるよう、適切に仕様書を作成されたい。

（自然環境部）

（注１）野生化したイエネコ。人間社会に依存する野良猫とも、遺伝的に異なるヤマネコとも区別される。

（注２）人に慣れさせて、飼い猫として人間と生活できるようにすること。

（表１）ノネコ引取り作業等に係る契約状況　　（単位：円）

件　名	契約単価	予定数量	推定総金額
平成２８年度アカガシラカラスバト生息地保全のためのノネコ引き取り作業等委託（単価契約）	17,064	60 回	1,023,840

（表２）ノネコ引取り作業等委託の平成２８年５月の報告状況

指示 No.	指示日	作業日	作業報告書提出日	搬送数
6	平成 28 年 5 月 12 日	平成 28 年 5 月 14 日	平成 28 年 5 月 31 日	3 頭
7	平成 28 年 5 月 12 日	平成 28 年 5 月 14 日	平成 28 年 5 月 31 日	2 頭
8	平成 28 年 5 月 18 日	平成 28 年 5 月 20 日	平成 28 年 5 月 31 日	2 頭

（２）ノネコ搬送に伴う感染症対策等の委託について

部は、小笠原諸島で捕獲され、順化を行う動物病院等の関係機関へ搬送したノネコについて、内地の野生生物や飼養動物に寄生虫や感染症が広がることを防ぐため、表３の契約によって駆虫や感染症対策等の処置を委託している。

この処置委託について見たところ、次のとおりであった。

ア　委託の作業報告を適切に指導すべきもの

仕様書では、受託者は処置完了後速やかに感染症対策等実績報告一覧表（以下「一覧表」という。）を提出するよう定めている。

ところで、受託者から提出された一覧表を見ると、契約期間に係る全ての処置について、平成２９年１月３１日にまとめて提出されており、適切でない。

部は、作業の報告について受託者を適切に指導されたい。

（自然環境部）

イ　業務の履行が確認できるよう、適切に仕様書を作成すべきもの

受託者から提出された一覧表を見ると、病院名や処置日、処置状況等については記載されているものの、これらを確認できる資料が添付されていないことが認められた。

感染症対策等の処置が行われていることを確認するための具体的な資料の提出について、仕様書で定めていないことは、適切でない。

部は、業務の履行が確認できるよう、適切に仕様書を作成されたい。

（自然環境部）

（表３）ノネコの感染症対策等の処置に係る契約状況　（単位：円）

件　名	契約期間	契約単価	予定数量	推定総金額
平成２８年度ノネコ搬送に伴う感染症対策等委託（単価契約）	平成 28.4.1～ 平成 29.3.31	9,720	60 頭	583,200

（３）移植樹木維持管理委託の積算を適切に行うべきもの

部は、清瀬小児病院跡地における再編整備の一環として、生育するアカマツ等を保全するために移植し、その後の維持管理について、表４のとおり、契約を締結し樹木の管理を行っている。

ところで、この契約手続について見たところ、表５のとおり、落札率が著しく低く、予定価格と最高入札金額との開きも大きいことが認められた。

この原因は、本維持管理業務の仕様においては、アカマツ移植の特許の有無や実績を求めていないにもかかわらず、アカマツの活着率の高い移植工法の特許を有する業者１者からのみ参考見積りを徴し、予定価格としたことによるものである。

部は、予定価格決定時に複数の業者から参考見積りを徴するなど、積算を適切に行われたい。

（自然環境部）

（表４）契約状況　（単位：円）

件名	契約金額	契約期間	受託者
清瀬小児病院跡地移植樹木維持管理委託	1,296,000	平成 28.4.1～平成 29.3.21	A

（表５）入札状況　（単位：円、％）

入札者	予定価格	入札金額	落札率
A	9,038,000	1,200,000	13.3
B		1,335,400	
C		1,550,000	
D		2,260,000	
E		2,500,000	
F		2,670,000	
G		3,000,000	
H		3,700,000	
I		6,000,000	
J		7,000,000	77.5

（４）自然公園維持管理工事に係る事務手続を適切に行うべきもの

多摩環境事務所では、自然公園維持管理のため、表６のとおり契約を締結し、工事を行っている。

ところで、工事の実施に係る事務手続について見たところ、次のとおり不適切な事例が認められた。

ア　仕様書には、作業実施に当たって、都監督員から作業指示を受理した場合には、受託者は、速やかに対応することとされている。

しかしながら、表７のとおり、受託者は、都監督員からの指示を受理する前に使用する工事材料を発注していた。

所は、受託者に対し８月２日に都監督員が口頭で指示及び現場説明を行ったとしているが、その記録が所に残されておらず、確認ができない。

イ　仕様書には、受託者は作業完了後、完了届を提出し、都監督員の完了検査を受けることとなっているが、表８のとおり、完了届に記載された検査日は工事の完了日より前の日付となっていた。

所は、作業完了後に完了検査を行ったとしているが、確認ができない。

所は、自然公園維持管理工事に係る事務手続を適切に行われたい。

（多摩環境事務所）

（表６）契約状況　（単位：円）

件名	発注限度額	契約期間	受託者
自然公園維持管理工事（単価契約）	5,400,000	平成 28.4.1～平成 29.3.31	K

（表７）使用する工事材料の発注状況　（単位：円）

指示書に記載された指示日	受託者による発注日	発注内容	発注金額
平成２８年９月１５日	８月３日	ナイロンロープ	16,600
	〃	単管パイプ	46,800
	８月４日	土居木階段	33,000
	合計		96,400

（表８）検査状況

指示番号	指示日	完了日	検査日
６	平成２９年１月１７日	平成２９年１月３０日	平成２９年１月３日
７	平成２９年１月２７日	平成２９年２月２７日	平成２９年２月３日

（５）業務完了時に報告書類を速やかに提出させるよう、市を指導すべきもの

多摩環境事務所の歳入について見たところ、八王子市からの委託料の返還金８７万７，８０７円について、過年度の事業に係る返還金であるとして雑入で受け入れていた。

これは、緑地保全地域の維持を目的として、所が市と締結した表９の協定に基づく平成２７年度の委託業務について、協定の対象区域外での作業が実績に含まれていたことから、表１０のとおり過払委託料が発生し、平成２８年度に返還を受けたことによるものである。

所は、市から提出された作業記録図においてこの事実を確認したが、報告書類が提出されたのは平成２８年７月１２日であり、業務完了から約１１か月を経過した平成２９年２月２８日に、所が過払金の返還請求を行ったことは適切でない。

この協定は今後も継続するものであることから、所は今後の作業委託に当たり、業務完了時に報告書類を速やかに提出させるよう、市を指導されたい。

（多摩環境事務所）

（表９）保全地域の植生管理委託に関する協定の状況　（単位：円）

件　名	委託料	支払方法	委託期間	受託者
平成２７年度保全地域植生管理委託に関する協定	3,233,520	前金払	平成 27.4.1～ 平成 28.3.31	八王子市

（表１０）植生管理委託料の過払の状況　（単位：円）

対象区域外の作業地域	作業内容	過払額	納入日
宝生寺緑地保全地域（民有地）	支障枝伐採	492,264	平成 29.3.17
上川の里特別緑地保全地域	支障枝伐採及び草刈	385,543	
合計		877,807	

福　祉　保　健　局

1　指摘事項

（１）受託者への履行確認及び診療報酬請求業務の進行管理を適切に行うべきもの

北療育医療センター（以下「センター」という。）は、重症心身障害者等の入所施設（医療型障害児入所施設・療養介護）と通所施設（医療型児童発達支援センター・生活介護）としての機能に加え、一般の医療機関では対応が難しい心身障害児・者の入院・外来の医療を行う総合療育医療センターである。

センターは社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会への診療報酬請求その他の医事業務を契約により委託している。

仕様書において、査定（注１）となった診療報酬明細書（レセプト）のうち、再審査請求（注２）すべきものについて、請求漏れ調査を行いセンターに報告することなどを定め、受託者は、表計算ソフトにより、査定されたレセプトの整理簿を作成している。

この整理簿につき、監査日（平成２９．５．２９）現在において、①平成２９年３月の査定案件が漏れなく整理簿に記載されているかを見たところ、記載漏れが１件、②整理簿に記載された平成２８年度の全査定案件の処理を見たところ、再審査請求がなされていないものが６月査定分において１件、認められた。

センターは、受託者への履行確認を行うとともに、診療報酬請求業務の進行管理を適切に行われたい。

（北療育医療センター）

（注１）査定とは、保険診療として認められない診療行為、過剰な診療行為等の理由で社会保険診療報酬支払基金等から保険請求を減額されたもの。

（注２）再審査請求とは、査定されたレセプトについて、病院内の保険診療委員会等に諮った上で、調査・修正等の上、社会保険診療報酬支払基金等に申し立てて再度請求すること。

（２）再審査請求の実施について文書により意思決定すべきもの

北療育医療センター城北分園は、医療型児童発達支援センター及び生活介護事業所の機能を持つ通園・通所施設であり、併せて外来の診療体制を整備している。

園は、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会への診療報酬請求その他の医事業務を契約により委託しており、仕様書において、査定となった診療報酬明細書（レセプト）について、整理簿に記入し園の求めに応じて報告すること、また、再審査請求又は取下げの手続を行い整理簿に記入することなどを定めている。

ところで、園では、保険診療委員会を設置していないため、査定案件は受託者が唯一の常勤医師である園長に協議し、園長の再審査請求をするかしないかの指示により、再請求すべきものは受託者が行うこととしている。しかし、その指示を文書決裁の形で行っておらず適切でない。

園は、再審査請求の実施の有無について、文書により意思決定されたい。

（北療育医療センター城北分園）

（３）母子父子福祉資金事務について

西多摩福祉事務所は、母子・父子家庭等（配偶者のいない家庭で２０歳未満の児童を扶養している家庭等）に対し、母子父子寡婦法及び東京都母子及び父子福祉資金貸付規則等（注）に基づき、修学資金等の貸付及び償還事務を行っている。

ところで、この事務の実施状況を見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

（注）母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則（昭和３９年東京都規則第３２０号）

ア　貸付決定時の審査を適切に行うべきもの

修学資金等の貸付をする場合は、規則により、申請者の収入を明らかにする書類が必要としているが、表１の１番においては、貸付決定時に一部これを徴していないことが認められた。また、２番及び３番においては、提出書類である生活費収支内訳書中の償還時収支欄に記載漏れがあることが認められた。

所は、貸付決定時の審査を適切に行われたい。

（西多摩福祉事務所）

（表１）貸付状況　　（単位：円）

番号	種類	金額	期間	償還方法	償還期間
1	修学資金	1,620,000	平成 29.4.1～ 平成 32.3.31	平成 32.3 卒業後 6 か月据え置き後支払	平成 32.10.1～ 平成 42.9.30
2	修学資金	1,858,000	平成 29.4.1～ 平成 31.3.31	平成 31.3 卒業後 6 か月据え置き後支払	平成 31.10.1～ 平成 47.3.31
3	就学支度資金	250,000	平成 29.4.1～ 平成 31.3.31	平成 31.3 卒業後 6 か月据え置き後支払	平成 31.10.1～ 平成 33.10.31

イ　資金償還時の手続を適切に行うべきもの

規則には、償還金の猶予を受けようとする者は、償還金を支払うことが困難であることを証する書類を提出することとされている。

しかしながら、表２の４番については毎月の償還額を減額する理由を証する書類が無く、５番については、償還期間の変更に関する書類を徴していないことが認められた。

所は、償還手続を適切に行われたい。

（西多摩福祉事務所）

（表２）償還手続状況　（単位：円）

番号	種類	金額	変更内容
4	修学資金	2,520,000	毎月の償還額変更 （変更前）毎月 20,000 円ずつ 126 回 （変更後）毎月 10,500 円ずつ 240 回
5	就学支度資金 ・修学資金	5,108,000	償還開始時期変更 （変更前）平成 29.4 （変更後）平成 29.10

（４）個人負担分診療報酬の債権管理を適切に行うべきもの

北療育医療センターは、診療報酬の患者個人負担分の徴収につき、電話又は郵送等により未納のお知らせを行う（以下「連絡」という。）など、業務の一部を契約により委託している。

ところで、この徴収事務を見たところ、監査日（平成２９．５．３０）現在、表３の滞納者につき、個人別の債権管理台帳が作成されておらず、連絡経緯が時系列に記録されていなかった。また、債権発生時から直近の連絡まで５か月間連絡していないなど、長期間、連絡を行っていないことが認められたことは、適切でない。

センターは、受託者に債権管理台帳を作成させるなど、債権管理を適切に行われたい。

（北療育医療センター）

（表３）債権管理が適切に行われていなかった案件

滞納者	調定年月日（平成）	調定金額合計（円）	連絡等年月日（平成）	案件状況の要約	問題点
1	28.12.28	1,480	28.12.28 29. 1.12	受診時に保険証を忘れたため計算できず。平成29.1.12に保険証のコピーが届いたため計算し、支払方法確認中。	直近の連絡以来４か月以上連絡していない。
2	28. 8.31	2,050	28. 8.31	歯科システムエラーにより計算できず。計算後連絡し、３月下旬支払うと約束するも納付なし。	
3	28. 7.11	1,570	29. 1.12	保険証確認できたため計算、支払方法確認中。	
4	28. 6.16 28. 7.15	62,340	28. 6.16 ～28. 7.16 （計４回）	退院時に窓口に支払に寄らなかったため後日請求。再入院時にも支払がなく納入通知書送付。	
5	28. 4.26	1,620	28. 4.28	算定漏れとなっていたので家族に電話で知らせたが納付なし。	
6	28.12.21	770	28.12.22 29. 5.30	歯科システムエラーにより計算できず。計算後連絡し、平成28.12.26に支払うと約束するも納付なし。次の連絡を平成29.5.30に行った。	債権発生後、直近の連絡まで５か月間連絡していない。

（５）建物管理を適切に行うべきもの

児童相談センター、府中療育センター及び立川児童相談所は、表４のとおり、それぞれ建物管理委託契約を締結している。

ところで、この委託内容を見たところ、次のとおり一部点検又は清掃がされていないものがあることが認められた。

① 項番１については、仕様書に定められた厨房にある送風機について管理上清潔に保つ必要があるにもかかわらず、点検を行っていない。

② 項番２については、仕様書において、基本的な作業休業日や箇所ごとに清掃作業回数を定めているにもかかわらず、仕様書上では作業日となっている土曜日に、清掃作業を行っていない。

③ 項番３については、仕様書において、当年度新設したエアコンが対象に含まれておらず、清掃を行っていない。

両センター及び所は、必要な点検及び清掃について仕様書に定め、仕様書により定められた作業について実施させるなど、建物管理を適切に行われたい。

（児童相談センター）

（府中療育センター）

（立川児童相談所）

（表４）点検及び清掃が実施されていない状況　　（単位：円）

項番	契約件名	契約期間	契約金額	種別等	実施済	未実施	場所
1	東京都子供家庭総合センター建物管理委託	平成 28.4.1～平成 29.3.31	68,580,000	送風機等	643 か所	7 か所	地下厨房等
2	府中療育センター建物管理委託	平成 28.4.1～平成 29.3.31	35,510,400	床面清掃等	5,921.7 ㎡	977.6 ㎡	管理棟1Ｆ等
3	東京都立川児童相談所（本所）建物管理委託	平成 28.4.1～平成 29.3.31	2,265,840	エアコン	38 か所	2 か所	食品庫等

（６）随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの

財産の買入れに当たって、契約事務規則（注）では、予定価格が１６０万円以下の場合には、随意契約によることができるとされている。

ところで、北療育医療センター（以下「センター」という。）において、契約状況を見たところ、表５のとおり、同時期に同類の物品を随意契約とし、見積者が重複しているものが認められた。

これらの予定価格を合算すると１６０万円超となることから、競争入札によって契約を締結するべき案件であり、契約の公平性、透明性の観点から、適切でない。

センターは、随意契約に係る事務手続を適切に行われたい。

（北療育医療センター）

（注）東京都契約事務規則（昭和３９年東京都規則第１２５号）

（表５）随意契約の状況　　（単位：円）

件名	予定価格・契約目途額	契約締結日	履行期限	見積者	契約相手方
アタラックス―Ｐカプセル 25mgＰＴＰ外１０３点の買入れ	1,195,290	平成 28.4.1	平成 28.4.7	A B C D	A
ボトックス２点の買入れ	1,494,730	平成 28.4.1	平成 28.4.7	A B C D	A
計	2,690,020				

（７）百歳訪問事業について

高齢社会対策部では、百歳の長寿者の長寿を祝福し、知事からの記念品と祝状を訪問や配送により贈呈する百歳訪問事業を行っている。

この事業に関連する表６及び表７の各契約について見たところ、以下のとおりであった。

ア　委託契約の完了検査を適切に行うべきもの

表６の契約について、部は、契約の起案から履行指示までの期間に対象者数が変化したため、契約数量と異なる２，８００枚の筆耕を指示し、同数の履行を確認したとしているが、受託者が提出した委託完了届の添付資料には２，９６９枚と記載されている。実際の履行内容と異なる委託完了届をもって完了検査を合格とし、支出を行ったことは適切でない。

部は、委託契約の完了検査を適切に行われたい。

（高齢社会対策部）

イ　個人情報の安全管理を適切に行うべきもの

表６及び表７の各契約では、「個人情報の取扱いに関する特記事項」に「都は、（中略）個人情報の管理を含めた受託者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。」と取り決めており、部はこれに基づき各受託者に「個人情報の管理体制について」を提出させている。

これらの文書について見たところ、いずれも作成日が委託完了日と一致しており、安全管理体制を書面で確認する前に対象者の個人情報を受託者に引渡していると認められた。

このことについて、部は、個人情報の安全管理体制について事前に受託者と協議を行ったとしているが、この旨を書面で確認することができず、適切でない。

部は、個人情報の安全管理を適切に行われたい。

（高齢社会対策部）

（表６）祝状の作成に関連する一部契約の状況　（単位：円）

契約件名	契約金額	契約期間	契約数量
平成 28 年度 百歳訪問事業知事祝状の筆耕	298,239	平成 28.7.28～ 平成 28.10.31	2,969 枚

（表７）記念品の梱包・発送に関連する一部契約の状況　（単位：円）

契約件名	契約金額 （推定総金額）	契約期間
平成 28 年度百歳訪問事業に係る記念品等の梱包・発送業務委託（単価契約）	6,485,292	平成 28.8.22～ 平成 28.12.26
平成 28 年度百歳訪問事業に係る記念品等の梱包・発送業務委託（単価契約）（追加）	75,600	平成 28.9.2～ 平成 28.10.21

（８）食品買入業者の選定に当たり製品を指定する理由を明らかにすべきもの

萩山実務学校では、賄材料の買入れに当たり、食品買入業者選定委員会（以下「委員会」という。）を組織して買入業者を選定している。この委員会の会議録等について見たところ、賄材料のうち乳製品の購入について、仕様書の中で特定の製品名を挙げ、この製品を扱う一者を選定していることが認められた。

特定の製品の購入に当たっては、所長に委任された契約であっても、「指定理由書の取扱いについての留意点」（注）の趣旨に沿い、製品を指定する理由を明らかにしておく必要があるが、委員会会議録では製品指定理由について記載はなく、また購入契約手続においても指定理由は示されていない。

このことは、契約事務を公正かつ経済的に行う上で適切でない。

実務学校は、食品買入業者の選定に当たり製品を指定する理由を明らかにされたい。

（萩山実務学校）

（注）指定理由書の取扱いについての留意点（昭和５０年４月１日付４９財経庶発第１５６６号財務局長通知）

（９）災害救助用食料の精算処理を適切に行うべきもの

生活福祉部は、島しょの避難者対象の災害救助用食料について、各支庁に対し保管を預託しており、平成２８年度に賞味期限切れとなる食料を回収するため、各支庁に対し、郵便小包による着払いで部へ送付するよう依頼している。また、この費用について、食料購入時の箱数をもとに、８１万１，３００円の予算を確保していたが、精算した結果、８万７，３２０円の戻入れが発生していた。これについて、部は、防災訓練等に使用したため、回収する箱が減少し戻入れが発生したとしている。

ところで、この精算について見たところ、防災訓練等に使用した手続を書面により行っておらず、また、在庫を管理する台帳等への記録もしていないことから、精算時に実際に回収した箱数が不明であることが認められた。

部は、災害救助用食料について、在庫管理などを行い、精算処理を適切に行われたい。

（生活福祉部）

(10) 除草・せん定等の委託について適切に行うべきもの

生活福祉部、女性相談センター、多摩児童相談所及び北児童相談所では、所管する施設を管理するため、除草・せん定等を委託している。

ところで、これらの委託内容を見たところ、表８のとおり、①項番１から５については、仕様書に樹木の位置・本数や除草等の範囲・面積が示されていない、②項番４及び６については、完了時における、除草又は樹木の本数や実施写真などがないことが認められた。

部、センター及び両所は、除草・せん定等の委託について適切に行われたい。

（生活福祉部）

（女性相談センター）

（多摩児童相談所）

（北児童相談所）

（表８）除草・せん定等の委託一覧　　（単位：円）

項番	契約件名	契約金額	履行期間	契約相手方	所属
1	北烏山倉庫外２か所の除草・剪定作業委託	335,340	平成 28.9.2～ 平成 28.10.31	E	生活福祉部
2	船橋倉庫高木伐採作業委託	238,680	平成 28.9.12～ 平成 28.10.31	E	
3	山谷対策宿泊援護施設なぎさ寮の樹木剪定	298,296	平成 28.8.2～ 平成 28.9.30	F	
4	樹木の剪定委託	205,200	平成 28.6.17～ 平成 28.7.29	G	女性相談センター
5	芝刈り、除草及び樹木剪定等の委託	585,960	平成 28.5.30～ 平成 28.11.30	H	多摩児童相談所
6	建物管理委託	2,120,040	平成 28.4.1～ 平成 29.3.31	I	北児童相談所

(11) 契約内容の履行確認を適切に行うべきもの

立川児童相談所及び江東児童相談所は、一時保護所の利用者等を対象とした給食調理業務について受託者を見積競争により選定し、食材の購入については、給食調理業務の受託者と別契約を締結している。

食材の購入委託の契約内容には、受託者が調達価格について、食材の種類（肉類・魚類等）ごとに、店頭価格からの割引率が定められている。

食材業者からの納品書を見たところ、両所とも、割引額は記入されていない。両所は、各食材の店頭価格からの割引の状況について、確認を行っておらず、適切でない。

両所は、店頭価格や割引の状況について随時に確認し、契約内容の履行確認を適切に行われたい。

（立川児童相談所）

（江東児童相談所）

(12) 委託契約の処理を適切に行うべきもの

健康安全部は、表９のとおり、委託契約を締結している。

ところで、この契約について見たところ、仕様書で定める作業の一部が履行期限までに完了していなかったことが認められた。

しかしながら、部は、契約期間中に契約変更等の手続をとることなく、履行期限日と同日の完了検査において、当該作業が未実施のまま検査合格としており、適切でない。

部は、委託契約の処理を適切に行われたい。

（健康安全部）

（表９）委託契約の概要　　（単位：円）

契約件名	契約金額	契約期間	履行期限までに完了していなかった作業
リオデジャネイロ 2016 オリンピック・パラリンピック競技大会における感染症対策に関する調査委託	4,082,400	平成 28.12.10 ～平成 29.3.17	「リオデジャネイロ市及びブラジル国の感染症対策部署の担当者や組織、委員会等の担当者等」６名程度へのヒアリングのうち、３名分。また、ヒアリング結果に基づく報告書作成作業等。 ※実際は平成 29.4.4 及び 4.6 に実施

(13) 出えん金の管理を適正に行うべきもの

総務部は、子育ての応援を目的として特定非営利活動法人や企業等が行う先駆的、先進的な事業を助成する東京子育て応援事業を、公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）に行わせるため、財団に２０億円を出えんしている。財団はこれを財団の資産と区分して経理し（以下「基金」という。）、これを原資として、平成２７年度から１０年間の計画で事業を行っており、事業終了後、基金残額がある場合は都に返還することとなっている。

この出えん金の管理について見たところ、次のとおり適正でない点が認められた。

① 部が財団と締結している「東京子育て応援事業の実施に係る出えん契約書」によれば、財団は基金の運用によって発生した果実を発生の都度基金に繰り入れることとなっている。

しかしながら、部は財団が基金の一部を定期預金により運用していることを把握しておらず、財団からの事業実績報告書において報告がなされていなかったため、平成２７年度及び２８年度の利子収入（平成２７年度：７９万３，７９３円、平成２８年度：８万２，７９９円）があったことを認識していなかった。

② 部は、各年度の事業実績報告において、助成金支出や寄付金収入の財団の総勘定元帳の写しを確認しているが、基金の残高そのものを確認していない。

③ 部は、基金の増減理由となる年度中の助成金支出額と寄付金収入の額について、事業実績報告書により報告を受けていたが、各年度末における公有財産台帳の出えん金残高に反映させていなかった。

この結果、部は、表１０のとおり、平成２８年度末時点の出えん金の残高を６，８８２万９，００８円、公有財産台帳に過大に登載している。

助成事業の進行を管理する上で、原資となる基金の残高は基本的な情報であることから、部はこれを適確に把握する必要がある。

部は、基金に係る財団の会計処理及び残高を財団の経理書類等により確認するなどして、出えん金の管理を適正に行われたい。

（総務部）

（表１０）（公財）東京都福祉保健財団「東京子育て応援事業」出えん金の収支・残高（単位：円）

年度（平成）	年度当初残高 (a)	寄付金収入 (b)	利子収入 (c)	年度末時点の助成金支出額 (d)	年度末残高 (e=a+b+c-d)	公有財産台帳の額 (f)	差額 (g=f-e)
27	2,000,000,000	573,879	793,793	33,119,000	1,968,248,672	2,000,000,000	31,751,328
28	1,968,248,672	130,400	82,799	82,859,000	1,885,602,871	1,954,431,879	68,829,008
					正	誤	

(14) 感染性廃棄物等の保管を適切に行うべきもの

健康安全研究センターでは、平成２８年度に竣工した付属棟を、センター内で発生した廃棄物の保管庫として使用している。

これら廃棄物の保管状況を見ると、監査日（平成２９．５．２２）現在、以下のとおり適切でない状況が認められた。

① 毒物劇薬等を含む廃液を保管するための棚は、構造上ぜい弱であり、転倒防止措置を講じていない。

② 感染性廃棄物の保管については、廃棄物処理法（注）に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに定める条件を満たすものでなくてはならないが、液体性の感染性廃棄物を保管する容器は軟質の合成樹脂製であるため、腐敗ガスにより変形し、飛散及び流失の危険性がある状態となっている。

③ 箱形のポリ容器は、棚に保管されることなく積み重ねられており、震災発生時には容易に落下する状態となっている。

センターは、感染性廃棄物等の保管を適切に行われたい。

（健康安全研究センター）

（注）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）

２　意見・要望事項

（１）保育士養成施設に対する就職促進事業について

少子社会対策部は、待機児童対策の一環である保育士の人材確保対策として、保育士養成施設に対する就職促進事業を平成２８年度から実施しており、事業及び補助の概要は表１１のとおりとなっている。

ところで、この事業の実施状況を見たところ、表１２のとおり、２１施設を目標とし、予算計上しているが、実施施設は１施設であるなど執行率が低調となっている。

部は、保育人材確保と養成に関する連絡会（平成２９．３．１５開催）にて、アンケートを行い、都独自要件に対して緩和を求める意見を得ている。

このような現場の声の事業への反映について検討することは、事業のより効果的な執行や執行率の向上に資するものとなる。

待機児童対策は、２０２０年に向けた実行プランにも定められ、緊急の課題であることから、部は、保育士養成施設に対する就職促進事業を効果的に行うよう検討することが望まれる。

（少子社会対策部）

（表１１）事業及び補助の概要

事業目的	都道府県知事の指定する保育士を養成する養成施設に対し、卒業予定者が保育所等へ就職するよう促すこと。	
対象施設	８１施設（東京都内に存在する大学・短大・専門学校等）	
補助負担割合	国１／２、都１／２	
補助要件	国	①実施年度における卒業予定者に占める対象施設への就職内定の割合（内定割合）が、前年度における卒業予定者に占める対象施設への就職割合（前年度就職割合）の全国平均を上回っていること。 ②内定割合が、養成施設の前年度就職割合と同率以上であること。
	都	③前年度の就職者数と比較して、実施年度の内定者数が一定数（５人以上）増加していること。 ④実施年度において、入学定員を超過した学生数が著しく過大なものとして指導の対象となっていないこと。
補助基準額	養成施設における対象施設への就職内定率が前年の就職割合（全国平均）と比較し、２％増加するごとに２６万円	
補助対象経費	報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品等）、役務費（通信費等）、委託料、使用料及び賃貸料並びに備品購入費等	

（表１２）実施状況

予算（A）	実績（B）	執行率（B÷A）
３，７９６万円（２１施設）	４９万円（１施設）	1.3%

病 院 経 営 本 部

1　指摘事項

（1）病院における警備体制の改善を図るべきもの

都立病院は、都民の生命と健康を守ることを使命とし、そのための体制確保、事件及び事故の未然防止対策等が求められており、厚生労働省の通知（注）を参考に、警備及び安全管理体制を整備している。

ところで、神経病院の警備及び安全管理の状況について見たところ、監査日（平成２９．５．１６）現在、表１のとおり適切でない箇所が認められた。

病院は、当該箇所の修繕を早急に行い、警備体制の改善を図られたい。

（神経病院）

（注）「医療機関における安全管理体制について（院内で発生する乳児連れ去りや盗難等の被害及び職員への暴力被害への取り組みに関して）」について（平成１８年９月２５日厚生労働省通知　医政総発第０９２５００１号）。本通知により、都道府県知事への注意喚起や暴力被害等を未然に防止するための取組事例の紹介を行い、安全管理体制の取組の参考とするよう通知している。

（表１）病院における警備体制が適切でない事例

該当箇所	厚生労働省通知の内容（抜粋）	監査日現在の状況（平成２９．５．１６）
非常口、出入口	非常口は、災害等緊急時の避難を妨げないようにする必要もあるため、内部からは開けられるが、外部からは鍵がないと開かないタイプのものとする。	・　３階にある非常口のうち１か所のサムターンがドア外側についており、外部から開錠可能な状況にある。 ・　上記の非常口横のバルコニーの出入口についても同じ状況である。（バルコニーは階段等とつながっていないため、外部からの侵入は容易でない構造ではあるが、事件等の予防の観点からも改善が望ましい。）

（注）当該箇所については、平成２９年６月１２日に修繕を完了したことを確認した。

（2）弁護士委任による医療費の債権整理・回収業務について

サービス推進部は、都立病院医療費の債権回収を促進するため、表２のとおり、未納者への督促状の送付、電話及び文書による催告、未納者との納付相談などの業務を弁護士法人に委任している。

当該弁護士法人に回収を委任した案件について見たところ、表３の状況となっており、以下の問題点が認められた。

（表２）委任契約の状況　　（単位：円）

年度	契約期間	契約金額	委任契約の相手方	案件番号
27	平成 27.10.15 ～事業終了日	４，９６８，０００ （@23,000×200 件＋消費税）	A	1～4
26	平成 26.12.5 ～事業終了日	４，７１９，６００ （@23,000×190 件＋消費税）		5

（注１）委任案件指定時に支払を行っている。
（注２）契約金額には上記のほか、郵券等実費額が加わる。

ア　契約書等に業務開始や報告書の提出等の時期を明確に定めるべきもの

①　委任案件指定から初回交渉までに、案件２、３及び４について３か月を要している。

②　最終交渉から終了報告書作成まで、案件２（７か月）、案件３（２か月）、案件５（１年９か月）などの期間が経過している。

③　終了報告書作成から病院に案件が返却されるまでに、案件１、２及び４（７か月）、案件３（５か月）などの期間が経過している。

上記のように、交渉がないまま、長期間経過しており、その間に時効を迎えた案件もあり（案件３及び５）、迅速かつ有効な回収業務となっていない。

これは、業務開始や報告書の提出、報告書提出後の案件返却の時期について、契約書等に明確に定めていないことによるものである。

部は、契約書等に業務開始や報告書の提出等の時期を明確に定められたい。

（サービス推進部）

イ　契約書等に委任事務の終了の要件について定めるべきもの

案件１について、合意書の履行がないことから、神経病院は弁護士法人に履行がない旨の連絡を行っているにもかかわらず、弁護士法人は、これについて対応を行わないまま、終了報告書を提出し、病院及び部は、これを受領している。

契約書を見たところ、委任事務が終了したときは、報告書を提出する、とあるが、終了の要件についての定めがないことが認められた。

部は、契約書等に委任事務の終了の要件を定められたい。

（サービス推進部）

ウ　契約書等に報告内容の詳細について定めるべきもの

案件２～５について、終了報告書で架電したとしているものの、報告書に添付されている交渉記録に架電の日時等が記載されていない。

これは、契約書等に報告内容の詳細について定めていないことによるものである。

部は、契約書等に報告内容の詳細について定められたい。

（サービス推進部）

（表３）弁護士委任案件の状況

案件	調定年月（平成）	金額（円）（調定件数）	年月日（平成）	交渉経過等	時効期間満了日（平成）	記録の状況
1	25.5～25.6	102,870（２件）	27.10.28	委任案件指定	31.3.18	－
			28. 2. 1	面談（電話）（初回交渉の記録なし）		
			28. 2. 9	未納者から分納申請書を受領		
			28. 3.19	未納者から分納方法についての合意書を受領		
			28. 4.28	病院は、分納の履行がないため、弁護士事務所に報告し、催告を依頼		
			28. 9.20	終了報告書		
			29. 4.17	案件返却（委任事務終了）		
2	25.8～26.4	515,051（14件）	27.10.28	委任案件指定	30.1.23	終了報告書では、最終交渉のほか、複数回架電するも連絡がとれなかったとの記載があるが、架電日時等の記載がない。
			28. 1.29	初回交渉（督促状送付）		
			28. 2. 9	最終交渉（督促後、未納者から電話連絡受け、面談予約をするもキャンセルされる）		
			28. 9.20	終了報告書		
			29. 4.19	案件返却（委任事務終了）		
3	25.2	283,270（１件）	27.10.28	委任案件指定	28.6.21	終了報告書では、督促状送付後及び最終交渉前のタイミングで複数回架電したとの記載があるが、架電日時等の記載がない。
			28. 1.29	初回交渉（督促状送付）		
			28. 9.21	最終交渉（回答書付通知書送付）		
			28.11.18	終了報告書		
			29. 4.19	案件返却（委任事務終了）		
4	25.12～27.2	275,730（18件）	27.10.28	委任案件指定	31.8.15	分納履行の催告書では、複数回架電した旨の記載があるが、終了報告書の交渉記録に架電日時等の記載がない。
			28. 1.29	初回交渉（督促状送付）		
			28. 9.20	終了報告書		
			28.11.14	最終交渉（分納履行の催告書送付）		
			29. 4.19	案件返却（委任事務終了）		
5	24.2～24.3	266,000（２件）	27. 1.20	委任案件指定	28.7.19	終了報告書では、督促状送付後、連絡が取れたが、その後何度か架電するも連絡がとれなかったとの記載があるが、架電日時等の記載がない。
			27. 3. 9	初回交渉（督促状送付）		
			27. 6.25	最終交渉（回答書付通知書送付）		
			29. 3.31	終了報告書		
			29. 4.13	案件返却（委任事務終了）		

（注）案件１は神経病院、案件２～５は小児総合医療センターの事例である。

（３）複写サービスに係る契約を長期継続契約によって行うことを検討すべきもの

複写サービスに係る契約については、施行規則（注）において長期継続契約を締結することができるものと定められている。

ところで、大塚病院における複写サービスに係る契約状況を見たところ、表４のとおり、平成２７年度及び平成２８年度に同様の単年度契約がそれぞれ締結されていることが認められた。

これらの契約については、長期継続契約で行うことによって事務手続の効率化が見込まれることから、病院は、複写サービスに係る契約を長期継続契約によって行うことを検討されたい。

（大塚病院）

（注）長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成１８年東京都規則第３６号）

（表４）医事課の複写サービスに係る契約状況　（単位：円）

年度	契約件名	契約期間	推定総金額	契約の相手方	選定方法
27	電子複写機の複写サービスに関する契約（医事課）（単価契約）	平成 27.4.1～平成 28.3.31	505,440	B	見積合せ（２者）
28	電子複写機の複写サービスに関する契約（医事課）（単価契約）	平成 28.4.1～平成 29.3.31	505,440		単数見積り

（４）工事記録写真の提出を適切に行うよう受注者を指導すべきもの

多摩総合医療センターは、工事契約における工事記録写真について、特記仕様書の中で「工程ごとに撮影し、提出する」と定めている。

ところで、センターにおける工事契約について見たところ、表５のとおり、項番１の契約では、駐車場内の白線等の引き直しに係る写真が未提出であり、項番２の契約では、ホワイトボード等の設置に係る写真が未提出であることが認められた。

センターは、工事記録写真の提出を適切に行うよう受注者を指導されたい。

（多摩総合医療センター）

（表５）契約の状況　　（単位：円）

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約内容	写真
1	第一駐車場縁石等改修工事	平成 28.7.7～平成 28.8.15	1,658,880	縁石の改修	提出あり
				駐車場内の白線等の引き直し	提出なし
2	病棟スタッフ控室テンキー設置等工事	平成 29.3.10～平成 29.3.28	950,400	テンキーの設置	提出あり
				ホワイトボード等の設置	提出なし

（５）意思決定を適正に行うべきもの

大塚病院で行った２９９万９，２４０円の書損（注）について見たところ、入院中に発生した事故による手術及び治療に係る費用であることが認められた。

病院は、入院中に発生した事故であることから、当該治療費を患者本人に請求しないこととし、書損で処理していた。このことについて、院内の会議で協議して決定したという議事録は存在するが、文書による意思決定は行っておらず、適正でない。

病院は、書損処理について、文書による意思決定を適正に行われたい。

（大塚病院）

（注）患者に適用する保険が誤っている場合等に、当該請求書を取り消すこと。

産　業　労　働　局

1　指摘事項

（1）補助対象経費を明確にすべきもの

観光部は、「観光インフラ整備推進事業実施要綱」に基づき、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）と出えん契約を締結し、財団は、事業の実施に当たって補助金交付要綱を策定している。

このうち、「無線ＬＡＮ環境の整備」に対する補助対象経費は、表１及び表２のとおりとなっている。

ところで、財団において補助金の交付実績を見たところ、既設の無線ＬＡＮ機器の移設費用についても、機器の新設に伴って電波環境が向上する場合は、補助対象としている事例が認められた。

しかしながら、契約書等では、移設経費が対象であると表記されておらず、補助事業者が入手できる交付要綱等においても明確とはなっていない。

部及び財団は、公平性・公正性の観点から、契約書、交付要綱等において補助対象経費を明確にされたい。

（観光部）

（公益財団法人東京観光財団）

（表１）出えん契約の表記

契約件名	観光インフラ整備推進事業の実施に係る出えん契約
補助対象経費	・無線ＬＡＮ機器購入に係る経費 ・購入した無線ＬＡＮ機器の設置に係る経費

（表２）補助金交付要綱及び申請の手引の表記

交付要綱及び申請の手引名	・宿泊施設の外国人旅行者受入環境整備支援補助金交付要綱 ・宿泊施設の外国人旅行者受入環境整備支援補助金（無線ＬＡＮ環境の整備）
補助対象経費	・機器購入費 ・設置工事費（レンタル機器に係る経費を除く。）

（２）清掃委託契約の履行確認を適切に行うべきもの

東京都労働相談情報センター池袋事務所は、表３の契約を締結し、日常清掃業務、定期清掃業務等を委託している。

ところで、本契約の仕様書によれば、委託業務終了後に作業報告書をもって報告するとされている。

しかしながら、所は、日常清掃業務については報告書を提出させているものの、定期清掃等に関しては、目視のみで履行確認しており、報告書を提出させていないことは適切ではない。

所は、作業報告書を受託者に求め、清掃委託契約の履行確認を適切に行われたい。

（労働相談情報センター池袋事務所）

（表３）庁舎清掃委託契約の概要

契約件名	東京都労働相談情報センター池袋事務所庁舎清掃委託	
契約期間	平成２８．４．１～平成２９．３．３１	
契約金額	１，７２６，９２０円	
受託者	Ａ	
建物概要	地上５階　地下１階　延床面積：１，８５９．８１㎡	
対象業務	・日常清掃業務 ・定期清掃業務（窓ガラス清掃、空調機及びフィルター清掃業務を含む。） ・駐車場前側溝の汚泥の除去	
業務周期	日常清掃	開庁日
	定期清掃（床清掃、窓ガラス清掃等）	月１回（弾性床の剥離洗浄は年１回）
	空調機及びフィルター清掃	４月・１０月
	ドライエリア清掃	年６回（偶数月）
	屋上清掃	年６回（偶数月）
	側溝清掃	年１回（５月）

中 央 卸 売 市 場

1　指摘事項

（１）保証金を適正に算定し徴収に努めるべきもの

大田市場は、中央卸売市場条例（注、以下「市場条例」という。）等に基づき、場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（以下「市場内業者」という。）が市場へ預託すべき保証金の額について、毎年度、確定処理を行っている。

ところで、仲卸業者Ａに係る確定の関係書類を見たところ、算定の基礎となるデータの集計を誤ったため、表１のとおり、平成２８年度の保証金４万円が不足していることが認められた。

場は、保証金を適正に算定し徴収に努められたい。

（大田市場）

（注）東京都中央卸売市場条例（昭和４６年東京都条例第１４４号）

（表１）保証金の算定　　（単位：円）

区　分	既確定額（Ａ）	正確定額（Ｂ）	差引（Ａ－Ｂ）
平成２８年度保証金	２，７４５，０００	２，７８５，０００	△　４０，０００
施設使用料分による算定額	２，７０５，０００	２，７０５，０００	０
売上高割使用料分による算定額	４０，０００	８０，０００	△　４０，０００

（２）販売状況を適正に報告させ使用料及び保証金を算定し徴収に努めるべきもの

中央卸売市場条例施行規則（注）によれば、関連事業者の使用料は、生鮮食料品等に係る販売金額の千分の一と場内における使用面積等による使用料との合計金額である。

また、関連事業者の預託すべき保証金の額は、場内における使用面積又は体積等による使用料月額に応じて定める保証金額と販売金額に応じて定める保証金額との合計金額としている。

ところで、世田谷市場における関連事業者Ｂの販売状況について見たところ、市場条例で報告が義務付けられている生鮮食料品等を販売しているにもかかわらず、場へ報告していないことが認められた。

このことから、関連事業者の使用料のうち販売金額による使用料及び販売金額に応じて定める保証金の額にそれぞれ反映されておらず適正でない。

場は、販売状況を適正に報告させ、使用料及び保証金を算定し徴収に努められたい。

（世田谷市場）

（注）東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和４６年東京都規則第２７３号）

（３）使用料等の債権に関する正確な情報を部と場とで共有すべきもの

市場条例に基づき市場内業者に使用指定した施設の使用料等については、管理部及び各場に「未収金整理簿」を備えて、それぞれがその管理を行っている。

部では、各場で調定し発行した収入伝票をシステムへ登録し、毎月、システムから配信される入金等の情報を各場へ送付するとともに、部で備える未収金整理簿を更新している。

各場においても、部から送付された情報で未収金整理簿を更新し、場の未収金について滞納整理等の債権管理を行っている。

ところで、部と築地市場の未収金整理簿を照合したところ、部の未収金整理簿に記載されているにもかかわらず、築地市場の未収金整理簿には記載されていない債権が、１３件（金額：６４万８，３４４円）認められた。

これは、部が不納欠損対象となる各場の債権を取りまとめて処理した際に、その結果を場へ電話連絡のみで伝えていたことから、部と場との間で情報が正確に伝達されていなかったことなどによるものであり、決算を担当する部と滞納整理等を担当する場との間で齟齬が生じることは適切でない。

部及び場は、使用料等の債権に関する正確な情報を共有されたい。

（管理部）

（築地市場）

（４）改修工事に係る市場施設の使用承認手続について部と場とが連携して適切に処理すべきもの

事業部が大田市場において施工している表２の改修工事は、施工計画書によると、受注者が、場内施設の一部を資材等置場として使用する工程となっている。このため、受注者は、場内施設を管理する場へ、平成２９年１月６日付けで「市場施設の使用について（届出）」を提出し、使用の承認を受けている（使用期間：平成２９．１．２５～平成２９．２．２８）。

しかしながら、場が、工事廃材を一時保管するコンテナの設置場所として、場内周回通路上に使用承認した箇所（使用面積５５㎡）については、監査日（平成２９．１．２４）現在、当該使用承認の期間前であるにもかかわらず、既にコンテナが設置されていることが認められた。

これは、改修工事の施工を管理する部と場内施設の使用を管理する場との連携が不足しており、場が改修工事の工程を十分に把握しないまま、受注者の届出に対して承認手続を進めたことによるものである。

部及び場は、改修工事に係る市場施設の使用承認手続について連携して適切に処理されたい。

（事業部）

（大田市場）

（表２）事業部が施工している工事の概要　　（単位：円）

件　　名	大田市場（２８）関連棟シャッター改修工事
工　　期	平成２８．１０．２５～平成２９．２．２８
契約金額	５５，７１７，２００
受　注　者	C
工事概要	重量シャッター交換　　２３か所（１２店舗） 煙感知器連動危害防止装置付　　３０か所 シャッターＢＯＸシリンダー錠交換　　３０か所 スイッチＢＯＸシリンダー錠交換（プレート共）　　２２か所

２　意見・要望事項

（１）各場の市場内業者への指導監督強化に向けた部の取組について

市場は、法令等に基づいて、市場内業者から営業の状況等を記載した事業報告書を毎年提出させており、必要に応じて、市場内業者に対する立入検査、指導及び助言（以下「検査等」という。）を行っている。

市場業務の根幹である卸売業者（３３業者）に対しては、公正明朗な取引の推進に役立つよう、市場内業者の経営状況や業務運営の実態、市場関係法令の遵守状況などを現場検査等で確認、把握する必要があるとして、事業部は、非常勤の公認会計士とともに２年に１回の割合で検査等を実施しており、仲卸業者（１，１１４業者）に対しても、同様に毎年７０業者、概ね十数年に１回の割合で実施している。

また、食堂や物販など市場業務を補完する関連事業者（３２８者）については、各場が主体となって、日々の巡回指導等に加え、事業報告書や販売報告（年３回）等に基づき業務指導、監督を実施している。

しかしながら、関連事業者から物品の販売金額が報告されていない事例などが認められたことから、各場との役割分担を踏まえ、部は、各場が市場内業者に対する指導監督を強化するよう、各場に対する一層の指導・助言に取り組むことが望まれる。

（事業部）

建　　設　　局

1　指摘事項

（１）河川事業に係る単価契約について

河川部は、河川事業に係る単価契約について、道路維持関係の要領（注１）及び手引（注２）を参考として運用することとし、各建設事務所では、この要領及び手引に基づき、河川維持に関する工事等について、単価契約を締結している。

要領において、単価契約工事等は、総価契約では対応が困難な即時性を必要とするもの、かつ小規模なものを対象として、これらに必要な工種及び単価のみを契約し、指示に基づいて施行するものとしている。

そこで、各建設事務所の河川事業に係る単価契約について見たところ、次のとおり改善を要する点が認められた。

ア　単価契約を適正に行うべきもの

各建設事務所の単価契約について見たところ、表１のとおり、

①　総価契約とすべきものを分割し単価契約において複数の指示で行っているもの

②　工種や金額の確認が十分でないもの

など、適正でない事例が認められた。

各所は、単価契約を適正に行われたい。

（第一建設事務所）

（第二建設事務所）

（第六建設事務所）

（西多摩建設事務所）

（南多摩東部建設事務所）

（南多摩西部建設事務所）

（注１）「道路維持関係（単価契約）実施要領」（平成２０年４月、道路管理部）

（注２）「道路維持関係（単価契約）運用の手引き」（平成２２年４月、道路管理部）

（表１）各所における適正でない事例

項目		事務所名	件数（注１）
１　契約手続が適正でないもの			
	設計が適切でないもの（注２）	第六建設事務所	２※
	総価契約とすべきもの（注３）	第六建設事務所	９
		西多摩建設事務所	１
		南多摩西部建設事務所	１
２　指示手続が適切でないもの			
	指示に当たって、確認が十分でないもの（注４）	第一建設事務所	１０
		第二建設事務所	１
		第六建設事務所	２
		南多摩東部建設事務所	２
３　工事等が指示期間に行われていないもの			
	指示期限内に履行が完了していないもの	南多摩東部建設事務所	２
４　検査が適正に行われていないもの			
	工事記録写真に不備があるもの	第六建設事務所	１
合計			３１

（注１）※は契約件数であり、その他は指示件数である。

（注２）同様の契約で、積算における諸経費の補正係数が異なっているもの

（注３）単価契約の上限金額（４００万円）を超えた転落防止柵の補修工事（約６６６万円）について、総価契約で行うべきところ、４件の指示により分割して工事を行った事例など

（注４）工種や金額の確認が十分でないものなど

イ　単価契約の適正かつ効率的な執行を確保すべきもの

河川事業に係る単価契約については、前述の指摘のとおり、設計内容や指示手続、完了検査などにおいて、複数の事務所で多種の不適正な事例が発生している。

このため、河川部は、各所の実態を把握・分析し、リスクを特定の上、河川事業に特化した手引の必要性の検討など、リスクの低減に向けた方策を講じることにより、各所の事務執行態勢を支援・強化し、単価契約の適正かつ効率的な執行を図る必要がある。

部は、河川事業に係る単価契約の適正かつ効率的な執行を確保されたい。

（河川部）

（２）防災船着場等の管理について

河川部は、基本協定（注１）及び年度協定（注２）に基づき、公益財団法人東京都公園協会（以下「受託者」という。）に、１１か所の防災船着場について、表２の業務を行わせている。この管理状況について見たところ、次のとおり、改善を要する点が認められた。

ア　不具合箇所の補修等について、より効率的かつ効果的な対応を図るべきもの

施設点検結果及びその対応状況について見たところ、表３のとおり、不具合箇所について、発見から補修までに９か月の期間を要している事例が認められた。

これは、部が、点検結果報告書を受領後、受託者に原因調査や概算工事費の算出を行わせ、その結果により補修の判断を行うとしていることによるものである。

しかしながら、受託者が、部に報告することなく行える補修の範囲（状態や金額）を事前に協定書等に定めることにより、効率的・効果的に補修を行うことが可能となる。

部は、不具合箇所の補修等について、より効率的かつ効果的な対応を図られたい。

（河川部）

（注１）「河川管理施設の管理及び水上バスの保守管理の委託に関する基本協定」（平成２３年３月２８日）

（注２）「河川管理施設（防災船着場等）の管理の委託に関する平成２８年度協定」（平成２８年３月２８日）（概算金額：３，８２７万３，０００円）

（表２）業務内容（抜粋）

区分	内容
通常業務	①施設点検（※１）、②桟橋及びテラス洗浄、③植栽管理、④待合所建物管理 ※１：受託施設を常時良好な状態に維持するため、３か月に１回、３か月点検を行い、１２か月に１回、定期点検を行い、その結果を委託者（河川部及び各建設事務所）に報告すること
特別業務	①修理業務（※２）、②浮き桟橋復旧業務 ※２：施設点検結果により、施設の保全に支障があると認めたときは、速やかに委託者にその旨報告し、委託者の指示により必要な修理を行うこと

（表３）不具合箇所の発見から補修までの経緯

時期	状況
平成２８年　５月	受託者が、定期点検により、 ①浜町防災船着場の連絡橋側の標識灯 ②明石町防災船着場の上流及び下流の標示灯 の未点灯を確認
平成２８年　８月	受託者が、河川部に報告（注） 河川部が、受託者に、原因・工事費の概算調査を依頼 注：平成２８年度は、水中部の詳細な変状調査の結果、不具合箇所が多数あり、報告書の作成に時間を要した。
平成２８年１１月	受託者が、原因・工事費の概算調査結果を報告 河川部が、受託者に施工を指示
平成２８年１２月７日	受託者が起工
平成２９年　２月３日	施工完了

イ　業務の進捗状況に応じて概算払を適切に行うべきもの

年度協定第４条において、受託者は「資金計画書」を提出し、部はこれに基づき分割払し、受託者は、四半期ごとの執行状況報告書を提出するとしている。また、資金計画は協議の上、業務の進捗状況に応じて調整できるものとしている。

また、概算払については、会計管理者通知（注３）により、年間及び分割ごとの執行計画及び執行状況を把握し、適正な金額を算定の上、必要最小限度の額の資金を交付することとされている。

ところで、交付資金の執行状況について見たところ、表４のとおり、資金計画と乖離しているにもかかわらず、業務の進捗状況に応じて調整を行っておらず、適切でない。

部は、業務の進捗状況に応じて概算払を適切に行われたい。

（河川部）

（注３）「会計事務規則第８３条第４項の規定に基づく「会計管理者が別に定めるもの」についての一部改正について（通知）」（平成２２年１１月５日付２２会管会第４６９号）

（表４）平成２８年度の資金交付及び執行状況　　（単位：千円）

	区分	資金計画	交付額	執行済額	残額
第１四半期	計	19,255	19,255	367	18,888
	事業費	17,961	17,961	0	17,961
	管理費	1,294	1,294	367	927
第２四半期	計	8,949	8,949	877	26,960
	事業費	8,000	8,000	123	25,838
	管理費	949	949	754	1,122
第３四半期	計	1,207	1,207	1,617	26,550
	事業費	0	0	22	25,816
	管理費	1,207	1,207	1,595	734
第４四半期	計	8,862	8,862	27,819	7,593
	事業費	8,000	8,000	26,426	7,390
	管理費	862	862	1,393	203
合計	計	38,273	38,273	30,680	7,593
	事業費	33,961	33,961	26,571	7,390
	管理費	4,312	4,312	4,109	203

（注）事業費：保守点検費、清掃・修繕に要する経費

管理費：人件費、その他事務費

（３）隅田川水辺環境保全業務委託結果を活用し、効率的な管理を行うべきもの

河川部は、「隅田川水辺環境保全業務委託契約」（契約金額：３億２，６１６万円、契約期間：平成２８．４．１～平成２９．３．３１）を、公益財団法人東京都公園協会（以下「受託者」という。）と締結している。

この契約の業務内容は、表５のとおりであり、このうち巡回調査については、表６のとおりである。

巡回調査における施設点検結果について、各建設事務所の対応状況等を見たところ、第一建設事務所及び第六建設事務所では、

① 小規模性・即時性の事案に対応するために単価契約を締結しているにもかかわらず、報告から補修まで１年を超えている事例があるなど、速やかに補修が行われていない

② 修繕済みのものが未修繕として報告され続けていても、受託者に修正させていない

など、施設点検結果の状況把握及び対応が十分でない事例が見受けられた。

これは、両所が、施設点検結果について、受託者と報告内容に関する詳細な聴取や打合せなどを行っていないことによるものである。

このため、両所は、管理区域の施設点検結果について、詳細の聴取や打合せなど、受託者と連携して状況把握を的確に行い、業務委託における巡回調査の結果を活用した効率的な管理を行う必要がある。

両所は、隅田川水辺環境保全業務委託結果を活用し、効率的な管理を行われたい。

（第一建設事務所）

（第六建設事務所）

（表５）隅田川水辺環境保全業務委託契約の業務内容

１　植栽・芝生管理
２　巡回調査
３　ボランティア活動と連携した「緑と水辺の環境保全」に関する普及啓発・利用促進
４　施設管理
５　設備点検・調査

（表６）巡回調査の主な業務内容

１　週に一度を標準として、管理区域内の施設点検調査を実施し、月１回、監督員（河川部）及び河川管理者（第一建設事務所、第五建設事務所及び第六建設事務所）に報告すること
２　テラス利用者の安全を確保するため、テラス、階段、管理用通路、転落防止柵、植栽帯、ベンチ等の河川利用施設の状況を確認し、異常がある場合は監督員及び河川管理者に報告すること
３　常に救命浮輪が利用できる状態にしておくため、救命浮輪の有無を確認すると共に、ハシゴ・防護柵等の状況等を確認し、異常がある場合は監督員及び河川管理者に報告すること

２　意見・要望事項

（１）経過観察の取扱いに係る記録について

道路管理部は、路面下の空洞状況を把握することにより、安全・円滑な交通を確保するため、毎年、地下埋設物が多数存在する路線等を対象として路面下空洞調査を実施しており、各所は、この調査結果を参考に現場状況を勘案し、復旧等の対応を行っている。

平成２７年度空洞調査に対する各所の対応状況については、表７のとおり、空洞箇所２８９か所のうち、復旧済み１３３か所、経過観察１５６か所（速やかに復旧を行わず、道路巡回点検などを実施）となっている。

そこで経過観察の対象及び理由について見たところ、表８のとおり、各所で異なっており、その判断基準及び経過等が明らかでない状況が認められた。このことについて、部に確認したところ、経過観察の取扱いは、各所が、交通量、空洞の発生位置、舗装構造、舗装厚等の現場状況を勘案して判断するものとしている。また、部は、この取扱いに関して各所と情報共有を行っているが、一義的な定めを設定することが困難であるとしている。

しかしながら、空洞調査委託の目的及び地下構造物の安全確保に対する社会的関心、空洞発生箇所により災害発生時などに社会的影響が異なることなどを考慮すると、速やかに復旧を行わず経過観察とする場合は、その判断根拠及び経過等を記録により明らかにしておくことが望ましい。

部は、各所における経過観察の取扱いに係る記録の作成・保存について、検討することが望まれる。

（道路管理部）

（表７）平成２７年度空洞調査に対する各建設事務所の対応状況（平成２９．３．１現在）

（単位：か所）

事務所名	空洞箇所数	車道部			歩道部（注２）	対応状況	
		ランク（注１）					
		A	B	C		復旧済	経過観察
第一建設事務所	１４５	１１	２１	１１０	3	４５	１００
第二建設事務所	５１	3	8	４０	0	２６	２５
第三建設事務所	５０	4	9	３７	0	４５	5
第四建設事務所	2	0	0	0	2	2	0
第五建設事務所	３８	1	5	３２	0	１２	２６
第六建設事務所	1	1	0	0	0	1	0
北多摩南部建設事務所	2	1	1	0	0	2	0
計	２８９	２１	４４	２１９	5	１３３	１５６

（注１）ランク：調査結果において、受託者が陥没リスク判断基準を目安として提案し、以下のとおりランクを付した結果が報告されている。

Ａ：陥没の危険性が高いと考えられるため迅速な対応が必要

Ｂ：陥没の危険性がやや高いと考えられるため極力早い対応が必要

Ｃ：直ぐに陥没する危険性は低いと考えられるが順次補修の必要有

（注２）歩道部についてはランクは付されないが、受託者から、できるだけ速やかな対応が必要と報告されている。

（表８）経過観察の対象及び理由

事務所名	対象	理由
第一建設事務所	Ｃランクの一部	周辺状況や現場状況を考慮
第二建設事務所	Ｃランクの一部	総合的に勘案（舗装構造、空洞厚等を考慮）
第三建設事務所	Ｃランクの一部	総合的に勘案（舗装構造、空洞厚等を考慮）
第五建設事務所	Ｂランク１件 Ｃランクの一部	①調査の直前に道路工事を実施している路線（Ｂランク１件含む） ②Ｃランクのうち、空洞厚１５ｃｍ未満

港　　湾　　局

1　指摘事項

（１）一部工事完了の検査を適正に行うべきもの

東京港建設事務所は、表１の契約を締結している。

本件工事において、受注者は、平成２８年１２月２０日付けで一部工事完了届を提出し、所は、平成２８年１２月２１日付けで実施した一部工事完了の検査を合格としている。

その後、所は、表２のとおり、平成２９年１月２７日付けで工事数量の変更に伴う契約内容変更を決定している。

ところで、一部工事完了の検査を合格とした内訳を見たところ、後日契約内容を変更した数量で合格としており、検査を合格とした数量が適正でない。

所は、一部工事完了の検査を適正に行われたい。

（東京港建設事務所）

（表１）契約内容　　（単位：円）

契約件名	平成２８年度辰巳運河（東雲一丁目外２箇所）外内部護岸（補強）建設工事
契約金額	２１０，７２９，６００
工　　期	平成２８．９．９～平成２９．２．１３

（表２）工事変更内容

変更項目	既定	変更	増(△)減	備考
バックホウ浚渫船	1,531 ㎥	1,624 ㎥	93 ㎥	Ａ工区
土運船運搬	1,531 ㎥	1,624 ㎥	93 ㎥	〃
裏埋工（投入）	1,531 ㎥	1,624 ㎥	93 ㎥	〃
裏埋工（瀬取・投入）	0 ㎥	539 ㎥	539 ㎥	〃
鋼管矢板継手管内モルタル注入工	10.8 m	0 m	△10.8 m	〃
鋼管矢板継手管内モルタル注入工	0 m	361.2 m	361.2 m	〃
裏埋工（瀬取・投入）	302 ㎥	208 ㎥	△94 ㎥	Ｂ工区
伸縮目地	0 ㎡	7 ㎡	7 ㎡	〃
裏埋め均し	971 ㎡	860 ㎡	△111 ㎡	〃
基礎砕石工	106 ㎥	107 ㎥	1 ㎥	〃
路盤紙	534 ㎡	543 ㎡	9 ㎡	〃
コンクリート運搬	53 ㎥	54 ㎥	1 ㎥	〃
コンクリート打設	53 ㎥	54 ㎥	1 ㎥	〃
溶接金網	534 ㎡	543 ㎡	9 ㎡	〃
伸縮目地	7 ㎡	33 ㎡	26 ㎡	〃
インターロッキングブロック工	632 ㎡	670 ㎡	38 ㎡	〃
コンクリートはつり	0.8 ㎡	22.5 ㎡	21.7 ㎡	〃
コンクリート殻運搬	0.08 ㎥	0.89 ㎥	0.81 ㎥	〃
コンクリート殻処分費	0.08 ㎥	0.89 ㎥	0.81 ㎥	〃
侵入防止柵撤去	7.0 m	8.5 m	1.5 m	〃
金網柵移設	61.4 m	61.0 m	△0.4 m	Ｃ工区
安全監視船（警戒船）（延べ 118 隻）	１式	０式	△１式	
安全監視船（警戒船）（延べ 50 隻）	０式	１式	１式	

（２）出納手続を適正に行うべきもの

港湾整備部は、表３の契約を締結しており、東京港建設事務所が、本件工事の監督をしている。

本件工事では、電光掲示板を１，０１３万円（設計価格）で２基購入し、本件工事終了後は、別件工事の受注者へ貸与している。

物品管理規則（注）第１５条では、工事請負に含まれる物品を取得した際には物品の受入れ、物品を貸し付けた際には物品の払出しの出納手続を行うこととなっている。

しかしながら、所は、いずれの出納手続も行っておらず適正でない。

所は、出納手続を適正に行われたい。

（東京港建設事務所）

（表３）契約内容　　（単位：円）

契約件名	平成２７年度新砂水門（再整備）建設工事（その２）
契約金額	１，８３３，８４０，０００
工　　期	平成２７．１２．１６～平成２８．８．５

（注）東京都物品管理規則（昭和３９年東京都規則第９０号）

（３）仕様書を適切に作成すべきもの

調布飛行場管理事務所が締結した表４の委託契約について見たところ、以下のとおり、適切でない事例が見受けられた。

ア　項番１～３については、仕様書において、作業記録写真を提出することとしている。

また、局においては、「工事記録写真撮影基準」を定め、作業記録写真を撮影する際には、撮影年月日等を黒板に記入し、その黒板も同時に写すこととしている。

ところが、項番１～３の仕様書には、当該基準による旨の記載がないため、撮影年月日が確認できない写真が提出されている。

イ　項番４については、点検結果報告書自体の提出はされていたが、仕様書において、提出すべき旨の記載がなかった。

所は、仕様書を適切に作成されたい。

（調布飛行場管理事務所）

（表４）契約内容　（単位：円）

項番	契約件名	契約金額	契約期間	受託者
1	平成２８年度調布飛行場 自家発電設備点検委託	2,076,840	平成 28.9.26～ 平成 29.2.10	A
2	平成２８年度調布飛行場 航空灯火設備点検委託	993,600	平成 28.4.1～ 平成 29.3.27	B
3	平成２８年度調布飛行場 緑地管理委託	996,840	平成 28.4.1～ 平成 29.2.3	C
4	平成２８年度調布飛行場 自家用電気工作物保安管理業務委託	1,059,804	平成 28.4.1～ 平成 29.3.31	D

（４）積算を適切に行うべきもの

総務部、東京港管理事務所及び調布飛行場管理事務所が締結している、表５の契約に係る積算について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア　契約１については、表６のとおり、人件費の単価の根拠が不明であり、また、燃料費の単価が合理的な理由なく割高となっている。

イ　契約２については、表７のとおり、単価の根拠が確認できない。

ウ　契約３については、参考見積りの価格精査を行わなかったことにより、表８のとおり、直接人件費一人一日当たりの単価が高額となっている。

エ　契約４については、表９～表１１のとおり、単価表の適用及び積算基準に定められた算定式を誤っている、又は根拠がない金額を計上している。

部及び両所は、積算を適切に行われたい。

（総務部）

（東京港管理事務所）

（調布飛行場管理事務所）

（表５）契約内容　　（単位：円）

1	契約件名	平成２８年度道路等巡回及び埋立地警備業務委託	東京港管理事務所
	契約金額	205,200,000	
	委託期間	平成 28.4.1～平成 29.3.31	
	受託者	E	
2	契約件名	平成２８年度道路巡回臨時警備委託（単価契約）	
	発注限度額	999,000	
	委託期間	平成 28.10.14～平成 29.3.31	
	受託者	E	
3	契約件名	平成２８年度調布飛行場定電流調整装置点検委託	調布飛行場管理事務所
	契約金額	699,840	
	委託期間	平成 29.2.8～平成 29.3.28	
	受託者	F	
4	契約件名	平成２８年度東京港の社会科見学のための客船の運航委託（複数単価契約）	総務部
	推定総金額	9,980,085	
	委託期間	平成 28.4.1～平成 29.3.31	
	受託者	公益財団法人東京都公園協会	

（表６）契約１の積算内訳（抜粋）　　（単位：円）

区分		単位	単価	問題点
全体	総括責任者	時間	1,700	最低賃金@888 に係数２を乗じているが、係数の根拠が不明である。
中央監視	業務責任者	時間	1,700	
中央監視	業務員	時間	1,100	最低賃金@888 に係数 1.2 を乗じているが、係数の根拠が不明である。
ﾚｲﾝﾎﾞｰﾌﾞﾘｯｼﾞ巡回	業務員	時間	1,100	
ゲートブリッジ	業務員	時間	1,100	
レインボーブリッジ年末年始対応	業務員	時間	960	最低賃金@888 に係数 1.1 を乗じているが、係数の根拠が不明である。
燃料費	ガソリン	ℓ	150	局の単価表等によらず、近隣の実勢価格を調査し後年度推計をした結果であるとしているが、単価表等（例：ガソリン@118）より割高となっている。

（表７）契約２の積算内訳　　（単位：円）

工種名		単位	単価	問題点
警備（昼間）	午前５時から 午後１０時	時間	4,561	単価の根拠が確認できない。
警備（夜間）	午後１０時から 午前５時	時間	6,646	
車両１台	燃料費込	日	30,000	

（表８）契約３の積算人件費　　（単位：円）

項目	単位	単価	問題点
直接人件費	日	141,100	財務局が公表している、設計労務単価の技術者単価のうち、最も高額な単価（主任技術者６万３，７００円）と比較しても、２倍以上の高額となっている。

（表９）契約４の人件費　　（単位：円）

項目		正	誤
適用単価表		平成２７年度港湾工事設計単価表 （平成 27.12.1）	平成２６年度港湾工事設計単価表 （平成 26.11.1）
単価	高級船員（人）	27,600	27,200
	普通船員（人）	21,700	21,300

（表１０）諸経費及び技術経費（「港湾工事積算基準（２）平成２２年７月１日」より抜粋）

項目	正	誤
諸経費	財団法人等に委託する場合 直接人件費×100/100	建設コンサルタントに委託する場合 直接人件費×120/100
技術経費	財団法人等に委託する場合 直接人件費×200/100×技術経費率（30%）	建設コンサルタントに委託する場合 直接人件費×220/100×技術経費率（30%）

（表１１）燃料・機材費

項目	積算内訳	問題点
７０トン以上の船	１式　35,500円	見積書の総額から、部が積算した人件費、諸経費、技術経費を差し引いた額であるとしている。
７０トン未満の船	１式　11,400円	

（５）履行確認を適正に行うべきもの

東京港建設事務所は、建物管理委託契約（表１２）の中で、空気環境測定を年６回行っている。

平成２８年度における空気環境測定結果報告書を見たところ、照度及び騒音については、仕様書で測定することとなっているにもかかわらず、全く記載がなかった。

所は、報告書に一部測定結果の記載がないにもかかわらず、履行の完了を確認しており、適正でない。

所は、履行確認を適正に行われたい。

（東京港建設事務所）

（表１２）契約内容　（単位：円）

契約件名	平成２８年度東京港建設事務所高潮対策センター建物管理委託
契約金額	3,342,600
委託期間	平成 28.4.1～平成 29.3.31
受託者	G

（６）委託契約における写真撮影を基準等に従って行わせるべきもの

局は、検査の適正化を図るため、記録写真の撮影について基準等（注１）を策定し、撮影位置等を一定にして行うなどの基本的な事項（注２）を定めている。

ところで、港湾経営部は、表１３の事例のとおり、委託の成果物として写真の提出を受けているが、写真の撮影時間の記載が不正確であるなど、基準等に定める写真撮影方法に基づかない不適正な内容のものであることが認められた。

部は、委託契約の履行確認を適正に行うために、提出を受ける写真撮影について、基準等に従って行わせられたい。

（港湾経営部）

（表１３）委託契約の履行確認に当たり不適切な写真の事例　（単位：円）

契約件名	平成28年度外貿コンテナふ頭周辺道路渋滞長調査委託	平成 28 年度客船受入会場準備委託	平成 28 年度客船受入会場準備委託
契約期間	平成28.11.18～ 平成29.1.31	平成28. 4. 1～ 平成28. 5.20	平成28. 8.13～ 平成28.10. 7
契約金額	4,590,000	3,137,760	1,469,880
契約目的	東京港コンテナふ頭における交通渋滞対策に当たっての現状把握	大井水産物ふ頭において客船を受け入れるためのふ頭施設における荷役機械等の片付け・清掃	
問題点	・写真の撮影時間の記載が不正確であり、また、撮影地点の記載がないなど、渋滞状況を確認する写真として不適格 ・調査計画書に記載すべき「記録写真撮影計画」の記載がない。	・写真に一切の注釈の記載がなく、委託作業の確認資料として不適格	・「清掃前」と「清掃後」の写真となっているが、被写体が異なるため、比較ができないものとなっている。
関連する基本的な事項	① ② ③	②	①

（注１）工事記録写真撮影基準（平成２４年４月港湾局）
調査委託標準仕様書　（平成２４年４月港湾局）

（注２）基本的な事項（基準等から抜粋）
① 撮影位置及び方向を一定にして行うこと
② 工事過程が容易に把握できるように整理すること
③ 調査委託では調査計画書を作成し「記録写真撮影計画」を記載すべきこと

（７）土地鑑定評価に関する業務委託契約の変更手続及び検査を適正に行うべきもの

総務部は、表１４の臨海開発部からの土地評価依頼により、表１５のとおり、「平成２８年度土地鑑定評価に関する業務委託（その２）」を締結している。

この履行状況について見たところ、成果物（不動産鑑定評価書）の価格時点（平成２８．７．１）が、表１６の仕様書に定められた価格時点（平成２８．９．１）と相違しているにもかかわらず、検査合格としていることが認められた。

これについて、部は、臨海開発部から価格時点の変更依頼があり、受託者と協議の上、価格時点を変更したが、書面による変更手続は行わず、また、検査に当たっては、検査員に対して、この変更内容及び変更手続を口頭で説明したとしている。

しかしながら、鑑定評価の条件の一つである価格時点などの仕様内容の変更については、書面による契約変更手続を行うべきであり、また、検査は、仕様書及び関係書類により行うものであるにもかかわらず、部はこれらを行っておらず、適正でない。

部は、土地鑑定評価に関する業務委託契約の変更手続及び検査を適正に行われたい。

（総務部）

（表１４）依頼内容（抜粋）

依頼日	平成２８．６．１５
所在・地番	江東区有明三丁目３７番１０、江東区有明三丁目３７番１１
評価目的	港湾局所有地の有償所管換
評価目的の内容	土地所管換価格の算定
評価条件	土地所管換価格
地目	雑種地
地積	１５，０００．０１㎡
価格時点	平成２８．９．１

（表１５）契約内容　（単位：円）

契約件名	平成２８年度土地鑑定評価に関する業務委託（その２）
契約金額	２，０５２，０００
委託期間	平成２８．７．１５～平成２８．９．１６
受託者	Ｈ

（表１６）鑑定評価の内容（仕様書から抜粋）

７　鑑定評価の内容
　鑑定評価は、(略)、次の各号に掲げた条件を満たすこと。
（１）　価格の種類は限定価格とする。
（２）　価格時点は、平成２８年９月１日とする。
（３）　(略)
（４）　(略)

（８）東京港の広報・案内業務等委託に係る概算払を適正に行うべきもの

総務部は、表１７のとおり、東京港の広報・案内業務等委託契約を締結している。

両契約書では、委託料について、

① 受託者は、各四半期の前月１日までに当該四半期の支出予算の実施計画を部に提出し、その認定を受けなければならない

② 部は、委託料を発注限度額の範囲内において、実施計画の認定後、受託者の請求により速やかに概算払をする

③ 各四半期の予算執行状況を当該四半期終了後１０日以内に、部に報告しなければならない

としている。

また、概算払については、会計管理者通知（注１）により、年間及び分割ごとの執行計画及び執行状況を把握し、適正な金額を算定の上、必要最小限度の額の資金を交付することとされている（注２）。

しかしながら、交付資金の執行状況について見たところ、表１８のとおり、前期の執行状況報告が提出される前に次期資金を交付しているなど、分割ごとの執行計画及び執行状況を把握した適正かつ必要最小限度の資金交付となっておらず、適正でない。

部は、概算払を適正に行われたい。

（総務部）

（注１）「会計事務規則第８３条第４項の規定に基づく「会計管理者が別に定めるもの」についての一部改正について（通知）」（平成２２年１１月５日付２２会管会第４６９号）

（注２）契約１：一般会計であり、東京都会計事務規則が適用され、注１の取扱いとなる。

契約２：臨海地域開発事業会計であり、臨海地域開発事業財務規則が適用されるが、概算払における考え方は地方自治法に基づき同様であるべきと解される。

（表１７）契約内容　　（単位：円）

1	契約件名	東京港の広報・案内業務等委託（初入港船等歓送迎行事業務）契約
	発注限度額	４１，５６２，４５０
	概算払額	３９，５８５，１１７
	精算額	３１，４７０，４６５
	委託期間	平成２８．４．１～平成２９．３．３１
	受託者	Ｉ
2	契約件名	東京港の広報・案内業務等委託（東京港案内及び接遇業務）契約
	発注限度額	９，８２６，０５６
	概算払額	９，８２５，２３４
	精算額	９，２８３，４６２
	委託期間	平成２８．４．１～平成２９．３．３１
	受託者	Ｉ

（表１８）資金交付及び執行状況（平成２８年度）

① 東京港の広報・案内業務等委託（初入港船等歓送迎行事業務）契約　　（単位：円）

四半期	区分	実施計画認定	資金交付	執行状況報告	執行額計	残額
第１	時期	平成 28.4.1	平成 28.6.2	平成 28.7.8		
	金額	14,746,000	14,746,000	10,003,220	10,003,220	4,742,780
第２	時期	平成 28.5.30	平成 28.6.13	平成 28.10.7		
	金額	8,947,000	8,947,000	5,810,050	15,813,270	7,879,730
第３	時期	平成 28.9.9	平成 28.9.13	平成 29.1.10		
	金額	9,099,117	9,099,117	7,081,161	22,894,431	9,897,686
第４	時期	平成 28.12.5	平成 29.1.24	平成 29.3.31		
	金額	6,793,000	6,793,000	8,576,034	31,470,465	8,114,652
計	金額	39,585,117	39,585,117	―	31,470,465	8,114,652

（注）実施計画は、第１四半期分には年間計画、第３四半期分には第１四半期の執行状況等、第４四半期分には第２四半期の執行状況等が記載されている。

② 東京港の広報・案内業務等委託（東京港案内及び接遇業務）契約　　（単位：円）

四半期	区分	実施計画認定	資金交付	執行状況報告	執行額計	残額
第１	時期	平成 28.4.1	平成 28.5.11	平成 28.7.8		
	金額	2,949,000	2,949,000	1,770,793	1,770,793	1,178,207
第２	時期	平成 28.5.30	平成 28.6.7	平成 28.10.7		
	金額	2,426,000	2,426,000	2,048,476	3,819,269	1,555,731
第３	時期	平成 28.9.8	平成 28.9.9	平成 29.1.10		
	金額	2,442,394	2,442,394	3,361,114	7,180,383	637,011
第４	時期	平成 28.12.9	平成 29.1.19	平成 29.3.31		
	金額	2,007,840	2,007,840	2,103,079	9,283,462	541,772
計	金額	9,825,234	9,825,234	―	9,283,462	541,772

（注）実施計画は、第１四半期分には年間計画、第３四半期分には第１四半期の執行状況等、第４四半期分には第２四半期の執行状況等が記載されている。

（９）使用料の徴収事務を適正に行うべきもの

東京港管理事務所は、港湾施設用地の使用許可を行い、これに係る使用料を徴収している。

ところで、当該使用料の徴収事務について見たところ、表１９のとおり、条例、規則（注）に定める事務処理を行っておらず、調定手続の遅延や未収金の処理漏れが生じているなど、不適正な事例が見受けられた。

所は、適正な調定処理を行うためのチェック体制の構築や、収入未済を早期に把握するための方策の検討を行うなどして、使用料の徴収事務を適正に行われたい。

（東京港管理事務所）

（注）東京都臨海地域開発事業財務規則（昭和３９年東京都規則第１２４号）

第２４条第１項　収入徴収者は、収入として徴収すべき金額が確定したときは、直ちにその調定をしなければならない。

第２６条第２項　納入通知書は、納期限の５日前までに納入者に送付しなければならない。

東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例（昭和３９年東京都条例第１３５号）

第２条第１項　納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後二十日以内に東京都規則で定める督促状を発行して督促する。

第３条　督促をした場合においては、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ（中略）延滞金額を加算して徴収する。

（表１９）使用料の徴収事務に係る不適正な事例　（単位：円）

債務者	使用料	納期限	収入年月日	処理状況等
J	3,010,104	平成 28.4.20	監査日（平成 29.5.9）現在、収入未済	平成 28.4.5 の収入調定額（当初）に過誤があり、当該事実を早期に把握していたにもかかわらず、平成 29.1.31 まで調定減額の処理を行っていない。 債務者への納入通知書の送付を、平成 29.1.31 に調定減額処理がなされるまで行っていない。
K	1,254	平成 28.4.20	平成 29.2.27	
L	82,720	平成 28.12.20	平成 29.3.16	債務者からの申出を受けるまで収入未済の事実を把握できておらず、督促状の発行や延滞金の請求を行っていない。

(10) 福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切に行うべきもの

東京港管理事務所は、Mに対し、表２０のとおり、港湾労働者用厚生施設の使用許可を行っている。この福利厚生施設の使用許可書では、使用施設の利用状況及び施設の運営収支について、毎月その月分を集計して、翌月の１３日までに所長に報告しなければならないとしている。

しかしながら、利用状況は提出されているものの、運営収支については、施設に設置された自動販売機の電気料のみの報告となっており、自動販売機の売上や食堂の収支等を含めた運営施設全体の収支が報告されていない。

当該施設は、使用料を徴収していないこと、また、提供するサービス等の価格は実費程度の低廉な水準の維持を求めていることから、運営収支の報告・確認は必要不可欠なことであるが、所は、これまでこの確認を行っておらず、適切でない。

所は、福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切に行われたい。

（東京港管理事務所）

（表２０）港湾労働者用厚生施設の状況

施設名	所在地	許可面積	許可部分	設置設備等
港湾労働者青海流通センター（第１号）北休憩所	江東区青海三丁目４番１９号	131.77 ㎡	４階建のうちの１階部分	自動販売機 シャワー室 売店
港湾労働者青海流通センター（第１号）南休憩所		131.77 ㎡	４階建のうちの１階部分	自動販売機 シャワー室
港湾労働者青海流通センター（第２号）北休憩所		131.77 ㎡	４階建のうちの１階部分	自動販売機 食堂
港湾労働者青海流通センター（第２号）南休憩所		105.40 ㎡	４階建のうちの１階部分	自動販売機 シャワー室

東　京　消　防　庁

1　指摘事項

（1）工事の安全施工管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの

消防技術安全所及び王子消防署では、表１のとおり、工事契約を締結している。

ところで、仕様書で提出することとされている工事記録写真について見たところ、当該工事箇所は、屋上等の高所での作業であるにもかかわらず、工事の受注者は、労働安全衛生規則（注）に定められている墜落災害を防止するために必要な措置を講じていない状況が認められた。

このような施工状況は、作業員の墜落事故等につながりかねない大変危険なものであり、工事を安全に施工するためには、関係法令等を遵守した安全対策を確実に実施すべきである。

所及び署は、工事の安全施工管理について受注者を適切に指導、監督されたい。

（消防技術安全所）

（王子消防署）

（注）労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）第５１９条

1　事業者は、高さが２メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2　事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

（表１）工事契約の状況　　（単位：円）

区分	件　　名	金　額	期　間	所・署名
1	消防技術安全所防火力試験場屋上防水改修工事	1,748,520	平成 28.11.18～ 平成 29.2.24	消防技術安全所
2	王子消防団第６分団本部屋根等修繕工事	275,400	平成 28.11.15～ 平成 28.11.30	王子消防署

（２）消防防災マガジンの有効活用を図るべきもの

防災部は、地域・事業所等との防災対策に係る連携強化のために、平成１８年度に消防防災マガジン（以下「メールマガジン」という。）を創設し、各消防署のパソコンから、事業者が提供する電子メール配信システムを利用し、登録事業所等（注１）に対して、メールマガジンを配信できるよう、表２のとおり、委託契約を締結している。

部は、当初、メールマガジンの定期的な配信の頻度を、概ね月１回程度と定めていた（注２）が、平成２６年度に業務のスリム化についての検討を行った結果、必ずしも毎月の配信を必要とするものではなく、各消防署の実情に応じた活用を図ることに変更した（注３）。

そこで、平成２８年度（平成２９年１月まで）における各消防署のメールマガジン配信状況について見たところ、表３のとおり、全８１署のうち２３署において、全く配信を行っていない状況が認められた。

ところで、部は、業務の見直しの際に、メールマガジン受信者に対してアンケートを実施し、メールマガジンが有益な情報源になっているとの分析結果を得ており、その旨も各署に通知している。

部は、各署における配信状況を把握し、メールマガジンの有効活用を図られたい。

（防災部）

（注１）区市町村のほか、消防署と関連の深い町会、自治会、消防団等の担当窓口を登録先としている。

（注２）平成１８年２月２８日付１７防防第８９１号防災部長依命通達による。

（注３）平成２７年２月９日付２６防防第１１４０号防災部長通知による。

（表２）電子メール配信システムの利用に係る委託契約　（単位：円）

契約期間	契約金額	契約の相手方
平成 28.4.1～平成 29.3.31	648,000	A

（表３）平成２８年度中（４月～１月）に全く配信を行わなかった消防署　　（単位：件、回）

区分	消防署名	登録件数 （平成２９年１月末時点）	平成２７年度配信回数	平成２８年度配信回数
１	京橋	８３	０	０
２	荏原	９８	０	０
３	田園調布	１１２	０	０
４	蒲田	２５６	０	０
５	矢口	７４	０	０
６	世田谷	３２	０	０
７	玉川	５７	０	０
８	成城	３９	２	０
９	新宿	８５	２４	０
１０	中野	２２	０	０
１１	杉並	１１	０	０
１２	荒川	２９	０	０
１３	千住	５０	０	０
１４	金町	４１	０	０
１５	江戸川	４２	３	０
１６	葛西	４８	０	０
１７	立川	３２	０	０
１８	武蔵野	３２	１	０
１９	府中	１１８	１０	０
２０	清瀬	６１	４	０
２１	町田	２９	２	０
２２	福生	２７	０	０
２３	多摩	３９	０	０

交　　通　　局

1　指摘事項

（１）所契約の履行確認を適正に行うべきもの

早稲田自動車営業所は、浴室給湯管改修工事契約（注）をＡと締結している。

所は、仕様書において作業施工前・中・後ごとに件名、撮影場所、日時、記事及び受注者名を明記した黒板等を画面に入れて施工記録写真を撮影し、提出させることを定めている。

しかしながら、施工記録写真を確認したところ、監査日（平成２９．４．１７）現在、表１のとおり、黒板等が確認できない写真が複数認められた。

所は、要件を満たさない当該施工記録写真をもとに検査合格としており、適正でない。

所は、契約の履行確認を適正に行われたい。

（早稲田自動車営業所）

（注）契約件名：早稲田自動車営業所浴室給湯管改修工事

契約金額：５８万３，２００円

契約期間：平成２８年１１月１４日から３０日間

（表１）施工記録写真の状況について

	作業施工前	作業施工中	作業施工後
黒板等が確認できない写真	15 枚中 7 枚	13 枚中 9 枚	7 枚中 7 枚

（２）契約事務を適切に行うべきもの

小滝橋自動車営業所は、青山いきいきプラザ入口バス停留所移設に伴い、上屋の撤去を行う工事契約（注）をＢと締結している。

当該工事契約は、仕様書で、原則として夜間作業とするが、道路管理者又は交通管理者から別途指示がある場合は、その時間に作業することと定めている。

ところで、施工状況について、道路使用許可書及び施工記録写真を見たところ、夜間工事から昼間工事に変更されていたことが認められた。

しかしながら、所は、昼間工事への変更について、受託者と書面による協議を行わず、契約金額と同額を支払っており、適切でない。

所は、契約事務を適切に行われたい。

（小滝橋自動車営業所）

（注）契約件名：青山いきいきプラザ入口バス停上屋撤去工事

契約金額：８３万３，３０１円

契約期間：平成２８年４月１８日から同月３０日まで

（３）バス料金の管理について

都営バスにおいて、乗客が料金機に投入した運賃（現金）は、自動車営業所で回収され、現金輸送担当に引き渡されるまで、表２のとおり、料金箱が自動施錠されるため、原則として、職員が現金に触れることはない仕組みになっている。

ところで、料金機・料金箱の取扱いについて見たところ、以下の問題点が認められた。

（表２）乗客により投入された運賃（現金）の流れ

段　階	概　　略
１　料金投入から料金箱へ	①　料金機に運賃（現金）が投入されると機内で料金箱に格納される。
２　料金箱から精算機へ	②　料金機から取り外すと料金箱は自動的に施錠される。
	③　施錠されたままの料金箱を所内の精算機にかける。
３　精算機から現金輸送へ	④　精算機内で現金は現金輸送用のコンテナに格納される。
	⑤　精算機から取り外すとコンテナは自動的に施錠される。
	⑥　施錠されたままのコンテナを所定の現金輸送担当に引き渡す。

（写真１）料金機等のイメージ

料金機・料金箱

精算機

ア　返金ボタンの使用を適正に管理すべきもの

料金機には、返金ボタンが設けられており、乗客が料金機に現金を誤投入した場合にこれを返却するためなどに乗務員が使用する。

自動車営業所では、乗務員が返金ボタンを使用した場合には、所の職員が乗務員から返金理由などの状況を聞き取って現金等取扱報告書に記載するとともに、営業終了後に、「金庫別精算集計表」（注）と現金等取扱報告書とを突合して返金状況を確認することとしている。

しかしながら、千住自動車営業所では、現金等取扱報告書の記載に当たり、誤投入、誤発券、その他の欄に「〇」をつけるだけで、具体的な内容を記載していないことは、適正でない。

所は、返金ボタンの使用を適正に管理されたい。

（千住自動車営業所）

（注）金庫別精算集計表：収受した運賃や返金ボタンの使用回数などの集計データをシステムから出力した帳票

イ　誤発券した１日券の管理を適正に行うべきもの

料金機には、１日券（５００円、７００円）を発行する機能がある。

局が定めている一般乗合自動車の運賃及び乗車券取扱要領によると、１日券を誤発券した場合、自動車営業所に当該１日券を持ち帰り、返金ボタン使用の証拠とすべきところ、江東自動車営業所では、誤発券した１日券を他の乗客に販売した事例が２例認められた。

このことは、返金ボタン使用の妥当性を検証できなくなるものであり、適正でない。

所は、誤発券した１日券の管理を適正に行われたい。

（江東自動車営業所）

ウ　簡易開錠機の取扱いを定めるべきもの

自動車営業所には、料金管理及び整備上の必要により、料金箱を手動開錠できる簡易開錠機が設置されている。

ところで、簡易開錠機の使用管理状況について見たところ、簡易開錠機の使用記録の体制が整えられていないことが認められた。

料金箱の手動開錠は、自動施錠により運賃収入の適正性を確保し現金取扱いに係る事故防止を図る仕組みに対する例外であるにもかかわらず、所を統括する自動車部は簡易開錠機の取扱いについて定めを設けておらず、所の任意の判断による運用に取扱いを委ねていることは適切でない。

部は、簡易開錠機の取扱いについて定められたい。

（自動車部）

（４）荒川線自動料金収納機等の保守点検業務委託について

電車部は、都電荒川線車内の料金機の保守点検業務などを委託する契約（注１）をＣと特命で締結しており、荒川電車営業所が業務の履行を監督している。

この契約の履行状況等について見たところ、以下の問題点が認められた。

ア　「異常時修理」時に作業依頼書を作成するとともに、作業報告書を提出させるべきもの

仕様書では、受託者は、年２回の「定期点検・清掃」及び「異常時修理」を行うこととされている。

このうち、「定期点検・清掃」については、作業終了後に作業報告書を提出することを仕様書に定めているが、一方、「異常時修理」については、作業報告書の提出を仕様書で定めていないことが認められた。

また、所も受託者への「異常時修理」作業依頼を作成していないため、監査日（平成２９．５．１８）現在、修理依頼、修理日時、修理内容等を確認できず、適切でない。

部は、「異常時修理」時には所に作業依頼書を作成させるとともに、受託者からも作業報告書を提出させられたい。

（電車部）

イ　自動料金収納機の修理作業時における現金の取扱いを明確に定めるべきもの

都電荒川線車内の料金機について発生した硬貨詰まりなどの故障については、受託者が料金機の修理作業を行っている。

しかしながら、これらの修理作業について、下記２点が認められたことは適切でない。

①　修理作業時に受託者が料金機から取り除いた詰まり金の金額を受託者に報告させていないため、所が詰まり金を受け取ったことが確認できない。

②　受託者が作業を行う際は、原則、職員が料金機内のつり銭等の現金を全部回収することとし、回収不能の際には職員が立ち会うこととしている。しかしながら、その際の職員による立会いが確認できない。

部は、料金機の修理作業時における詰まり金やつり銭等の現金の取扱いを明確に定められたい。

所は、料金機の修理作業時における現金の取扱いを適切に行われたい。

（電車部）

（荒川電車営業所）

ウ　契約時に、修理の必要性等を確認し、その内容に沿った見積りを徴取すべきもの

仕様書では、異常時修理のうち、ＩＣ共通化ユニット（注２）の工場持込み修理は、本契約の対象外であるとしているため、表３のとおり、別途、荒川電車営業所が受託者と特命随意契約を結び修理を行っている。

しかしながら、これらの修理契約について、下記２点が認められたことは適切でない。

①　別途修理を行わなければならないことを確認できる書類は存在せず、所は、修理の必要性を書面で確認しないまま契約手続を行っている。

②　表３のとおり、機器ごとに修理金額が異なっているが、見積りの内訳書がないため、その妥当性が確認できない。

所は、契約時に、修理の理由や内容等を確認し、受託者からその内容に沿った見積りの内訳書を提出させられたい。

（荒川電車営業所）

（注１）契約件名：荒川線自動料金収納機等の保守点検業務委託
契約金額：１，１７３万４，７４０円
契約期間：平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで

（注２）ＩＣ共通化ユニット：料金機に付属している装置で、ＩＣカードリーダライタの制御やＩＣカードに関するデータを管理するもの

（表３）ＩＣ共通化ユニット修理状況　（単位：円、台）

契約期間	品名/仕様	契約金額	台数	内訳台数	単価
平成 28. 7.11～平成 28. 7.29	ＩＣ共通化ユニットの修理	80,352	2	1	28,400
	ＩＣ共通化ユニットの修理			1	46,000
平成 28. 9. 5～平成 28. 9.30	ＩＣ共通化ユニットの修理	141,912	4	1	28,400
	ＩＣ共通化ユニットの修理			2	28,500
	ＩＣ共通化ユニットの修理			1	46,000
平成 28.11. 4～平成 28.11.15	ＩＣ共通化ユニットの修理	62,640	2	2	29,000
平成 28.12.28～平成 29. 1.31	ＩＣ共通化ユニットの修理	70,740	2	1	28,500
	ＩＣ共通化ユニットの修理			1	37,000
合計		355,644	10		

（５）制服購入に係る契約事務を適正に行うべきもの

資産運用部は、局職員へ貸与する制服購入について、単価契約にて処理している。単価契約は原則として、予定数量を上限として単価をもって相手方と契約を結ぶものである。

ところで、表４の契約について見たところ、監査日（平成２９．４．２５）現在、次のとおり適正でない事例が見受けられた。

① 局は、単価契約について、予算措置がなされていることを前提に予定数量超過について受注者と協議のうえ、契約変更により対応できることを定めており、項番１から３の契約でも、予定数量を超える場合は受注者と協議する旨を仕様書に定めている。

しかしながら、男性接客服上衣など６点の制服について、予定数量を超過しているにもかかわらず、当初の契約に基づき納品させていた。

② 部は、購入した制服に使用されている生地が仕様書で定められた規格のものであることを証明させるため、生地製作会社からの出荷証明書を提出するよう求めている。

しかしながら、出荷証明書には当初の納入予定数量が記載されており、超過数量分の制服の生地については仕様を満たしていることが証明されていない状態となっていた。

部は、制服購入に係る契約事務を適正に行われたい。

（資産運用部）

（表４）単価契約の状況　（単位：円、着）

項番	契約件名	契約期間	推定総金額 (確定金額)	品名	単価	予定数量	確定数量	超過数量
1	男性接客服上衣外６点	平成 28.4.1～ 平成 29.3.31	53,715,960 (53,714,124)	男性接客服上衣	13,900	1,460	1,535	75
				女性接客服上衣	15,600	290	310	20
				女性接客服ズボン	10,000	250	280	30
				女性接客服ベスト	8,200	60	65	5
2	男性接客服半袖上衣外３点	平成 28.4.1～ 平成 29.3.31	27,683,640 (27,681,750)	男性接客服長袖上衣	3,400	6,040	6,250	210
3	男性接客服ズボン外２点	平成 28.4.1～ 平成 29.3.31	9,545,040 (9,543,744)	男性接客服夏ズボン	4,800	1,470	1,481	11

水　　道　　局

1　指摘事項

（１）私道内給水管整備工事について

局は、単価契約（注１）により私道内給水管整備工事（注２）を実施しており、各支所は、単価契約の受注者に対して施工案件の個別発注を行っている。

（注１）給水管整備及び取り出し工事請負単価契約

（注２）私道内の複数ある給水管を整理・統合し、配水小管を布設する工事

ア　事務手続を改正し、着手前に発注手続を行うよう定めるべきもの

給水部が各支所に示している事務手続（注３）を見たところ、発注書（施工通知書）の交付前に、受注者に私道内事前調査（注４）、給水管設計及び配水管設計を実施させるものとなっている。

部は、事務手続を改正し、着手前に発注手続を行うよう定められたい。

（給水部）

（注３）「給水課事務取扱手続」（平成２６年４月東京都水道局）

（注４）現地調査、詳細図面調査、土地所有者の調査、私道内配水管布設承諾書の取得等

イ　個人情報の取扱いについて通達に基づき具体的な定めを設けるべきもの

仕様書において個人情報の取扱いについて見たところ、個人情報が記載された貸与資料の複写・複製の禁止や返還の定め等はあるものの、表１に示すような通達（注５）に基づく具体的な定めを設けていないことが認められた。

私道内給水管整備工事においては、氏名、お客さま番号、給水管の引込状況、布設承諾の有無などの個人情報を、受注者が直接取得し、事前調査から施工完了までの間取り扱うことから、慎重を期す必要がある。

部は、単価契約における個人情報の取扱いについて、通達に基づき具体的な定めを設けられたい。

（給水部）

（注５）「東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（通達）」（平成２８年３月３１日付２７生広情第８６３号）

（表１）仕様書に明記すべき個人情報の定め

・　個人情報の目的外利用の禁止
・　個人情報の管理状況について、必要に応じて職員が立入調査できる旨
・　事故発生時における報告義務
・　受注者が取得した個人情報の取扱い
・　個人情報の消去又は廃棄の確認
・　個人情報記載文書等の搬送に際しての事故防止措置
・　個人情報記載文書等の受け渡し確認手段など

（２）事務手続を改正し、発注書交付前に組織決定を行うよう定めるべきもの

局は、単価契約（注１）により漏水修理工事を実施しており、各支所は、単価契約の受注者に対して施工案件の個別発注を行っている。

ところで、給水部が支所に示している事務手続（注２）を見たところ、発注書の交付に際して、支所において給水課長決定等の組織決定を行うことを求めていないものとなっている。

部は、事務手続を改正し、発注書交付前に組織決定を行うよう定められたい。

（給水部）

（注１）水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）

（注２）「給水課事務取扱手続」（平成２６年４月東京都水道局）

（３）料金減額を適正に行うとともに、調査等、再発防止策を検討すべきもの

各営業所では、下水道条例（注１）及び取扱手続（注２）に基づき、医療施設の下水道料金について減額を行っている。減額対象の「医療施設」とは、医療法（注３）に定められた「病院（病床数２０以上）」（国、地方公共団体が経営するものを除く。）をいう。

ところで、墨田営業所及び江戸川営業所における当該料金減額について見たところ、表２のとおり、病床数が減ったことにより対象外となった施設に対しても料金減額を行っており、適正でない。

これは、両所が、当該施設の使用水量が同種の施設と比べ少ないにもかかわらず、病床数等の現状を再確認せず、減額を継続していたことによるものである。また、サービス推進部が定めた取扱手続に、初回の減額の調査については定めがあるものの、以降の取扱いについては明確な定めがないことにも原因がある。

両所は、医療施設の料金減額を適正に行われたい。

部は、継続して減額する際の調査基準を定めるなど、再発防止策を検討されたい。

（墨田営業所）

（江戸川営業所）

（サービス推進部）

（注１）東京都下水道条例（昭和３４年東京都条例第８９号）

（注２）営業事務取扱手続（平成１４年東京都水道局）

（注３）医療法（昭和２３年法律第２０５号）

※【医療法第１条の５第１項より抜粋】

この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、２０人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

（表２）対象外の施設に対する下水道料金減額の状況　　（単位：円）

減額施設区分	減額内容	使用者	病床数が 20 未満となった時期	※金額	所管営業所
医療施設	下水道料金のうち、1 月あたり 5,000 ㎥以下の汚水排出量に係る料金の 10％を減額	A	平成 15 年 4 月	56,039	墨田営業所
		B	平成 19 年 4 月	19,379	江戸川営業所
		C	平成 26 年 3 月	25,738	江戸川営業所

※過大に減額した下水道料金の合計（Ａ及びＢは直近５年分である。）

（４）未収金の徴収停止手続を適切に行うべきもの

水道料金の徴収整理について、取扱手続（注）によれば、営業所がサービス推進部に徴収依頼したものについて、所在不明などで所に返却された場合は、徴収停止処理を行うこととなっている。

ところで、港営業所の水道料金徴収整理状況を見たところ、監査日（平成２９．１．２７）現在、表３のとおり、徴収停止を行っていない事例が認められた。

所は、未収金の徴収停止手続を適切に行われたい。

（港営業所）

（注）営業事務取扱手続（平成１４年東京都水道局）

（表３）徴収停止を行っていない事例

債務者	債権額	水道使用期間	所から部への徴収依頼日	部から所への返却日　※
D	51,104円	平成20.6～20.10	平成21.1.23	平成26.9.4

※　部は、継続的に調査し、催促等を行っていたが、平成２６年９月に所在不明と判明したため、所へ返却したものである。

（５）工事記録写真の撮影について、受注者への指導を徹底すべきもの

局では、工事の経過及び施工管理の状況等を適切に記録することを目的として、工事記録写真撮影要綱（以下「要綱」という。）を定めている。また、各工事の受注者は、要綱に基づき作成した工事写真撮影計画を局の工事担当に事前提出し、計画に則して工事記録写真を撮影することとしている。

ところで、東部第二支所において、表４の契約の履行状況を見たところ、表５のとおり、要綱の定めを満たしていない事項が認められた。所は、施工状況の記録である工事記録写真の不備について、受注者に指導を行っておらず適切ではない。

所は、工事記録写真の撮影について、受注者への指導を徹底されたい。

（東部第二支所）

（表４）契約内容　（単位：円）

契約件名	相手方	契約金額	契約期間
足立区東和四丁目 25 番地先から同区中川四丁目 29 番地先間配水小管布設替工事	E	420,984,000	平成 27.4.10～ 平成 28.11.29

（表５）要綱の定めと撮影計画、現状の比較

項目	要綱の定め（抜粋及び要約）	受注者の撮影計画（抜粋及び要約）	現状
安全管理	①以下につき、実施箇所又は、100ｍごとに撮影する。 ・各種標識類、保安施設の設置状況 ・保安要員等交通整理状況 ②安全訓練等については実施ごとに一回撮影する。	①同左、更に施工日ごとの保安員の集合写真を撮影する。 ②記載なし	①写真なし 保安要員の集合写真のみ提出されている。 ②写真なし
建設副産物の発生	各種類につき１回、以下の項目について撮影する。 ・運搬状況・運搬経路・現場利用状況 ・工事管理用状況・ストックヤードの状況 ・受入地の状況・再資源化処理施設の状況 ・最終処分場の状況・現場内の分別状況 ・再生資源の利用状況	同左	建設副産物４種類のうち、１種類について全項目の写真が提出されていない。

（６）仕様書に定めた書類を適切に提出させるべきもの

局が定めた配水管工事標準仕様書によると、受注者は社会保険等の加入が義務付けられており、請負金額が２，０００万円以上の工事については、建設業退職金共済掛金収納書を工事着手後１か月以内に発注者に提出することと定めている。

ところで、南部支所が行った工事について見たところ、表６のとおり、建設業退職金共済掛金収納書の提出が遅れている事例があり、適切でない。

所は、仕様書に定めた書類を適切に提出させられたい。

（南部支所）

（表６）該当工事事例　　（単位：円）

工事件名	世田谷区上用賀四丁目９番地先から同区上用賀四丁目１７番地先配水小管布新設工事	世田谷区玉川一丁目１７番地先から同区上野毛三丁目２５番地先配水小管布設替工事
契約期間	平成２８．４．１８～ 平成２８．９．６	平成２８．９．７～ 平成２９．３．９
契約金額	３５，３２６，８００	４９，８４８，４８０
工事着手日	平成２８．４．１９	平成２８．９．８
建設業退職金共済掛金収納書の提出日	平成２８．６．１６	平成２９．１．９

（７）薬品管理規程を改正し、細則を定めるべきもの

水質センターでは、水質検査のために塩酸や硫酸などの毒劇法（注１）の対象となる薬品を使用している。

旧厚生省の通知（注２）では、毒物及び劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、取扱いや点検方法などの基本的事項を毒物劇物危害防止規定（以下「規定」という。）に記載しなければならず、更にそれを実施するために必要な細則を定めるとされている。

これを受け、浄水部では、通知等に基づき手引（注３）を定めて、毒物及び劇物等の管理などについてセンター等の水質検査部門がある事業所に対し指導を行っている。

ところで、センターの規定である薬品管理規程を見たところ、基本的事項について記載はあり、取組は実際に行われているものの、表７のとおり、具体的手順等を示した細則が一部記載されていないことが認められた。

センターは、規程を改正し、細則を定められたい。

部は、細則を定めるよう、センターに対し指導及び周知の徹底をされたい。

（水質センター）

（浄水部）

（注１）毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）

（注２）毒物劇物危害防止規定について（昭和５０年薬安発第８０号・薬監発第１３４号）

（注３）水質検査関連薬品等取扱いの手引（平成２１年３月３０日改定水道局）

（表７）水質センターの薬品管理規程における基本的事項に係る細則の記載状況

毒物及び劇物の取扱いに係る基本的事項		細則の記載状況
職務及び組織		あり
作業方法		あり
設備等について	点検方法	**なし**
	整備又は補修	**なし**
事故発生時	関係機関への通報	あり
	応急措置活動	**なし**
教育及び訓練		**なし**

下　水　道　局

1　指摘事項

○重点監査事項Ⅰ「下水道管路施設の維持管理」

管路施設の故障に起因する道路陥没などの発見から対応までの流れ、及びそれぞれに対応する委託契約は表１のとおりである。また、維持管理の方法は「管路施設維持管理マニュアル（平成２４年度版）（施設管理部）」（以下「マニュアル」という。）によっている。

（表１）故障発見から対応までの流れ及び関連する契約について　（単位：億円）

故障発見から対応までの流れ		対応等の内容	関係契約実績（平成28年度）			
			件名	金額（注2）	契約区分	委託先
1	通報・立会等による故障発見	巡視 他企業工事の立会い 通報・苦情の受付	下水道事務所出張所業務委託	44.4	総価契約	東京都下水道サービス株式会社
2	出張所による現場確認・応急的な対応	現場確認等 単価契約の手続				
3（注1）	簡易な補修（高圧洗浄等）	－	管路内清掃工並びに故障等処理作業委託	14.7	単価契約	A
	本格的補修	－	管きょ維持補修工事	33		

（注1）簡易な補修と本格的補修の選択は、現場で出張所の職員が判断する。
（注2）契約金額は、小数点第2位を切捨て

○重点監査事項Ⅱ「下水道事務所出張所の業務委託」

局は、表２のとおり、東京２３区にそれぞれ１か所ずつ出張所を設けており、７か所の下水道事務所が所管している。また、各出張所は、表３のとおり、他企業工事の立会いや業務履歴検索システム等への業務内容の記録など下水道事務所の補助的業務を担当している。

なお、局は、２３か所の出張所のうち２１か所を東京都下水道サービス株式会社（以下「受託者」という。）への特命随意契約により委託（以下「出張所委託」という。）を行っている。

（表２）下水道事務所及び管轄する出張所について（平成 28 年度現在）

下水道事務所	管轄する出張所	
	直営	委託
中部	千代田	中央、渋谷、港
東部第一	－	江東、墨田
東部第二	－	足立、葛飾、江戸川
西部第一	新宿	中野、杉並
西部第二	－	北、板橋、練馬
北部	－	文京、台東、豊島、荒川
南部	－	世田谷、大田、品川、目黒

（表３）出張所における業務の概要

施設の巡視、苦情処理、管きょ維持補修工事関係業務、他企業工事の立会い、 業務履歴検索システム等の業務、公共下水道一時使用に係る業務など１８業務

（１）故障等への対応及び契約事務手続について

ア　故障への対応作業を迅速に行うべきもの

マニュアルにおいて、住民等からの通報により、管路施設の故障等を確認した場合、即日現場対応を原則とし、迅速に処理することが定められている。

ところで、南部下水道事務所所管の目黒出張所は、平成２８年４月５日、人孔の鉄蓋と歩道の段差解消のために設置された鉄板が浮き上がっているとの通報を道路管理者から受けた。本件に対し、受託者は、路面用テープ等により応急措置は行ったが、同年１１月１０日に補修工事が行われるまで７か月以上経過しており、適切でない。

また、作業が遅れたことは、所が、業務履歴検索システム（注）により、受託者の業務実施状況を確認すれば、応急措置以後、補修工事が速やかに行われていないことが把握できるにもかかわらず、この確認を十分に行っていないことにも原因がある。

受託者は、故障への対応作業を迅速に行われたい。

所は、受託者の業務実施状況を確認し、必要な指示を行われたい。

（東京都下水道サービス株式会社）

（南部下水道事務所）

（注）受託者が、業務の履行内容を入力し、所や部の担当者が検索により業務実施状況を随時、確認・把握が可能なシステムである。

イ　緊急に作業の指示を行った経緯を確認できる書類を作成・保管すべきもの

南部下水道事務所が行った「管きょ維持補修工事委託」（表１の項番３、以下「維持補修工事委託」という。）契約のうち平成２８年４月及び５月に所が行った１３５件の施工通知（注）を見たところ、全件において、本来は通知の後に選任されるべき施工会社について、所が記載欄を独自に設けて記載していることが認められた。

このことについて、所は、特記仕様書に基づいて、緊急を要する場合、所が口頭により指示できる旨を規定しており、当該条項に基づいて行ったとしている。

しかしながら、緊急を要することを示す書類を作成・保管していないことから、所が、上記１３５件を特記仕様書に記載の手順に従って事務を行ったか確認できない状況となっている。

所は、「維持補修工事委託」契約の事務について、仕様書の規定に基づいて手続を行うとともに、緊急を要する場合に口頭で指示を行った際には、緊急に作業の指示を行った経緯を確認できる書類を作成・保管するなど、事務を適切に行われたい。

（南部下水道事務所）

（注）施工通知：所が組合に対して工事を発注する通知

（２）他企業工事の立会業務を適正に行うべきもの

出張所における他企業工事の立会いの概要は、表４のとおりである。

ところで、西部第一下水道事務所において、他企業工事立会業務の実施状況を見たところ、同所所管の新宿出張所（下水道局直営）において、他企業工事１４０件（平成２８年１２月末現在）のうち、立会業務を行ったのは２件のみという状況が認められた。

しかしながら、他企業工事対応マニュアルでは、事前及び事後等に立会いを行い、取付管については原則としてテレビカメラによる調査を行うなど、管路施設の状況を把握するとしていることから、所の判断で立会業務を行っていないことは適正でない。

所は、他企業工事の立会業務を適正に行われたい。

（西部第一下水道事務所）

（表４）他企業工事の立会いの概要

目的	下水道管路施設の保全
実施根拠	・建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省技調発第１号平成５年１月１２日） ・他企業工事対応マニュアル（平成１５年２月施設管理部）
実施方法	・事前及び事後に工事周辺箇所に職員が出張し、他企業工事に起因して下水道施設に損傷を与えていないかどうかを確認 ・事前立会の際に発見された、補修を要する不具合等については、「管路内清掃工並びに故障等処理作業委託」契約（表１の項番３）などにより対応

（３）出張所委託における他企業工事の立会いについて

ア　他企業工事の立会いに関する台帳等の作成を適切に行うべきもの

他企業工事の立会いにおける経過等の記録は、業務履歴検索システム（注）により作成する申請台帳など表５に記載の台帳等によっている。

出張所における他企業工事の立会いに関する業務の実施状況について見たところ、表６のとおり、受付台帳に立会結果の記載のない事例など、受託者の履行及び所の確認が適切でない事例が、１１出張所において延べ１３６件見受けられた。

また、不良箇所、処理経過などについては、記載（入力）すべき事案の程度や範囲、補修の実施基準などが明確になっていないことから、出張所又は事案によって、記載（入力）状況に差があり、受付台帳及び申請台帳では不良箇所及びその処理経過が把握・確認できず、受託者に問い合わせないと正確な状況が把握できないという状況となっている。

受託者は、他企業工事の立会いに関する台帳等の作成を適切に行われたい。

各所は、他企業工事の立会いに関する業務の履行確認を適切に行われたい。

（東京都下水道サービス株式会社）

（東部第一下水道事務所）

（西部第二下水道事務所）

（北部下水道事務所）

（南部下水道事務所）

（注）業務履歴検索システム：下水道管路の維持管理に関する様々な情報を電子データ化して、共有し活用することによって業務の効率化等を図ることを目的として開発し、平成１６年度から導入しているシステム。
本システムにより他企業工事申請台帳など各種台帳の入力やデータ検索などを行うことができる。

（表５）他企業工事の記録方法

協議書	・他企業者の情報や事前・事後の立会結果等を記載
申請台帳	・工事件名、工期、施工前立会日、事前・事後の立会日などの情報をシステム入力 ・所や部の担当者が検索により業務実施状況を随時把握・確認することが可能
受付台帳	・調査箇所数、不良箇所数、処理経過等システムには入力できない情報を含む ・表計算ソフト（エクセル）により作成

（表６）他企業工事立会業務の不適切事例数　（単位：件）

下水道事務所及び出張所		東部第一		西部第二			北部		南部				計
		江東	墨田	北	練馬	板橋	文京	豊島	目黒	世田谷	品川	大田	
適切でない項目	①協議書に立会結果なし	2	6						6				14
	②受付台帳に立会結果なし又は協議書と相違	7	2	26						3		1	39
	③受付台帳に処理経過の記載なし	2				1			7	2	22	1	35
	④受付台帳及び申請台帳の記載誤り等	3		1	11	1	2		2			5	25
	⑤協議書に工期延長記録なし等		3	8	3			3			2	3	22
	⑥協議書なし								1				1
計		14	11	35	14	2	2	3	16	5	24	10	136

イ　他企業工事の立会いに関する業務の一部を別契約で対応する場合の対応について

（ア）基準等を定めるべきもの

受託者が行う業務のうち、他企業工事の立会いに関する業務については、その一部を、別契約である「管路内清掃工並びに故障等処理作業委託」契約（表１の項番３、以下「別契約」という。）により対応することが認められており、その実績は、表７のとおりである。

しかしながら、別契約で対応する場合の基準及び手続が定められていないため、別契約で対応することの妥当性が確認できない状況となっており、適切でない。

施設管理部は、他企業工事の立会いに関する業務の一部を別契約で対応する場合についての基準及び手続を定められたい。

（施設管理部）

（イ）積算について見直しを検討すべきもの

施設管理部は、「下水道事務所出張所業務委託」契約の積算において、他企業工事立会業務の別契約対応分について考慮しておらず、また、各出張所における別契約対応分の実績を集計・把握して直営時と比較するなどの考察も行っていない。このため、「下水道事務所出張所業務委託」契約の積算において、別契約対応分について考慮の必要がないか、現状が適切であるかなどの検証・精査が必要な状況となっている。

部は、現状を検証・精査の上、積算について見直しを検討されたい。

（施設管理部）

（表７）他企業工事の立会いに関する業務の一部を別契約で対応した実績　　（単位：件、円）

下水道事務所	出張所	平成26年度		平成27年度		平成28年度		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中部	千代田	－	－	－	－	0	0	0	0
	中央	3	1,290,315	4	1,290,590	1	330,165	8	2,911,070
	港	－	－	－	－	－	－	0	0
	渋谷	－	－	－	－	－	－	0	0
	小計	3	1,290,315	4	1,290,590	1	330,165	8	2,911,070
北部	文京	－	－	－	－	－	－	0	0
	台東	－	－	－	－	－	－	0	0
	豊島	－	－	－	－	－	－	0	0
	荒川	－	－	－	－	－	－	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0
東部第一	墨田	7	3,071,825	23	10,557,605	11	3,906,350	41	17,535,780
	江東	－	－	2	772,900	－	－	2	772,900
	小計	7	3,071,825	25	11,330,505	11	3,906,350	43	18,308,680
東部第二	足立	－	－	－	－	－	－	0	0
	葛飾	－	－	－	－	－	－	0	0
	江戸川	－	－	10	4,575,760	10	4,263,345	20	8,839,105
	小計	0	0	10	4,575,760	10	4,263,345	20	8,839,105
西部第一	新宿	0	0	3	1,181,185	3	1,114,685	6	2,295,870
	中野	12	5,828,450	17	8,607,945	7	2,549,795	36	16,986,190
	杉並	24	10,837,430	21	10,769,960	22	9,097,085	67	30,704,475
	小計	36	16,665,880	41	20,559,090	32	12,761,565	109	49,986,535
西部第二	北	－	－	0	0	－	－	0	0
	板橋	0	0	－	－	－	－	0	0
	練馬	5	2,263,450	0	0	0	0	5	2,263,450
	小計	5	2,263,450	0	0	0	0	5	2,263,450
南部	品川	5	2,212,210	－	－	0	0	5	2,212,210
	目黒	4	1,840,010	1	440,115	－	－	5	2,280,125
	大田	－	－	－	－	－	－	0	0
	世田谷	－	－	9	4,367,295	8	3,139,180	17	7,506,475
	小計	9	4,052,220	10	4,807,410	8	3,139,180	27	11,998,810
合計		60	27,343,690	90	42,563,355	62	24,400,605	212	94,307,650

（４）出張所委託における夜間業務について

「下水道事務所出張所業務委託」契約では、夜間の他企業工事立会い、その他夜間に実施する出張所業務（以下「夜間業務」という。）を行っている。また、施設管理部は、表８のとおり、別途、「保守管理業務立会作業委託」契約を締結し、夜間の他企業工事立会業務を行わせている。両契約の業務の実態及び報告の定めは、表９のとおりである。

ア　目的に則した報告を求めるべきもの

両契約において、それぞれ問題箇所等が生じた場合に、他企業工事の相手方に署名をさせる報告様式である「詳細記録票」について見たところ、表９のとおり、「保守管理業務立会作業委託」契約において、管路施設の露出が確認された場合にも提出を求めているのに対し、「下水道事務所出張所業務委託」契約では、同様の場合においても「詳細記録票」の提出を求めていないことが認められた。

夜間の他企業工事立会業務の目的は、他企業工事等による下水道施設の損傷事故等の未然防止である。両契約で求めている「詳細記録票」による報告は、他企業工事の相手方に署名をさせるものであり、損傷事故等防止の実効性の効果が期待できることから、「下水道事務所出張所業務委託」契約の夜間業務においても、「詳細記録票」による報告を求めるべきである。

部は、他企業工事立会業務の目的に則した報告を求められたい。

（施設管理部）

イ　積算について見直しを検討すべきもの

両契約の積算について見たところ、表１０のとおり、夜間業務については、ほぼ同様の業務内容であるにもかかわらず、「保守管理業務立会作業委託」契約では、適用単価に差異があることが認められた。

部は、現状を検証・精査の上、積算について見直しを検討されたい。

（施設管理部）

（表８）保守管理業務立会作業委託契約の概要　（単位：円）

契約件名	保守管理業務立会作業委託
契約期間	平成２８．４．１～平成２９．３．３１
契約金額	６１，５６０，０００
受託者	東京都下水道サービス株式会社
業務内容	①　他企業工事等の立会い ②　他企業者又は施工責任者に対する是正要請 ③　管路状況の確認及び応急措置等の対応

（表９）業務の実態及び仕様書等に記載の報告様式（詳細記録票）の取扱いについて

		契約区分	
		下水道事務所出張所業務委託	保守管理業務立会作業委託
業務の実態	巡回日	火・木曜日	水・金曜日
	巡回区域	各出張所管内	出張所委託以外の区域を含む１４区
	巡回方法	２人	２人×３班
報告様式（詳細記録票）の取扱い	作成対象	問題箇所等、詳細に報告する案件など	要請、応急措置等の指示がある場合
	管路施設の露出が確認された場合の対応	作成なし	作成あり

（表１０）両契約の夜間他企業工事立会業務に係る積算の状況　　（単位：円）

	下水道事務所出張所業務委託	保守管理業務立会作業委託
積算基準	「下水道局下水道事務所出張所業務委託積算要領」	「積算基準（調査・委託編）」
単価表	「平成２７年度設計単価表」	（左記に同じ）
適用単価名称	技術員	技師(B)、技師(C)
単価	深夜：37,600	深夜：技師(B)45,400、技師(C)37,100
人数	(2 人×21 所)×89 日	(技師(B)1 人＋技師(C)1 人)×3 区域×88 日
業務内容等（夜間業務）	火・木曜日に、各出張所管轄区域を２人で巡回	水・金曜日に、14 区を２人×３班で巡回
受託者	東京都下水道サービス株式会社	（左記に同じ）

（５）公共下水道一時使用に関する業務の履行確認を行うべきもの

東部第一下水道事務所（墨田出張所、江東出張所）における公共下水道一時使用（注）に関する事務処理について見たところ、受託者が行う業務のうち、事前・事後のテレビカメラによる確認（以下「事前・事後の確認」という。）の実施については、報告に関する定めがないことなどから、報告がされていないことが認められた。

事前・事後の確認は、局施設の損傷を受けた場合に相手方の負担により補償等をさせるなどのための根拠となることから、確実な実施を担保すべきであり、また、委託業務の履行確認としても、その実施を確認する必要があることから、受託者に報告させる必要がある。

所及び施設管理部は、公共下水道一時使用に関して、事前・事後の確認業務の履行確認を行われたい。

（東部第一下水道事務所）

（施設管理部）

（注）公共下水道一時使用：工事に伴い、地下水や工事排水を排除するために公共下水道を一時的に使用すること。

（６）出張所業務の現状を把握し、委託業務内容の精査・標準化をすべきもの

出張所委託に係る実施状況の把握・確認の不備については、過去の定例監査において指摘し、その都度、確認書類を追加するなどの改善策が講じられてきたところである。

しかしながら、前述の指摘のほか、仕様書、マニュアル等に

①　業務内容の詳細が記載されていない

②　業務履歴検索システムへ受託者が入力すべき内容が具体的かつ明確になっていない

③　履行を確認するために必要な業務報告・提出書類が明確かつ適切に規定されていない

ことなどから、各出張所における受託者の履行内容及び各所の確認が効率的に行われていない。

また、出張所委託は、平成１６年度の豊島出張所に始まり、平成２８年度には２１区となり、委託拡大の過渡期が過ぎ、ほとんどの出張所が委託となっている。

こうした状況を踏まえ、内部統制の観点から、改めて出張所業務の現状を把握・分析の上、台帳の一元化など委託業務内容を精査・標準化することにより、より効率的な業務実施及び業務実施状況の把握・確認を可能とすべきである。

施設管理部は、より効率的な業務実施及び業務実施状況の把握・確認が可能となるよう、出張所委託の業務内容の更なる精査・標準化を行われたい。

（施設管理部）

（７）公共下水道台帳図書類整備作業委託契約の指示及び検査を適正に行うべきもの

施設管理部は「公共下水道台帳図書類整備作業委託（単価契約）」（契約期間：平成２８．４．１～平成２９．３．３１、受託者：Ｂ、予定総額：４４７万９，３００円）を締結している。（注）

この契約について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア　指示書について

作業指示書を表１１のとおり発行しているが、

①　実際には４月に作業を指示しているにもかかわらず、４月分の指示書がない

②　１１月分を除き、指示期限（完了期日）が設定されていない

③　指示件数が概算数であり、また、指示事案が特定されておらず、指示事案が不明であるなど、指示書が適正に発行されていない。

イ　検査（確認）について

完了届に添付された作業別出来高内訳書は表１２のとおりであるが、

①　作業出来高が、表１１に記載の指示書の数量と合致していない

②　指示事案が特定されていないので、作業出来高内訳が確認できない状況である

など、検査（確認）が適正に行われていない。

部は、公共下水道台帳図書類整備作業委託契約の指示及び検査を適正に行われたい。

（施設管理部）

（注）下水道施設の維持管理及び台帳閲覧に際して支障のないようにするため、各下水道事務所等から引継ぎがあった工事の引継図書類を整備し、下水道台帳情報システムへ入力するまでの準備作業を行うものである。

（表１１）作業指示書の発行状況　　（監査日（平成２９．２．６）現在）

作業番号	発生日	指示項目	指示内容
No.1	平成28.5.2	図書類整備	管渠等工事件名簿整備作業100件、指示します。
No.2	平成28.6.1	図書類整備	管渠等工事件名簿整備作業70件、指示します。
No.3	平成28.8.1	図書類整備	管渠等工事件名簿整備作業70件、指示します。
No.4	平成28.9.1	図書類整備	管渠等工事件名簿整備作業50件、指示します。
No.5	平成28.10.3	図書類整備	管渠等工事件名簿整備作業50件、指示します。
No.6	平成28.11.1	図書類整備	管渠等工事件名簿整備作業70件、指示します。

（表１２）完了届に添付された作業出来高内訳書の状況（監査日（平成２９．２．６）現在）

作業名称	単位	5月	6月	8月	9月	10月	11月
1 管渠等工事 整備作業							
ア)図書類 整備工	件	54	53	65	36	40	54
イ)工事件名簿 作成工	件	68	152	117	37	47	71
ウ)工事色分図 着色工	件	121	115	151	89	93	127
エ)工事色分図 全面着色工	件	0	0	0	4	8	12
2 ます工事 整備作業							
ア)図書類 整備工	件	617	34	453	187	335	89
3 マイクロフィルム 整備作業							
ア)アパチュアカード(注) 整備工	枚	2,998	2,650	756	1,748	1,132	1,158
イ)ロールフィルム 整備工	本	0	142	96	0	0	0
4 図書類保管箱 整備作業							
ア)図書類保管箱 整備工	個	0	0	0	0	0	0
5 完了図書類 整備作業							
ア)完了図書 整備工	枚	0	0	0	0	0	0
イ)マイクロフィルム 整備工	枚	0	0	40	56	0	0

（注）アパチュアカード：設計図面の保管管理などに用いるカード

２　意見・要望事項

（１）巡視計画の策定に当たり必要となる具体的な基準の策定について

各出張所が、マニュアルに基づいて作成する下水道管路施設の巡視計画について見たところ、表１３のとおり、年１回の実施頻度により行うとする事例が大半である状況となっている。

しかしながら、上記事例の管内は、道路陥没件数の状況や、老朽化した下水道管路施設の更新等のために行う再構築工事の実施状況にかかわらず同じ頻度での実施となっているなど効率的な巡視となっていない。

施設管理部は、各出張所が巡視計画を策定するに当たり、より効率的な巡視計画となるよう、道路陥没の状況等による実施頻度など具体的な基準の策定について検討することが望まれる。

（施設管理部）

（表１３）各出張所における巡視の実施頻度等について　（単位：件、m）

下水道事務所名	出張所名	（参考）管路の管理延長（注1）	陥没発生数（注2）		再構築エリア（注3）	敷設からの平均経過年数	巡視の実施頻度
				職員による発見			
中部	中央	320,455.84	8	0	第一期	59年	1回以上/半年
	渋谷	312,652.31	27	7			1回/年
	千代田	291,080.01	12	1			
	港	466,432.88	5	0			
北部	文京	319,866.33	8	1			
	台東	373,184.25	5	1			
	豊島	397,074.29	8	2			
	荒川	314,048.58	11	4			
西部第二	北	469,802.41	15	2			
	板橋	799,328.05	23	0	第二期	38年	
	練馬	1,279,509.05	15	0			
南部	世田谷	1,592,789.93	64	8			
	大田	1,205,734.53	28	2			
	品川	447,466.05	15	2			
	目黒	352,862.65	18	0			
西部第一	中野	438,886.41	21	4			
	杉並	815,683.57	41	1			
	新宿	485,629.15	19	2	第一期	59年	
東部第一	墨田	369,676.61	3	0			
	江東	737,359.96	8	1			1回/年（ただし国道・都道部分は2回/年）
東部第二	足立	2,099,156.37	11	1	第三期	28年	1回/4年
	葛飾	1,018,833.84	10	3			1回/3年
	江戸川	1,122,395.49	21	1			1回/2年
計		16,029,908.56	396	43			

（注1）管路の管理延長は、平成27年現在。港出張所の数値は、東部第一管内分（1,314．80m）を含む。

（注2）陥没発生件数は、平成28年12月末現在。

（注3）局は、平成27年度末現在の平均経過年数59年のエリアを第一期、38年を第二期、28年を第三期として各エリアごとに完了時点で平均経過年数80年程度を目処に順次再構築工事を行うとしている。東京都下水道事業経営計画2016に記載。

（２）不良箇所における判断基準の設定について

他企業工事の立会いで確認された不良箇所の対応について受付台帳を見たところ、以下の事例が認められた。

ア　故障箇所について速やかに対応すべきところ、対応が次年度持越しとなっていることが妥当であるかどうか明らかでない（表１４の世田谷出張所の事例）。

イ　事前の立会いで確認した取付管１１か所のうち３か所の故障には対応したものの、その他の８か所について経過観察としたことが妥当であるかどうか明らかでない（表１４の板橋出張所の事例）。

これらは、不良の程度及び台帳記載についての判断基準が明確でないことによるものである。

不良箇所において、不良の程度を設定して記録することは、次年度以降の管きょ工事に併せて補修を実施すべきかどうかの判断材料として必要なものであることから、施設管理部は、判断基準の設定について検討することが望まれる。

（施設管理部）

（表１４）不良箇所において不良の程度が明らかでない事例

出張所名	整理番号	事前立会		問題点
		実施年月日	不良箇所数	
世田谷	28G-6	平成28.4.1	1	「平成２９年度に一般補修で対応予定」と所に報告しているが、速やかに補修していない理由が明確でない
	28G-16	平成28.5.6	1	
	28G-114	平成28.9.2	7	
板橋	28G-23	平成28.6.13	3	事前立会の対象となった１１か所のうち、その他の８か所について、全く問題のない状況であるのか明確でない

教　　育　　庁

1　指摘事項

（１）教職員が常駐する場所にモニターを設置すべきもの

Ａ高等学校では、防犯マニュアルにより、経営企画室において校内の防犯カメラのモニターを確認するとしている。

しかしながら、防犯カメラのモニターは経営企画室には設置されておらず、用務室に設置されている。用務は委託により行っており、モニターの常時監視は委託業務の仕様に含まれていないほか、委託作業履行のため用務室が無人になることも多いため、教職員が防犯カメラのモニターを確認することができない状態となっており、適切でない。

都立学校教育部は、教職員がモニターを監視できるよう、教職員が常駐する場所にモニターを設置されたい。

（都立学校教育部）

（２）学校独自の防犯マニュアルを作成すべきもの

総務部は、生徒等の生命及び身体の安全確保を図るため、「学校危機管理マニュアル」を高等学校等に配布し、各学校はこれに基づいて実態に即した防犯マニュアルを作成することとしている。

しかしながら、工芸高等学校については、監査日（平成２９．５．９）現在、防犯マニュアルを作成しておらず、適切でない。

学校は、防犯マニュアルを作成されたい。

（工芸高等学校）

（３）各種証明書交付に係る徴収事務について適切な指導を行うべきもの

各高等学校は、各種証明書交付に際し、手数料を徴収し、領収書を交付するとともに領収書控えを保管している。

都立学校教育部は、各学校において領収書に連番を付して管理し、書き損じた領収書等については保管しておくことにより、受領した現金を全て歳入したことを確認できる仕組みとしている。

しかしながら、東、三田両高等学校では、領収書を書き損じた際に、書き損じ分を保存せずに未使用の領収書用紙に手書きで番号を記載したものに差し替えており、領収書の連番管理の趣旨に沿った事務処理となっていない。

両学校は、各種証明書交付に係る領収書の取扱いを適正に行われたい。

部は、各種証明書交付に係る徴収事務について、領収書の連番管理の趣旨に沿った事務処理を行うよう、各学校を適切に指導されたい。

（東高等学校）

（三田高等学校）

（都立学校教育部）

（４）授業料に係る徴収事務を適正に行うべきもの

工芸高等学校では、授業料の徴収について、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

ア　都立学校教育部は、就学支援金（注１）の支給の対象とならない場合には、各高等学校が授業料の請求を行うこととしている。

しかしながら、表１の生徒は就学支援金の支給対象とならなかったにもかかわらず、学校は平成２９年度になるまで授業料を請求していない。

なお、生徒Ｂについては、監査日（平成２９．５．９）現在も未納となっている。

イ　生徒の授業料が完納されていることが進級の条件の一つとなっており、未納がある場合はその情報を成績会議に提供した上で進級の是非を判断することになっている。

しかしながら、表１の生徒については、その情報を提供せずに成績会議を行って進級させており、他の生徒との公平性が担保されていない。

学校は、授業料に係る徴収事務を適正に行われたい。

（工芸高等学校）

（注１）就学支援金：親権者の区（市町村）民税所得割額が３０万４，２００円未満の世帯の都立学校に在学する生徒を対象に、全日制で最大３６か月、授業料を国が支援する制度

（表１）未納授業料の状況　（単位：円）

生徒	債権発生年度	未納額	納入日
A	平成２８年度	８，１００	平成２９．５．９
B		２４，３００	監査日現在未納

（５）生産品の販売について

ア　生産品の販売に当たり価格を決定すべきもの

農芸高等学校は、その教育課程において農場で農産物を生産するほか、加工食品を生産しており、これらを農場管理業務委託契約により販売している。

平成２８年度の販売状況は、表２のとおりである。

学校は、「都立学校における実習等に伴う生産品処理取扱要綱」に基づき、毎年度初めに、新聞掲載の市場価格を標準とし、学校周辺の販売価格等を考慮して生産品の価格を決定している。

しかしながら、年度途中で栽培品が変更になるなどして、年度当初に価格を決定していない生産品を販売する場合には、同様の手続を経て生産品の価格を決定する必要があるが、学校はこれを行っておらず、適正でない。

学校は、生産品を販売するに当たり、価格を決定されたい。

（農芸高等学校）

（表２）平成２８年度販売状況　　（単位：円）

No.	区分	販売金額
１	野菜	９７１，３３０
２	草花	４３５，９００
３	果樹	４２３，９００
４	食品	７３８，５５０
５	緑地環境科生産品	１，９００
６	定時制生産品	５８，０５０
	計	２，６２９，６３０

イ　生産品の袋詰め等について

農芸高等学校では、農場管理業務委託契約により、販売に加え、農産物等販売単位が袋、束、パックであるものは、農産物の重さや個数を決めて袋詰め等を行わせている。

（ア）生産品の販売管理のために袋詰め等について適正に記録すべきもの

学校は、

①　販売のために持ち込んだ農産物等の数量（重量・個数等）を記録していないこと

②　価格決定に当たって販売単位当たり内容物の数量を定めていないこと

③　持ち込んだ農産物をどのような販売単位に分けたかを記録していないこと

から、持ち込んだ生産品の全てを販売したか確認できない状態となっており、適正でない。

学校は、生産品の販売管理のために袋詰め等について適正に記録されたい。

（農芸高等学校）

（イ）生産品の袋詰め等に係る記録について適切に指導すべきもの

都立学校教育部は、生産品の袋詰め等について、「価格決定のための単位呼称と管理のための単位呼称が異なる場合は、数量、単位呼称は併記すること」と指導しているが、この表現では学校における具体的な取扱いが明確でない。

部は、生産品の袋詰め等に係る記録について適切に指導されたい。

（都立学校教育部）

ウ　生産品について適正に価格を決定し、販売すべきもの

中野特別支援学校は、作業学習等において生産した物品を販売している。

学校は、「特別支援学校における実習等に伴う生産品処理取扱要綱」に基づき、新聞掲載の市場価格を標準とし、学校周辺の販売価格、生産品の完成度等を考慮して、生産品の価格決定を行っている。

しかしながら、学校は、表３のとおり、要綱に基づく手続により販売価格を決定することなく販売している生産品があるほか、表４のとおり、決定と異なる販売価格で販売しており、適正でない。

学校は、生産品について適正に価格を決定し、販売されたい。

（中野特別支援学校）

（表３）販売価格を決定することなく販売している生産品の例　（単位：円、個）

生産品名	価格	数量	金額
バタークッキー	１００	１６７	１６，７００
ゴマチーズパン	７０	９７	６，７９０
メロンパン	８０	２０３	１６，２４０
マフィン	７０	１０３	７，２１０
紙皿	５０	１５	７５０
コースター	５０	６０	３，０００
合計			５０，６９０

（表４）決定と異なる販売価格で販売している生産品の例　（単位：円、個）

生産品名	決定価格	実販売価格	数量	販売金額
ショートブレッドクッキー	５０	６０	１１４	６，８４０
鉛筆立て	２００	２５０	４	１，０００
合計				７，８４０

エ　収納金の事務処理を適正に行うべきもの

青鳥特別支援学校では、作業学習などで生産した物品の販売や喫茶サービスの有償提供を行っている。

学校は、生産品の販売金額を管理するために、レジから出力されるレシート「売上日計表」（領収書の控えに代わるもの）に基づき、収納金日計表を作成し、現金有り高と突合している。

しかしながら、学校は、数量、金額など、確認後に売上日計表を廃棄している。

売上日計表は、現金出納簿の現金の出入りの確認に必要な証拠書類であることから、学校は、売上日計表を保管し、収納金の事務処理を適正に行われたい。

（青鳥特別支援学校）

（６）各学校の給与取扱者が受領した給与過払い返還金を速やかに納付させるべきもの

給与取扱者が受領した現金は、会計事務規則（注）第２９条に基づき、即日、都に納付することとなっている。

しかしながら、各学校は、表５のとおり、給与の過払いについて、債務者から現金で分割納付を受けた際等に、各学校の給与取扱者の預金口座に入金しているが、速やかに都に納付していない。

これは、過払い額が一括で納付されなかった場合、各学校の給与取扱者は、人事部に納付書の作成依頼を行って送付を受ける必要があるが、部は、速やかに納付書作成依頼を行うよう明確に指導していないことによるものであり、適切でない。

部は、各学校の給与取扱者が受領した給与過払い返還金を速やかに納付するよう指導されたい。

（人事部）

（注）東京都会計事務規則（昭和３９年東京都規則第８８号）

（表５）現金で収入した過払い給与の返還金を速やかに都に納付していない事例　　（単位：円）

No.	学校名	平成28年度末 収入未済額	平成28年度 納付額	受領した現金の取扱い
1	石神井 特別支援学校	216,495	32,806	平成27.8.31に5,000円を受領し、人材支援事業団の掛金2,194円を差し引いた2,806円を平成29.4.19に納付
2	大蔵小学校	115,453	22,639	平成28.3.16に10万円を受領し、うち7万7,361円を平成28.3.28に納付 残額2万2,639円は平成28.5.11に納付書発行依頼、平成28.7.6に納付
3	松上小学校	739,335	0	平成27.11.30に１万円を受領し、うち6,441円を平成28.3.22に納付 残額3,559円は給与取扱者口座に残存
4	永山高等学校	73,570	3,249	平成29.3.31に7,819円を受領し、うち3,249円を納付 残額4,570円は給与取扱者口座に残存
5	文京盲学校	948,679	0	平成29年１月～3月に月当たり1万2,000円、計3万6,000円を受領し、平成29年6月に納付
6	南陽小学校	220,000	120,000	平成28年度に分割納付分として毎月1万円、計１２万円を受領し、平成29.3.27に納付
7	八王子東 特別支援学校	120,886	80,444	平成28年9月から平成29年3月までに分割納付7回分8万444円を受領し、平成29.3.28に納付

（７）現金支給した給与を適正に取り扱うよう指導すべきもの

人事部は、各学校からの依頼に基づき、給与等を現金支給する場合、各学校の給与取扱者の口座に振り込んでいる。

しかしながら、表６のとおり、給与の過払い等がある場合に、各学校の給与取扱者の口座に長期間留め置いている事例があり、適正でない。

部は、現金支給した給与を適正に取り扱うよう指導されたい。

（人事部）

（表６）現金支給した給与等を長期間給与取扱者の口座に残置している事例

No.	学校名	過払いの発生年度	現金支給した給与等の取扱い
1	富士見丘中学校	平成23年度	平成23年12月から平成24年4月まで現金支給分の給与合計146万333円を給与取扱者口座に振り込み、平成24年2月から4月までの間に145万4,072円を過払い給与の返還に充当 平成24年8月に残額6,261円を充当
2	城南特別支援学校	平成26年度	平成26年1月以降の現金支給分の報酬72万6,860円を給与取扱者口座に振り込み、平成27年12月に58万2,938円を過払い給与の返還に充当 平成29.8.1現在、14万3,922円が給与取扱者口座に残存

（８）過払い給与債権の滞納整理を効果的に行うべきもの

人事部は、各学校で給与等の過払いをしたが債務者からその返納がない場合、過払いがあった時に債務者が所属していた各学校に督促、催告及び債権管理台帳の作成を行わせ、年２回、各学校に債権管理台帳を提出させて、督促及び催告の状況を把握している。

ところで、滞納整理については、債務者と交渉を行うことにより、支払意思の確認と支払能力の把握をした上で、

① 支払能力がないと認められるものについては、徴収する努力を停止すること

② 支払意思がなく、支払能力があると認められるものについては、法的措置による強制的な徴収を行うこと

が必要であるが、表７のとおり、滞納整理を効果的に行っていない事例が見受けられた。

部は、各学校を指導するなどして、過払い給与債権の滞納整理を効果的に行われたい。

（人事部）

（表７）滞納整理事務を効果的に行っていない事例

適切でない事項	件数	内訳
債務者との交渉を行っていない事例	4	表８
支払能力があることを確認していて、納付がないにもかかわらず、効果的な滞納整理を行っていない事例	1	表９
支払意思がないことを確認した後、交渉等の効果的な納付指導を行っていない事例	3	表10
その他、滞納整理事務が適切でない事例	3	表11

（表８）債務者との交渉を行っていない事例 （単位：円）

No.	学校名	平成28年度末収入未済額	平成28年度納付額	債権発生年度	交渉等の状況
1	富士見丘中学校	209,678	0	平成23年度	平成26年12月以降年４回文書催告のみで、交渉をしていない。
2	東綾瀬中学校	107,146	0	平成25年度	平成27年5月以降架電はしているが、交渉・文書催告ともしていない。
3	豊多摩高等学校	270,746	0	平成23年度	3か月に1度の文書催告のみで、交渉していない。
4	芦花中学校	20,069	0	平成26年度	平成28年度は文書催告及び電話をしているものの交渉できていない。

（表９）支払能力があるが効果的な滞納整理を行っていない事例 （単位：円）

学校名	平成28年度末収入未済額	平成28年度納付額	債権発生年度	交渉等の状況
東糀谷小学校	287,914	0	平成23年度	平成24年に納付がある等、支払能力があると認められるが、平成26年3月以降は、平成28年2月に臨戸・交渉をしたのみで、平成26年3月から平成28年1月までの間と、平成28年6月以降は、2か月に1回文書催告しているにとどまっている。

（表１０）支払意思がないことを確認した後、交渉等の効果的な納付指導を行っていない事例

（単位：円）

No.	学校名	平成28年度末収入未済額	平成28年度納付額	債権発生年度	交渉等の状況
1	文林中学校	670,530	0	平成24年度	平成26年4月支払意思がないことを確認。債務者又は母と交渉、臨戸、文書督促、平成28年2月に交渉しているが、平成28年度は文書催告しか行っていない。
2	巣鴨北中学校	320,271	0	平成24年度	平成24年11月支払意思がないことを確認。平成27年5月以前は交渉、文書督促、住所調査１回。平成27年6月に交渉しているが、その後は文書催告しか行っていない。
3	足立高等学校	24,860	0	平成22年度	平成26年9月に支払意思がないことを確認。平成27年3月以前は、交渉、文書督促、住所調査を行っているが、平成27年4月以降は年4回の文書催告と架電（不通）しか行っていない。

（表１１）その他、滞納整理事務が適切でない事例

（単位：円）

No.	学校名	平成28年度末収入未済額	平成28年度納付額	債権発生年度	適切でない事項
1	淵江高等学校	39,920	0	平成26年度	督促・交渉ともに行っていない。
2	立川ろう学校	2,250,000	0	平成27年度	財産調査方法の検討を平成28年10月～平成29年5月の長期にわたって行っており、進展がない。
3	小松川小学校	1,006,799	0	平成27年度	住民票調査を行っているものの、所在不明である。

（９）資金前渡に係る現金出納簿を作成すべきもの

千早高等学校は、会計事務規則（注）に基づき、少額支払案件に係る資金の前渡を受けており、１０万円以内の現金を経営企画室で保管及び管理している。

規則では、資金の前渡を受けた場合は、現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならないとされているが、学校は、監査日（平成２９．５．１９）現在、収支が発生しているにもかかわらず、平成２９年４月及び同年５月分の現金出納簿を作成していなかった。

学校は、資金前渡に係る現金出納簿を作成されたい。

（千早高等学校）

（注）東京都会計事務規則（昭和３９年東京都規則第８８号）

(10) 腎臓・糖尿病検診について過大な検診を行わないよう検査精度を確認すべきもの

都立学校教育部は、表１２のとおり、都内を９つの区域に分け、区域ごとに検診機関に委託して、腎臓・糖尿病検診を実施している。これらは検診項目ごとの複数単価契約であり、一次検診については生徒数により、二次・三次検診については過去の実績に基づき、発注予定数を定めている。

ところで、部は、表１２下段のとおり、Ｄが受託した３地区のみ、二次・三次検診の追加契約を行っている。これは、表１３のとおり、Ｄの一次検診及び二次検診における陽性率が例年や他機関に比べ２～３倍となったために、二次検診及び三次検診の受診者数が予定数を超過したことによるものである。

部の調査によると、従来に比して陽性率が異常に高率となった原因は、Ｄが、従来、臨床検査技師が目視法で行っていた尿蛋白の検査に、平成２８年度から検査機器を導入したためである。この場合、部は、表１４のとおり、検査機器の精度管理を疑うべきところである。

実地監査後に、部がＤから入手した精度管理記録を見ると、図１のとおり、異常に高い陽性率は、機器の精度管理を行っていないために、本来－（マイナス）判定（陰性）とされるべき者が±判定（陽性）となっているためであると考えられる。

したがって、陽性率の異常が認識できた時点で、部が精度管理記録を確認していれば、Ｄが検査機器により±と判定した検体について臨床検査技師による再検査を指示することにより、正しい検診結果を得ることができたはずである。

この結果、少なくとも、追加契約の契約金額合計２２３万７，５４３円が不経済支出となっている。

部は、過大な検診を行わないよう、検査精度を確認されたい。

（都立学校教育部）

（表１２）腎臓・糖尿病検診委託契約一覧　（単位：円）

	地区	契約金額	受託者	契約年月日	履行期限
本契約	1	6,225,141	D	平成28年4月1日	平成28年9月30日
	2	4,914,216	A		
	3	4,286,628	B		
	4	4,421,196	A		
	5	5,327,100	D		
	6	4,005,223	A		
	7	6,258,351	C		
	8	6,440,493	C		
	9	7,098,678	D		
	小計	67,188,396			
追加契約	1	291,859	D	平成28年5月2日	平成28年11月30日
	1	285,120		平成28年7月6日	平成28年9月30日
	5	436,492		平成28年4月26日	平成28年9月30日
	5	602,640		平成28年6月3日	平成28年9月30日
	9	621,432		平成28年5月2日	平成28年9月30日
	小計	2,237,543			
合計		69,425,939			

（表１３）受託者別・年度別陽性率　　（単位：人、％）

年度	地区	受託者	一次検診			二次検診結果		三次検診結果
			実施数 a	陽性数 b	陽性率 c=a/b	陽性数 d	陽性率 e=d/a	要医療 f
平成 28 年度	**1**	**D**	15,162	1,721	**11.4**	203	**1.3**	**0**
	5		12,814	2,639	**20.6**	238	**1.9**	**0**
	9		14,237	3,071	**21.6**	157	**1.1**	**0**
平成 27 年度	1	D	15,052	543	3.6	135	0.9	0
平成 26 年度	1		14,828	547	3.7	83	0.6	0
平成 28 年度	2,4,6	A合計	41,944	1,805	4.3	276	0.7	1
	3	B合計	12,672	542	4.3	48	0.4	0
	7,8	C合計	37,098	862	2.3	137	0.4	0
平成 28 年度	1～9	全受託者合計	133,927	10,640	7.9	1,059	0.8	1
平成 27 年度	1～9		132,820	5,229	3.9	714	0.5	0
平成 26 年度	1～9		131,263	3,854	2.9	557	0.4	0

（表１４）陽性率が異常値であった場合に考慮すべき事項

①　一次検診及び二次検診における尿検査の陽性率は、地区及び年度によって大きく異なるはずのないものであること
②　地域が異なるものの、１５～１８歳の男女高校生という同質の集団の検体について、試験紙を検査技師が目視する方法と、試験紙を機器で測定する方法との間に、表１３に示す程度の大きな差異が検査結果に発生した場合は、少なくともいずれか一方は正しくない結果であること
③　検査機器を使用する場合には、定期的に精度管理を行わなければ、正しい検査結果を得られなくなるものであること

（図１）尿蛋白の検査の方法と精度管理の状況

○　尿蛋白の検査の方法

尿蛋白の検査は、検体が付着して色調が変化した試験紙と、色調と濃度を対応させた色調表とを目視で対比して、読み取った色調に応じて濃度を判定する。

検査機器では、試験紙の色調をＣＣＤカメラで読み取って、濃度を測定する。

○　精度管理

機器による検査において正しい測定結果を得るため、精度管理用の標準検体を用いて測定し、ＣＣＤカメラで読み取った試験紙の色調を、色調表と正しく対比できるよう機器の調整を行う。

機器の点検記録・機器製造者が販売している精度管理用の標準検体の仕様による精度管理の状況

①　尿蛋白５ｍｇ／ｄℓ未満 ②　＋判定と±判定の境界（尿蛋白３０ｍｇ／ｄℓ）	精度管理を行っている。
③　検診委託の仕様書において二次検診及び三次検診の対象としている±判定と、対象としていない－判定との境界（尿蛋白１５ｍｇ／ｄℓ）	精度管理を行っていない。

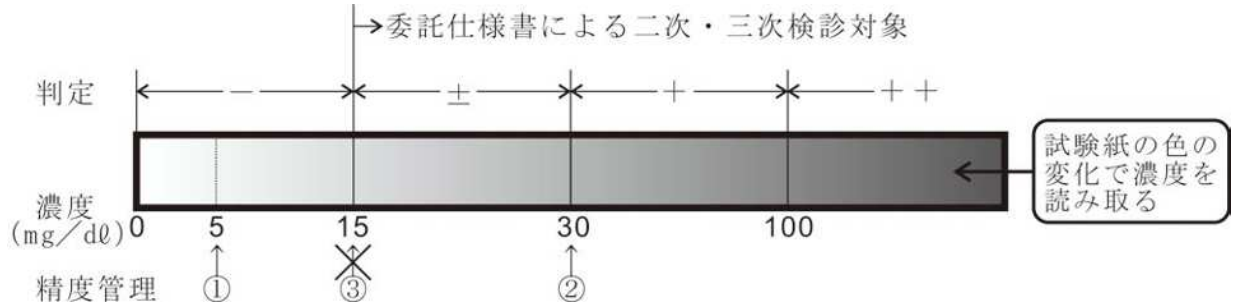

(11) 都立学校施設維持管理業務について

教育庁は、都立学校の維持管理を行うため、東京都住宅供給公社（以下「ＪＫＫ」という。）と「平成２８年度都立学校施設維持管理業務委託」契約（以下「維持管理業務委託」という。）を特命により締結している。

維持管理業務委託は、都立学校の修繕工事について、業者の選定から業務の管理、検査、支払までの事務処理を、包括的に、一括して、ＪＫＫに委託しているものである。

ア　学校における完了確認を適切に行うようＪＫＫを指導すべきもの

ＪＫＫが選定した修繕業者は、修繕が完了したときは、修繕等の概要を記載して学校の施設担当の確認印をもらった上で、「完了確認印簿」をＪＫＫに提出することとなっている。

各学校において完了確認印簿を確認したところ、特定の業者において修繕等の内容を全く記載しないまま、学校の施設担当が確認印を押し、その後、業者が修繕等の内容を記載してＪＫＫに提出している事例が、複数校において見受けられた。

このことは、学校において、どのような修繕または調査をしたかを確認しないまま、完了確認を行っていることとなり適切でない。

部は、学校に完了確認をさせるとともに、完了確認印簿に具体的な内容を記載させるようＪＫＫを指導されたい。

（都立学校教育部）

イ　施設、設備の状況を正しく把握すべきもの

永山高等学校は、表１５のとおり、修繕依頼を行っても修繕できないと分かっているものについて、ＪＫＫに修繕を依頼しており、適正でない。

その結果、９，９３６円が不経済支出となっている。

学校は、施設、設備の状況を正しく把握されたい。

（永山高等学校）

（表１５）修繕依頼を行っても修繕できないと分かっているもの　（単位：円）

学校名	依頼した修繕の内容	学校が依頼前に知っていたはずの状況	金額
永山 高等学校	通電していない体育館コンセントの修繕	前回の調査で、コンセントが使用できないのは、故障した調光器から電源を取っているためで、調光器の修繕が必要である旨の報告を受けている。	9,936

ウ　適切な修繕を行うよう指示、指導すべきもの

小山台高等学校、三鷹中等教育学校は、表１６のとおり、自家用電気工作物点検において、点検の受託者から設備の一部に絶縁不良がある旨報告を受け、その修繕をＪＫＫに依頼している。

しかし、ＪＫＫの選定した業者は、確認の結果、絶縁不良が認められないとして修繕を行っていない。

自家用電気工作物点検報告では絶縁不良が認められたのに、ＪＫＫの確認では認められないという異なる結果が出ていること、電気設備の絶縁不良は放置しておいても解消するものではないことから、原因を調査し、絶縁不良が認められた場合には速やかに修繕を行わせるべきところ、学校はこれを行っておらず適切でない。

両学校は、電気設備の絶縁不良について、速やかに修繕されたい。

また、小山台高等学校、三鷹中等教育学校を所管する中部学校経営支援センターは、ＪＫＫからの履行確認により上記の状況を把握できるのであるから、学校に適切な修繕を行うよう指導されたい。

（小山台高等学校）

（三鷹中等教育学校）

（中部学校経営支援センター）

（表１６）絶縁不良箇所に係る点検及び修繕の状況　（単位：円）

学校名	自家用電気工作物点検日	絶縁不良箇所	ＪＫＫ見積依頼日	ＪＫＫ履行完了	修繕を行った部分	調査に要した費用（修繕費は除く）
小山台高等学校	平成28年10月15日	外灯３か所	平成28年10月27日	平成29年3月3日	１か所修繕	65,000
三鷹中等教育学校	平成28年8月12日	空調設備全熱交換機４か所	平成28年9月26日	平成29年1月23日	－	108,000

エ　各学校が修繕等の具体的な内容を把握できるよう契約内容を改めるべきもの

各学校を所管する各学校経営支援センターは、修繕案件ごとに、ＪＫＫから金額の工種別内訳や竣工図、調査結果等の提出を受けて維持管理業務委託について履行を確認している。

しかしながら、維持管理業務委託の契約上、各学校は完了確認印簿に記載された修繕等の概要は把握できるものの、修繕の具体的内容（具体的な修繕箇所、使用材料等）や調査の結果が業者から各学校に提出される仕組みとなっていない。

各学校の施設、設備の管理は学校の経営企画室が行っており、具体的な修繕履歴や調査結果を把握する必要があるにもかかわらず、各学校が修繕等の具体的内容を把握できていないことは適切でない。

部は、各学校が修繕等の具体的な内容を把握できるよう契約内容を改められたい。

（都立学校教育部）

(12) 学校徴収金について

都立学校において生徒又は生徒の保護者（以下「生徒等」という。）が負担している経費は、大きく公費と私費に分けられる。

このうち、私費は、図２の使途に充てるため、学校長が徴収して管理している。

（図２）生徒等が負担している経費等の位置付けと分類

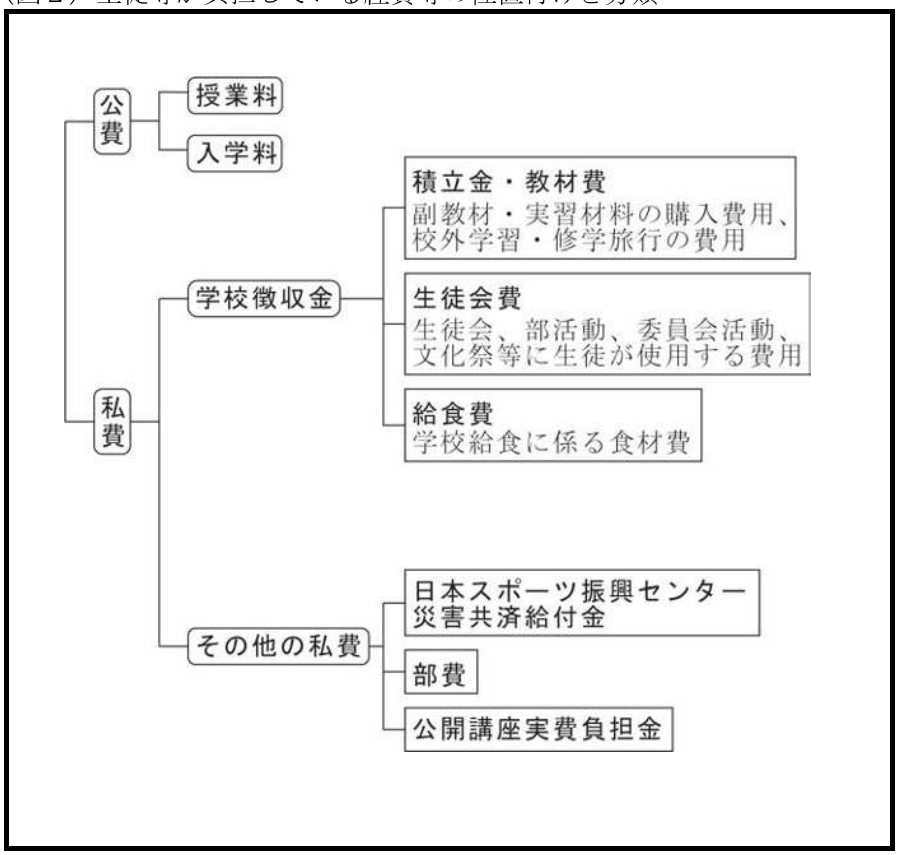

ア　積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処理を改めるべきもの

校外学習・修学旅行等の費用、副教材・実習材料に係る購入費用等、生徒個人に帰属するものについては、積立金・教材費として、学校長が徴収して、生徒個人別に管理し、卒業時には残金を精算し、生徒等に返還する。

都立学校教育部が定めている「学校徴収金等事務手引」によると、生徒等が納めた積立金等はその生徒の教材の購入等の支払に充てるものであるから、積立金等の残高が教材購入等の費用の額に足りない生徒については、購入・支払を行ってはならない。

しかしながら、杉並高等学校、永山高等学校、中央ろう学校及び墨田特別支援学校において、積立金の個人別収支を見たところ、新入学生について、未納であるのに教材の購入等を行っている事例が見受けられた。

このことは、「支出承認書」により教材等の購入を決定するに当たり、個人別に積立金等の残高を管理している「個人別管理表」を確認していないことによるものであり、適切でない。

部は、支出承認書に個人別管理表を添付することで、残高不足の生徒がいないことを確認できるよう、支払事務を改められたい。

（都立学校教育部）

イ　特別支援学校における教材購入を適切に行うべきもの

積立金等の残高が教材等の購入費用の額に足りない場合、原則として教材等の購入を行ってはならないものの、特別支援学校においては、その生徒の教材だけ購入しないことについて、生徒がその理由等を認識できず、また、教育上の問題が生徒に発生すると校長が認めて購入する場合には、支出承認書に残高不足であることと、残高不足でも教材を用意すべき具体的理由を明示すべきである。

しかしながら、中央ろう学校及び墨田特別支援学校は、残高不足の生徒の教材を購入するに当たり、残高不足でも教材を用意すべき具体的理由を支出承認書に明示しておらず、適切でない。

両学校は、残高不足の生徒について教材の購入を行うに当たっては、適切な意思決定を行われたい。

（中央ろう学校）

（墨田特別支援学校）

ウ　現金出納簿を適正に作成すべきもの

生徒会会計は、生徒会活動に係る経費、部活動・文化祭において生徒会が負担する経費を管理する会計である。

杉並高等学校は、平成２７年度分の部活動費１３９万１，２５６円について、平成２８年５月２日に精算しているが、平成２８年度会計の現金出納簿に前年度からの繰越金額を記載する際に平成２８年度当初時点ではまだ支払っていないこの部活動費を差し引いた２３０万７１３円を記載し、本来の繰越金額３６９万１，９６９円を記載していない。

現金出納簿は、特定の時点における会計のあるべき残高を記載し、現金有り高が適正であるかを確認することを目的に作成するものであるから、実際に支払を行っていないものを控除して繰越額を記載することは適正でない。

学校は、現金出納簿を適正に作成されたい。

（杉並高等学校）

エ　生徒会会計の繰越金を適切に管理すべきもの

生徒会会計では、前年度繰越金と会費等を収入し、生徒会活動に係る経費、部活動・文化祭において生徒会が負担する経費を支出した後、残金を翌年度に繰り越している。

都立学校教育部は、「学校徴収金等事務手引」において、年度間の負担の公平を保つため、生徒会会計の繰越金は予算額の２～３割程度にとどめることとしている。

しかしながら、八王子北高等学校は、平成２８年度生徒会会計において、表１７のとおり、予算額の約５割を平成２９年度へ繰り越している。

学校は、生徒会会計の繰越金を適切な規模となるよう管理されたい。

（八王子北高等学校）

（表１７）平成２８年度生徒会会計の収支状況

（単位：円）

区分		金額
予算額		４，４３２，６５３
収入額		４，５２６，６６２
	前年度繰越金	１，９００，６５３
	会費	２，５３２，０００
	雑収入	９４，００９
支出額		２，３４９，７０３
繰越金		２，１７６，９５９

オ　転退学時における学校徴収金の返還を早急に行うべきもの

都立学校教育部は、転退学時の学校徴収金の返還を、転退学の学籍異動日から概ね１か月以内に行うこととしている。

しかしながら、武蔵丘高等学校では、合理的な理由なく、表１８のとおり、返還が遅れており、適正でない。

学校は、転退学時における学校徴収金の返還を早急に行われたい。

（武蔵丘高等学校）

（表１８）転退学者への積立金の返還状況　（単位：円）

No.	転退学年月日	返還金額	返還年月日
1	平成２８．３．３１	５８，０３１	平成２８．６．２０
2		６３，７９６	
3		５５，８７６	
4		２９，４８２	
5	平成２８．７．２０	５０，２４２	平成２８．９．２９
6	平成２８．１２．３１	３７，４９０	平成２９．３．２７
7		３２，７５５	
	合計	３２７，６７２	

(13) その他の私費について

ア　部費の管理を適切に行うべきもの

各学校は、部活動を行うため、生徒・保護者から部費を徴収しているが、表１９の学校は、次のとおり、適切な管理を行っていなかった。

① 都立学校教育部は、部費を通帳で管理し、現金の保管は極力行わないようにすることとしているが、各学校は、部費を徴収した後、預金せずに現金で保管している状態である。

② 部費が不足しているにもかかわらず、事前に徴収せず、競技会の参加費や物品の購入費などを顧問が立て替えて支払っている。

③ 部は、顧問等が、現金出納簿、証拠書類により、現金、預金の残高などを月末に確認し、また、校長又は副校長が各学期に１回以上確認を行うこととしているが、現金出納簿に確認日の記載及び押印がなく、残高の確認をしているとは認められない。

各学校は、部費の管理を適切に行われたい。

部は、部費の取扱いについて通知等で注意を促しているが、適切でない状況が見受けられるため、部費の管理について指導を徹底されたい。

（日野台高等学校）
（八王子東高等学校）
（上水高等学校）
（成瀬高等学校）
（青山高等学校）
（都立学校教育部）

（表１９）部費の取扱いについて（○は不適切な事務処理）

学校名	①現金で保管	②立替払い	③現金出納簿未確認
日野台高等学校	○		○
八王子東高等学校	○		○
上水高等学校		○	
成瀬高等学校	○	○	
青山高等学校	○		○

イ　災害共済給付金について

教育庁では、都立学校に在学する児童・生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）と災害共済給付契約を結んでいる。

保護者及び教育庁は、災害共済掛金を支払って制度に加入し、センターは、学校の管理下において児童・生徒が災害に遭った場合、保護者に対して、その治療費や見舞金の給付を行う。

給付の手順は、次のとおりである。

①　各学校は、保護者から提出された医療費の請求書を月ごとに、都立学校教育部を経由して、センターに送付する。

②　センターは、給付する金額を決定して「医療費支払通知書」を教育長あてに発行し、部は、学校に転送する。

③　センターは、給付金を部に送付し、部が、学校の口座に振り込む。

④　学校は、保護者に給付金を支払う。

（ア）災害共済給付金の給付手続を速やかに行うべきもの

砂川高等学校は、①部から医療費支払通知書を受領していること、②給付金を管理する現金出納簿を作成し、毎月末に預金残高を確認していることから、給付金が学校の口座に振り込まれていることを認識していると認められる。

しかしながら、学校は、表２０のとおり、保護者への給付金の口座振込を速やかに行っておらず、適切でない。

学校は、災害共済給付金の給付手続を速やかに行われたい。

（砂川高等学校）

（表２０）砂川高等学校の災害給付金の給付状況　（単位：円）

月日	摘要	預金受入	預金払出
８月１２日	学校の口座に４人分の給付金を受入れ	３０，２３２	
１０月１３日	学校の口座に３人分の給付金を受入れ	１３６，７３１	
１２月　７日	６人（注）の保護者の口座へ給付金払出し		１６６，９６３

（注）同一の保護者がいるため、人数は合致しない。

（イ）保護者の口座への振込手数料の負担を軽減する方法を採用すべきもの

青山高等学校では、センターからの給付金は、学校が指定する城南信用金庫の口座に振り込まれている。学校は、その給付金を保護者の指定する口座に振り込んでいるが、この場合、表２１のとおり、振込手数料が生じている。この振込手数料は、保護者が負担するため、給付金から差し引かれている。

ところで、学校は、学校徴収金の自動引落のためにゆうちょ銀行の自動払込による収納代行サービスを利用しており、保護者のゆうちょ銀行の口座へ振り込んだ場合には、表２１のとおり、保護者の振込手数料の負担が軽減される。

学校は、災害共済給付金の保護者への振込手数料について、負担を軽減する方法を採用されたい。

部は、各学校に保護者の振込手数料の負担軽減となる給付方法も考慮するよう指導されたい。

（青山高等学校）

（都立学校教育部）

（表２１）青山高等学校の口座から保護者の口座への振込手数料　（単位：円）

No.	学校の指定する災害給付金振込口座	保護者の指定する災害給付金振込口座			
		（他金融機関宛て）		（城南本支店宛て）	
1	城南信用金庫	３万円未満	６４８	３万円未満	２１６
		３万円以上	８６４	３万円以上	４３２
2	ゆうちょ銀行の自動払込による収納代行サービスを利用した場合	３０			

ウ　都立学校公開講座に係る実費の管理を適正に行うべきもの

井草高等学校では、都民への学習機会を提供するため、表２２のとおり、都立学校公開講座を実施している。

学校は、「都立学校開放事業運営の手引」に基づき受講者から徴収する材料費等の実費の管理を行うこととされているにもかかわらず、表２３のとおり、適正でない管理を行っている。

学校は、都立学校公開講座に係る実費の管理を適正に行われたい。

（井草高等学校）

（表２２）公開講座実績　（単位：円）

開催数	講座名	実施年月日	参加者数	１人当たり実費金額
第１回	アーティフィシャル フラワーアレンジ	平成 28.6.12 平成 28.6.19　（全２回）	１２人	６，８２６
第２回	プリザーブド フラワーアレンジ	平成 28.11.13 平成 28.11.20　（全２回）	１５人	６，８９３

（表２３）実費の管理状況

項目	手引の内容	適正でない事務
①事前徴収	実費は、原則として開講日以前に郵便小為替等を活用して事前徴収すること	学校は、事前徴収前に材料を購入したため、次のとおり講師の自己負担、立替払いが発生している。 ア　第１回講座において、受講者１名からの徴収金が１０８円不足していたが、うち１０５円のみ徴収し、３円を講師が自己負担している。また、材料の発注後に３名の受講キャンセルが出たことから、キャンセルとなった３名分の材料費２万４７８円を講師が自己負担している。 イ　第２回講座において、受講者２名分の実費１万３，７８６円が納入される前に材料費全額１０万３，３８６円を支出しており、講師が１万３，７８６円を立て替えている。
②材料購入の領収証の保管	材料等を購入した場合は、領収証等の証ひょう類を整備・保管すること	第１回講座の材料費として１０万２，３８４円を支出したとしているものの、監査日（平成２９．５．２２）現在、領収証を紛失しており、支出額の根拠を確認できない。
③受講者への領収書の発行	受講者に対して、実費受領に係る領収書を発行し、控えを保管すること	受講者からの実費徴収用口座への振込確認を行ったのみで受講者への領収書の発行及び控えの保管を行っていない。
④現金出納簿による管理	現金出納簿を作成し、公開講座に係る収支を管理すること	現金出納簿を作成しておらず、収入、支出及びあるべき残高を把握できる状態となっていない。
⑤残金の返還	実費に残金が出た場合は受講者に返金すること、また、返金が不可能な端数が生じた場合は、受講者と協議の上、必ず実費を残さないように処理を行うこと	第１回及び第２回講座において、３円及び９円の端数残金が生じていたにもかかわらず、監査日（平成２９．５．２２）現在、その処理を行っておらず、３円を実費徴収用口座に残置し、９円を経営企画室で現金保管している。

エ　預金管理を適切に行うべきもの

井草高等学校では、「井草高校重点事業（校長名）」名義の預金口座を保有しており、平成２３年４月８日までは同窓会からの支援金の管理口座等として、平成２５年５月２７日以降は公開講座の実費徴収口座等として利用していた。

この口座の残高を確認したところ、監査日（平成２９．５．２２）現在、預金８，７５７円及びこれに対する利息９円が残置されていた。なお、この預金金額は、平成２３年４月８日以降残置されたままとなっているため同窓会からの支援金の残余金であると推定されるが、本口座で取り扱っている金銭の管理に関して、学校は、現金出納簿等、収支状況が分かる書類を備えていないため、詳細は不明である。

学校が、現金出納簿を備えずに収支状況を把握していないこと、また、預金残高を清算せずに６年以上放置していることは適切でない。

学校は、預金管理を適切に行われたい。

（井草高等学校）

(14) 学校における危機管理について

都立学校は、震災時等に保護者が帰宅困難となった場合に生徒等を校内で保護するほかに、表２４のとおり、避難所、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションとしての役割を果たすこととなっている。

総務部は、各学校においてこれらの機能を発揮できるよう、平成２５年３月に学校危機管理マニュアルを改訂して各学校に配布し、これに基づき各学校が危機管理計画を作成している。

（表２４）都立学校２４８施設における避難所等の機能及び規模

区分	機能	規模
避難所	地域防災計画において、震災時等に家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた住民等を一時的に受け入れ保護するための場所。各学校は所在区市町村と協定を締結して避難所に指定されている。	２４８施設中 ２０８施設
一時滞在施設	震災時等における帰宅困難者の支援のため、３日間を目安として帰宅困難者を受け入れる。	２４８施設中 １０３施設
災害時帰宅支援ステーション	震災時等における徒歩帰宅者を支援するため飲料水やトイレを提供する。	２４８施設中 ２３９施設

ア　避難所等の開設・運営が円滑に行えるよう学校の危機管理計画の見直しを指導すべきもの

児童・生徒の保護、避難所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションは、それぞれ機能が異なり、震災時において、学校はこれら全ての機能を同時に発揮することが必要となる可能性が高い。

このため、避難所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションについては、それぞれについて、担当する教職員を定め、使用する場所を明確にした上で、夜間に発災した場合の対応までを各学校の学校危機管理計画で定めることが望ましい。

しかしながら、これらを全て定めている学校がある一方で、担当者や使用場所等を具体的に定めていない学校もある。

また、学校が生徒を保護しつつ、避難所等を開設し運用するには、予め具体的計画を作成し、訓練を行っておく必要があるが、一部の学校を除き、これを行っていない。

部は、避難所等の開設・運営について円滑に行えるよう、各学校の危機管理計画の一部見直しを指導されたい。

（総務部）

イ　各学校が具体的なガス等の安全確認の方法を計画に定めるよう指導すべきもの

学校危機管理マニュアルでは、一般的なガス・電気・上水道の安全確認の方法を記載している。その内容を踏まえ、各学校が自校の施設に合わせて、どこで何を確認するか具体的な安全確認の方法を定めることとしている。

しかしながら、各学校では安全確認について各学校の危機管理計画にマニュアルの内容を引き写している事例や記載がない場合が見受けられ、具体的な安全確認の方法を定めていない。

部は、各学校が具体的なガス等の安全確認の方法を計画に定めるよう指導されたい。

（総務部）

ウ　東日本大震災の教訓を生かした学校危機管理計画を作成すべきもの

目黒高等学校では、監査日（平成２９．５．１６）現在、平成２５年３月改訂の学校危機管理マニュアルに基づいた学校危機管理計画を作成しておらず、最新の学校危機管理計画は平成２１年に作成したものとなっている。

平成２５年３月の学校危機管理マニュアルの改訂は、帰宅困難者対策条例の制定を踏まえ、
①一斉帰宅抑制により保護者が企業等にとどまる場合は、その間児童・生徒を校内に保護すること
②東日本大震災の教訓による指示系統の見直し、登下校途中に発災した場合の対応
等を中心とした見直しが行われていることから、学校において、これらに対応した学校危機管理計画を作成していないことは適切でない。

学校は、学校危機管理マニュアルの改訂の趣旨に沿った学校危機管理計画を作成されたい。

（目黒高等学校）

エ　多様な想定の避難訓練を行うべきもの

指導部は、都立学校防災教育推進事業ガイドラインを作成し、各学校が体験的・実践的な防災教育の推進を図る一環として、高等学校については、年４回、場面・時間帯等多様な想定場面を設定した避難訓練を実施することとしている。

避難訓練は、教員の誘導訓練としての側面を持つことから、
①災害発生時間を、教科の担当が誘導を行う各教科の授業時間中や、授業時間以外に設定する
②災害の想定を、火災だけでなく地震及び地震火災も想定する
など、多様な想定条件のもとで、避難・誘導の訓練を行うことが重要である。

しかしながら、目黒高等学校が平成２８年度に実施した避難訓練について見たところ、発生場所は異なるものの、４回ともホームルームの時間帯で各学級の担任教員が教室にいる状態で火災を想定した訓練を行っており、適切でない。

学校は、実践的な避難訓練を実施されたい。

（目黒高等学校）

警　　視　　庁

1　意見・要望事項

（1）高齢者講習等の予約状況の情報提供方法について

交通部では、都内４７教習所と協定を締結し、その施設・車両を使用して高齢者講習等を実施させており、７０歳以上の免許更新予定者に対し、はがきでお知らせすることと併せて、高齢者講習会場等の場所や定休日、直近の予約可能日等について、警視庁ホームページにより情報提供を行っている。

また、受講機会拡大のために、Ａと高齢者講習等業務委託契約（注）を締結し、新たに（表１）のとおり、府中運転免許試験場と鮫洲運転免許試験場を会場として、それぞれ平成２９年４月１日及び同年６月１日より実施している。

しかしながら、監査日（平成２９．６．１４）現在、府中・鮫洲の両運転免許試験場の予約状況をホームページに掲載していない状況が認められた。

部は、受講者の更なる利便性の向上に資するため、新規に開始した高齢者講習等の予約状況の情報提供方法について検討することが望まれる。

（交通部）

（表１）講習の開始日、受講受付開始日等

講習会場	講習開始日	電話受付 開始日	受付業務実施者	備　　考
府中運転免許 試験場	平成 ２９．４．１	平成 ２９．３．１	警　視　庁 運転免許本部	平成２９．４．１ から受託者受付
鮫洲運転免許 試験場	平成 ２９．６．１	平成 ２９．４．１	受　託　者	－

（注）高齢者講習等業務委託（契約日：平成２９．３．１、講習業務実施期間：平成２９．４．１～平成３２．３．３１、契約金額：３億１，２３２万６，１１８円）

（２）シルバードライバーズ安全教室の効果的な広報について

交通部は、６５歳以上の高齢者に対して、自分の運転における状況判断能力を確認できる機会を提供するために、シルバードライバーズ安全教室（注）（以下「安全教室」という。）を、８月を除く毎月第一金曜日の午後に、警視庁交通安全教育センターにおいて実施している。

しかしながら、この安全教室の受講実績を見たところ、表２のとおり、低調なものとなっている。

部は、安全教室の効果的な広報のあり方及び受講者数の増加に向けた取組を検討することが望まれる。

（交通部）

（注）シルバードライバーズ安全教室の概要

・受講者本人の自動車を持込み、受講料は無料、一回当たり２０名まで

・指導員が同乗して運転技能をチェック、安全運転についての助言・指導

・ＣＲＴを使用した運転適性検査等

（表２）シルバードライバーズ安全教室の受講者数の推移　　（単位：回、人、％）

年	実施回数	※受講可能者数	受講実績		
			受講者数	一回当たり平均	受講率
平成２５年	１１	２２０	４３	３．９	１９．５
平成２６年	１１	２２０	６８	６．２	３０．９
平成２７年	１１	２２０	２４	２．２	１０．９
平成２８年	１１	２２０	２７	２．５	１２．３
平成２９年(４月まで)	４	８０	１９	４．８	２３．８

※　受講可能者数は、実施回数に一回当たりの受講可能定員２０名を乗じたものである。

（参考）交通安全教育センター実地指導業務等委託年間契約（契約期間：平成２８．４．１～平成２９．３．３１、契約金額：２，１５９万１，３６０円、受託者：Ｂ）

議　　会　　局

1　指摘事項

（１）議員健康診断を競争契約などにより適切に行うべきもの

管理部は、都議会議員の健康維持と増進を図るため、議員健康診断業務を委託により実施している。受診先の医療機関については、受診者の利便性や地域性などを考慮し、会派間の協議を経てこれまで段階的に増やしてきており、監査日（平成２９．２．２７）現在、要綱（注１）において６者を定めている。部は、これに基づき、表１のとおり、予定数量を除いて内容が同一である６件の健康診断業務委託契約を、特命随意契約により締結している。

これらについて見たところ、以下のとおり問題点が認められた。

ア　特命随意契約は、他に受託可能な者がいないなど、法令の規定（注２）に該当する場合にのみ認められるものである。健康診断業務は受託者が限定されるものではないことから、特命随意契約とすることは適切でない。

イ　予定数量の合計７９回に対して６者と契約していることで、スケールメリットが働いていない。

ウ　項番１の契約のうち、２つの検査項目の予定単価が他の５契約より高額になっており、表２のとおり、２万４，３１０円が過大積算となっている。これは、部が、当該医療機関と契約するに当たって、積算によらず前年度実績を予定単価としたことによるものである。

部は、議員健康診断を競争契約などにより適切に行われたい。

（管理部）

（注１）東京都議会議員健康診断実施要綱（平成２６年３月３１日議総第１２０４号最終改正）

（注２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項各号

（表１）健康診断に係る委託契約の状況　　（単位：回、円）

項番	契約件名	予定数量	推定総金額	契約期間
1	平成 28 年度議員健康診断業務委託（複数単価契約）（医療法人社団Ａ）	19	967,269	平成 28.4.1～平成 29.3.24
2	平成 28 年度議員健康診断業務委託（複数単価契約）（医療法人社団Ｂ）	39	1,819,162	
3	平成 28 年度議員健康診断業務委託（複数単価契約）（公益財団法人Ｃ）	2	64,994	
4	平成 28 年度議員健康診断業務委託（複数単価契約）（医療法人財団Ｄ）	4	212,500	
5	平成 28 年度議員健康診断業務委託（複数単価契約）（医療法人社団Ｅ）	12	446,504	
6	平成 28 年度議員健康診断業務委託（複数単価契約）（Ｆ病院）	3	134,427	
合　計		79	3,644,856	

（表２）過大積算の内訳　　（単位：回、円）

単価が高い検査項目	予定単価	他の契約における予定単価	差　額	予定数量	金　額	消費税	合　計
便潜血反応検査	1,330	840	490	19	9,310	744	10,054
女性科系健康診断	18,300	16,650	1,650	8	13,200	1,056	14,256
合計（過大積算額）							24,310

（２）都議会ＰＲコーナー展示パネルの保守点検回数を見直すべきもの

管理部では、都議会ＰＲコーナーにて、ＰＲ用展示パネルを設置している。

この展示パネルについて、部は、パネルの本体及び電気設備等が安全かつ正常な状態を保ち、見学者に供せるよう、設置当初の平成３年度から、外観及び基本構造チェックを年４回、電気系統チェックを年２回、平成２２年度からはそれぞれ年３回、年２回の保守点検を、表３のとおり、委託契約により行っている。

ところで、保守点検の回数について見たところ、

ア　展示パネルは、強固なボルトで床面に固定されており、安全な状態が一定程度確保されている

イ　パネルを裏側から照らし出す蛍光灯の電気系統は、漏電遮断器によって一定程度安全な状態が確保されている

ことから、現在の保守点検回数は減らすことが可能であると認められた。

部は、都議会ＰＲコーナー展示パネルの保守点検回数を見直されたい。

（管理部）

（表３）契約状況　　（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額	契約内容及び保守点検回数
平成 28 年度都議会ＰＲコーナー展示パネルの保守委託	平成 28.4.1～ 平成 29.3.31	189,000	年３回（５月、１１月、２月）の定期点検 外観チェック（表面傷の修理等）３回 基本構造チェック（斜度計測等）３回 電気系統チェック（接触不良の点検等）２回

（参考）

重点監査事項Ⅰ（行政課題）報告書（各局別）

＜テーマ＞　自転車安全対策に係る普及啓発

＜総括＞

青少年・治安対策本部は、平成２５年７月から施行した「自転車安全利用条例」を踏まえ、自転車の安全利用の促進のため、各種の普及啓発を行っている。

対象事業について監査をした結果、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、本部は、予算の範囲内で、適時に適切な普及啓発を行っていると認められる。また、都内の自転車事故件数は平成２５年に１４，５８４件だったが、平成２８年には１０，４１７件と２８．６％減少していることから、普及啓発について、一定の効果が認められる。

＜監査対象事業の概要＞　（単位：千円）

項目	主な事業実績	契約額
自転車安全利用ＴＯＫＹＯキャンペーン	・キックオフイベント：１回（1,250 人来場） ・スケアード・ストレイト交通安全教室（注）：３回 ・普及啓発用リーフレットの配布：300 万部	15,176
自転車シミュレータ安全教室	・196 回開催、受講者 15,113 人	16,653
自転車安全利用宣言証の交付	・交付数：18,228 枚 （自転車シミュレータ安全教室の受講者等に交付）	959
自転車用ヘルメット普及促進事業	・高校生及び高齢者をターゲットに実施 広報動画（視聴回数：YouTube で 50,000 回以上） 特設ホームページ（アクセス数：52,280 件） 高齢者向けリーフレットの配布：13,000 部	9,340
自転車安全利用ＴＯＫＹＯセミナー	・事業者向けセミナー（リーダー育成）の開催 ７回、受講者 175 人	83

（注）　スタントマンが自転車事故の現場を再現することで、事故の恐怖を体感させる交通安全教室

＜着眼点ごとの監査結果＞

経済的・効率的・効果的な方法で普及啓発を行っているかについて、次のとおり着眼点を設定し、実地監査を行った。

着眼点	監査結果
・普及啓発活動は計画的に行われているか ・内容、種類等は適切であるか ・効果測定等を実施し、検証結果に基づいて見直しを行っているか	事業執行計画の中で、自転車安全対策に係る普及啓発計画を作成している。 事故率、死亡件数などを考慮して、普及啓発対象を設定している。 広報動画の視聴回数、イベント来場者数、受講者数、アンケート、メディアへの掲載状況などで効果を検証しており、これらの結果を次回の普及啓発に生かしている。
・仕様書どおりの内容が履行されているか ・契約手続は、契約関係規則等に沿って適正に行われているか	仕様書に詳細な定めがないものが認められた。【指摘事項（１）】 契約手続は、適正に行われている。

＜テーマ＞　帰宅困難者対策

＜総括＞

東日本大震災の際、首都圏において５１５万人余りの帰宅困難者が発生したことを受け、総務局は、東京都帰宅困難者対策実施計画に基づいて、帰宅困難者対策を進めているが、その後も、熊本を始め全国各地で災害が発生していることから、計画が着実に進んでいるか検証を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、計画は適切に進められていると認められる。

＜監査対象事業の概要＞

（事業費）１９億１，０８１万円（平成２８年度予算額）

項目	主な事業実績
一斉帰宅の抑制	一斉帰宅の抑制及び企業等での食糧等の備蓄に係る普及啓発 ＜都民向け＞ ・イベントや訓練 ・電車内における中吊り広告 ・広報紙（「東京防災」、ガイドブック、リーフレット） ・東京都防災ホームページ、ＳＮＳ ＜民間事業者向け＞ 局主催イベント及び駅前滞留者対策協議会等（注１）での説明会 （平成２８年度　１８回）
一時滞在施設（注２）の確保	２０２０年度までに帰宅困難者（９２万人）の安全確保 （平成２９年１月時点　３０．２万人分の確保）
安否確認と情報提供	・ポータルサイト、ＳＮＳを活用した情報発信 ・都立一時滞在施設に特設公衆電話やWi-Fiアクセスポイントを整備
帰宅支援	災害時帰宅支援ステーション（注３）の確保 （平成２８年１１月時点　１万７４７か所）

（注１）　市区町村を中心に、鉄道事業者、大規模集客施設（百貨店、ホテル等）等で構成する協議会であり、災害時に、駅周辺の滞留者による混乱を防止するための対策の検討や訓練を行う。（都内４１か所）

（注２）　集会場、庁舎やオフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場、学校等、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

（注３）　コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に、水道水、トイレ、道路情報の提供等、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するための施設

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・一斉帰宅の抑制等について周知の方法が適切か	指摘事項を除いては、適切に実施されている。 【指摘事項（３）】
・一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた効果的な協力を、民間事業者に働きかけているか	駅前滞留者対策協議会等での説明会のほか、東京商工会議所との協定（注４）により、会員企業への協力呼びかけ等を進めている。 また、一時滞在施設については、補助事業（注５）を通じた支援を行っている。
・効果検証が行われ、ＰＤＣＡサイクルは適切に機能しているか	東京商工会議所が年１回行う調査結果（対策に関する認知度や一時滞在施設としての協力体制等）を踏まえ、新たな取組を行っている。 ＜課題解消に向けた取組（平成２９年度）＞ ・検討会の立上げ（帰宅困難者の受入先確保に向けた新たな方策について） ・新規補助事業の創設 ・一時滞在施設確保推進員（非常勤職員）３名設置
・補助事業が、要綱に基づき適切に実施されているか ・履行確認が、適切に実施されているか	契約事務に関する指摘事項を除いては、適切に実施されている。 【指摘事項（１）（２）】

（注４）　東京の防災力の向上のための連携協力に関する協定（平成２６年５月２９日締結）

（注５）　・一時滞在施設の備蓄品の購入に係る補助

（東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金交付要綱）

平成２８年度交付額　７，２６０万円

・受入れスペースや備蓄倉庫、非常用発電設備等の施設整備に係る補助

（東京都一時滞在施設災害時拠点強靭化緊急促進事業に関する補助金交付要綱）

平成２８年度交付額　１億１，３０３万円

＜テーマ＞　都立施設のユニバーサルデザイン整備状況

＜総括＞

都立施設の整備において、全ての人（障害者、高齢者、子供、妊婦、子供連れの人、外国人等）が安全で快適に利用できるよう配慮するユニバーサルデザインの考え方が設計等にどの程度反映されているかを検証するため、東京都福祉のまちづくり条例（平成７年東京都条例第３３号。以下「条例」という。）の基準及び「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の検討項目（努力目標）が満たされているかを主眼として監査を実施した。

なお、利用者数の多さと利用者層の幅の広さという観点から、都議会議事堂と武蔵野の森総合スポーツプラザを対象として選択した。

監査の結果、監査を実施した限りにおいて、本テーマに関しては適切に行われていると認められる。

＜監査対象事業の概要＞

（事業名）都議会議事堂及び武蔵野の森総合スポーツプラザにおけるユニバーサルデザインの整備状況

（内容）

○ユニバーサルデザイン整備状況

条例が求める整備内容について両施設ともに全ての基準を満たしている。その上で、ガイドラインの検討項目（努力目標）の整備を進めている。なお、種々の制約によりガイドラインの検討項目を採用できない場合を除き、概ねガイドラインの検討項目を満たしている。

区分	都議会議事堂 （契約金額：62 億 7,998 万 7,300 円）	武蔵野の森総合スポーツプラザ （契約金額：345 億 7,602 万 720 円）
敷地出入口から建物入口	**誘導ブロック**、点字、**サイン**、外国語併記	**段差解消**、**幅員**、**スロープ**、スロープと階段同一経路、**誘導ブロック**、点字、**サイン**、外国語併記
駐車場・車路	**サイン**、外国語併記	**車いす使用者用駐車場**、屋根、歩車道分離、**サイン**、外国語併記
階段・スロープ	**明度差のある滑りにくい仕上げ**	**幅員**、水平部確保、**脱輪防止**、**誘導ブロック**、**手すり**、**サイン**、**明度差のある滑りにくい仕上げ**
廊下	**段差解消**、**幅員**、**滑りにくい床材**、仕上・明度差による誘導、**サイン**、外国語併記	**段差解消**、**幅員**、**滑りにくい床材**、手すり、**サイン**、外国語併記、扉の衝突防止
エレベーター	操作盤の高さ、鏡、手すり、**音声**、**点字**、**サイン**、わかりやすい表示、電光表示	操作盤の高さ、手すり、**音声**、**点字**、**サイン**、外国語併記、わかりやすい表示、電光表示
建物入口から受付	**誘導ブロック**、**文字**、**サイン**、カウンターの高さ	**誘導ブロック**、**文字**、**サイン**、外国語併記、カウンターの高さ
各室出入口	点字、**サイン**、外国語併記	引き戸、**サイン**、外国語併記
一般トイレ	点字、**サイン**、外国語併記、**手すり**	点字、音声、**サイン**、外国語併記、**手すり**
だれでもトイレ	点字、音声、オストメイト、**手すり**、**ベビーチェア**、見やすい鏡、**サイン**、外国語併記	点字、音声、車いす使用者対応寝台ベッド、オストメイト、**手すり**、**ベビーチェア**、見やすい鏡、**サイン**、外国語併記
サイン	**触知しやすい高さ**、**見やすい高さ**、**点字**、**音声**、**誘導ブロック**、**図**、**文字**、外国語併記、色相・彩度差・明度差のあるものや見やすい大きさのものを設置	**触知しやすい高さ**、**見やすい高さ**、**点字**、**誘導ブロック**、**図**、**文字**、外国語併記、点滅サイン、色相・彩度差・明度差のあるものや見やすい大きさのものを設置
避難	―	防火くぐり戸、音声誘導、電光表示、外国語併記、手すり
給湯室	ユニバーサルデザイン対応の流し台の設置	―

（凡例）**ゴシック体**：条例の基準、**ゴシック体**：条例の基準とガイドラインの検討項目、明朝体：ガイドラインの検討項目

○ユニバーサルデザイン整備の制約

項目	都議会議事堂	武蔵野の森総合スポーツプラザ
工事の種類	改修	新築
制約	本改修工事では建物内部の間取り及び壁の材料などは変更対象外であり、スペース及び壁の材質などによる制約が存在した。	興業イベントも開催される会場であることから興業場法上必要なトイレの数を確保するため、トイレ１つ当たりのスペースの制約などが存在した。
工事対象外	建物外部、階段・スロープ、エレベーター、各室出入口及び避難 ※　前頁のユニバーサルデザイン整備状況の表には本改修工事による既存復旧及び他の工事を含んでいる。	―

（期待される効果）

全ての人が、安全かつ快適に利用できることによって、平等に社会参加ができる都立施設となる。

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・ユニバーサルデザイン導入の必要性・課題等について、検討が適切に行われているか	都議会議事堂及び武蔵野の森総合スポーツプラザともに、条例の基準を満たしている。基本設計、実施設計、工事の各段階でガイドラインに基づく検討が行われ、概ねガイドラインの検討項目を満たしている。
・工事変更する際等、ユニバーサルデザインの考え方が損なわれていないか	都議会議事堂については、改修前の既存のサインでなくなっているものがあったが、いずれも一部の公衆電話機の廃止など合理的な理由があり、ユニバーサルデザインの考え方は損なわれていない。また、武蔵野の森総合スポーツプラザについては、ユニバーサルデザインの考え方を損なう工事変更等はなかった。
・工事完了後に事後評価を行っているか	都議会議事堂については、事後評価を適切に行っている。また、武蔵野の森総合スポーツプラザについては、平成２９年秋に施設の使用開始予定であるため、事後評価は利用者の意見を調査の上、施設の使用開始後に行う。
・ユニバーサルデザインに対する知識の向上や次の事業に反映させる取組を行っているか	局及び施設管理者は、事後評価のプロセスを中心として得られた知見を当該施設の次期改修時の課題として引き継ぐ。 また、局は技術研修などにより、別の都立施設の設計に反映させる取組を行っている。

＜テーマ＞　納税に係る普及啓発

＜総括＞

主税局は、地方税法等に基づき、課税及び徴収を主な事務として行っており、局は、納税に係る普及啓発のために、納期の周知、都税に係る理解の促進のために広報を行っている。

監査の結果、監査を実施した限りにおいて、局は広報目的に沿って、予算の範囲内で、適時に適切な広報を行っており、経済的、効率的な観点から改善を求めるべき事項はなかった。

＜監査対象事業の概要＞　（単位：千円）

区分	概要	広報内容	回数	事業費
中吊り広告	ＪＲ、私鉄、都営地下鉄等	納期周知 申告等の案内	年　９回	22,815
ポスター	都税事務所、官公署、金融機関		年　９回	5,426
ステーションビジョン	東京メトロ丸の内線６駅のデジタルサイネージ	納期周知	年　７回	3,066
新聞広告	日刊６紙	クレジット、コンビニ収納等納付方法の案内等	年　１回	5,134
印刷物	ガイドブック都税（87,300 部）	都税の解説	年　１回	3,356
	不動産と税金（100,000 部）	不動産に係る税の解説	年　１回	1,814
	あなたと都税（36,900 部）	税の使い道等の解説	年１２回	2,675
ＷＥＢ	ホームページ	都税ガイド	常時	2,546
	ＳＮＳ	都税一般、イベントなどのお知らせ	常時	－
その他	各事務所で納税キャンペーンを実施。職員と納税協力団体が印刷物や広報グッズを街頭や住宅展示場で配布。	都税一般、イベントなどのお知らせ	随時	1,737
計				48,569

＜着眼点ごとの監査結果＞

広報の対象となる都民に対し、経済的・効率的な方法で、広報の目的である納税に係る情報の提供や普及啓発を行っているかについて、次のとおり着眼点を設定し、実地監査を行った。

着眼点	監査結果
・契約手続は契約関係規則に沿って適正に行われているか	ポスター・印刷物のデザイン・レイアウト委託と印刷契約を分割し、キャラクターのイラスト等特命を要するもの以外については入札等を行うなどして、契約手続の公平性、透明性を確保している。
・広報内容が適切であるか ・広報は適時に行われているか	納期周知については、納期や申告期限ごとにポスターの掲示や、電車中吊り広告を行っている。 普及啓発については、さまざまな切り口から都税を解説するガイドブックを作成し、各事務所が行う納税キャンペーン等において配布している。
・広報の対象となる各税目の納税義務者等に応じた広報媒体を利用しているか	交通機関では、広報内容ごとに中吊りを掲示する路線を変更している。 新聞広告は、予算上の制約から年１回の広告であり、クレジットや電子申告等広く周知する事項を掲載している。 その他、住宅展示場で不動産に係るキャンペーンを実施している。
・広報の効果を把握しているか	平成２８年度に、都政モニターにより、どのようなメディアが効果的であるか等都税の普及啓発に係る調査をしており、その結果を平成２９年度以降活用していくとしている。

＜テーマ＞　ボランティアの育成支援等

＜総括＞

生活文化局は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、外国人が安心して滞在できる環境を整備するとともに、災害時における被災外国人への支援を行うなど、共助社会・多文化共生社会の実現を推進していることから、その中の事業の一つである上記テーマを選定し、その進捗状況、効果等を検証することにした。

監査を実施した結果、外国人おもてなし語学ボランティア及び防災語学ボランティアの育成支援については、概ね事業は適切に進捗していると認められるが、ボランティア登録者への一層の活動促進が望まれる。また、東京ボランティア・市民活動センターへの補助については、適切に履行確認を行った上で補助事業の効果検証を行うよう改善を求める。

＜監査対象事業の概要＞

1　外国人おもてなし語学ボランティアの育成支援

項目	内容
目的	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、当該ボランティアが街中で外国人に積極的に声をかけ、簡単な外国語で道案内等の手助けを行うことで、日本を訪れる外国人が安心して滞在できる環境を整える。
内容	当該ボランティアを平成３１年度までに５万人育成するため、育成講座を実施するとともに、登録後にフォーラムを開催するなどしてフォローアップを行う。
事業実施の根拠等	都民ファーストでつくる「新しい東京」２０２０年に向けた実行プラン
期待される効果	外国人とのコミュニケーションに関する基礎知識及び異文化の理解等について学習し、外国人に対する「おもてなし」を実現する。

（登録者数の進捗状況）　※平成２９年１月末現在

区分		平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
外国人おもてなし語学ボランティア登録者数	目標	3,000人	10,000人	15,000人	15,000人	7,000人
	実績	3,092人	※6,503人	－	－	－

（事業費）　（単位：円）

区分	平成２７年度	平成２８年度
予算額	178,716,000	297,633,000
決算額	48,176,607	―

2　防災語学ボランティアの育成支援

項目	内容
目的	災害時において被災外国人を支援するため、防災語学ボランティアによるボランティア活動を支援し、被災地域における円滑な応急対策活動の実施に資することを目的とする。
内容	当該ボランティアの募集、審査、登録を行うとともに、災害時の対応能力の向上に取り組むため、登録後に研修等のフォローアップを行う。
事業実施の根拠等	東京都防災ボランティアに関する要綱等
期待される効果	当該ボランティアが語学能力を活用し支援を行い、外国人被災者が災害時に地域で孤立しないための環境づくりに資する。また、平常時においても、都各局等が実施する事業に活用できる。

※防災語学ボランティア登録者数７３８人(平成２８年１１月末現在)

（事業費）　（単位：円）

区分	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
予算額	6,967,000	6,837,000	6,837,000
決算額	6,453,536	6,538,710	―

3　東京ボランティア・市民活動センターへの補助

項目	内容
目的	都民がボランティア活動をしやすい環境を整備し、ボランティアやＮＰＯなどの幅広い市民活動の支援を図る。
事業実施の根拠等	東京ボランティア・市民活動センター事業補助金交付要綱
期待される効果	事業に対し補助を行うことで、ボランティア等の幅広い市民活動の支援に資する。

（補助事業費）　（単位：円）

区分	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
予算額	95,669,000	121,125,000	166,032,000
決算額	95,669,000	121,125,000	―

＜着眼点ごとの監査結果＞

1　外国人おもてなし語学ボランティアの育成支援

着眼点	監査結果
・対象者への周知は適切に行われ人員が確保されているか	平成 29 年 1 月末現在で登録者累計は 9,595 人であり、平成 28 年度末時点では 13,400 人を見込んでいることを確認した。
・育成講座の内容（規模、レベル等）は適切なものとなっているか	体験型の講座で管理スパンの限界もあり質の低下等を懸念し、一講座ごとの定員は増やさないが、今後、講座の回数を増やしていくことを確認した。
・育成講座の講座数や設定時間など参加しやすい工夫がなされているか	講座は、セットコースとおもてなしコースを共に月 3 回程度、平日昼夜、土日コースを設定していることを確認した。
・ボランティア気運の醸成(イベント等)は適切に実施されているか	新規登録者向けにフォローアップのためのフォーラムを年 4 回(各 400 人)実施し、定員を上回る 2,000 人の応募があり抽選で参加者を決定したことを確認した。
・ボランティア本人への効果検証を実施しているか	フォーラム参加者からボランティア体験についてのアンケートを徴し、活動機会の提供、登録後のフォロー講座の実施等の要望を把握し、今後の取組に反映していくことを確認した。
・登録後、当該ボランティアの活動場所の提供を求める意見について検討しているか	イベントの周知は 2 回に留まり、適時な周知となるよう検討を求める。【意見要望事項(1)】

2　防災語学ボランティアの育成支援

着眼点	監査結果
・ボランティア希望者への周知は適切に行われ登録者が確保されているか	募集はホームページや防災訓練でのパネル展示での周知のほか、東京国際交流団体連絡会議等を通じて行っており、平成 28 年度は外国人留学生の通う日本語学校へ新規に周知していることを確認した。 登録者数は平成 28 年 11 月末現在で 738 人であり、目標設定数は設定していない。その理由として、災害時に必要なボランティアの人数を具体的に見積もることはできないことから、目標設定は困難であるとしていることを確認した。
・平常時も通訳等のボランティアとして活用しているか	平常時においても都及び区市町村の事業等で活用も可能であることから、積極的な活用を図るよう検討を求める。【意見要望事項(2)ｱ】
・登録者向けに発行する「ボランティアニュース」の発行回数及び内容は適切か	平成 28 年度は 1 回の発行に留まり、また、その内容は終了した研修を掲載しているなどの状況が認められたため、適時適切な情報提供となるよう検討を求める。【意見要望事項(2)ｲ】

3　東京ボランティア・市民活動センターへの補助

着眼点	監査結果
・補助事業に係る履行確認は適切に行われているか	要綱に定める様式により、事業ごとの総額を記載した実績報告を求めているが、個別の支出額を把握できるものとなっていない。【指摘事項(1)ｱ(ｱ)】 補助対象経費の実支出額について、領収書等により使途を確認していない。【指摘事項(1)ｱ(ｲ)】 年度末に一度実績報告書を徴するのみで、適時に報告をさせていない。さらに、事業進捗は定例会で把握していると説明するが、その議事録が無い。【指摘事項(1)ｱ(ｳ)】
・補助事業の効果検証は適切に行われているか	補助事業について、事業の有効性や必要性を判断するための効果検証を行っていない。【指摘事項(1)ｲ】

＜テーマ＞　パラリンピック競技を中心とした障害者スポーツの推進に係る普及啓発

＜総括＞

オリンピック・パラリンピック準備局は、パラリンピック競技大会の開催を絶好の機会と捉えて、パラリンピックの持つ魅力を最大限発信し、パラリンピック競技を中心として、障害者スポーツの普及啓発を推進している。

対象事業について、監査を実施した結果、監査を実施した限りにおいて、局は予算の範囲内で、適時に適切な普及啓発を行っていると認められる。

＜監査対象事業の概要＞　平成２８年度実績　（単位：千円）

項　　目	主な事業実績	契約額等
パラリンピック競技体験プログラム（NO LIMITS CHALLENGE）	都民等にパラリンピック競技の魅力を提供 ・区市町村等のイベントで実施　３７回	97,200
フラッグツアー（注１）	・都内４６区市町村及び東北被災３県で実施	194,806
チャレスポ！ＴＯＫＹＯ（注２）	・東京国際フォーラムで開催　来場者 17,700 人	53,229
ＴＯＫＹＯ障スポ・ナビ	・専門ポータルサイトのアクセス数　54,797 件	4,949
障害者スポーツ観戦促進事業	・テレビ放映（民放３社）、雑誌掲載（２誌）、ファンサイト（ＴＥＡＭ　ＢＥＹＯＮＤ）開設など ファンサイト登録数　528,833 名（団体登録含む） ・銀座でイベントを開催　来場者 22,000 人	764,350

（注１）　オリンピックフラッグと同時に展開

（注２）　障害者スポーツの普及イベント、障害者にスポーツを始めるきっかけの提供ほか

＜着眼点ごとの監査結果＞

経済的・効率的・効果的な方法で普及啓発を行っているかについて、次のとおり着眼点を設定し、実地監査を行った。

着　眼　点	監査結果
・普及啓発活動は計画的に行われているか	東京都障害者スポーツ振興計画で定めた年次計画を基に、パラリンピック大会開催を見据えた内容を追加して普及啓発を実施している。
・内容、種類等は適切であるか	普及啓発対象（主に障害者に向けたもの、広く全体に向けたもの）に沿ったイベント等が実施されている。
・効果測定等を実施し、検証結果に基づいて見直しを行っているか	ファンサイトの登録者数、広報動画の視聴回数、サイトへのアクセス数、イベント来場者数、アンケート、メディアへの掲載状況（金額換算あり）などで効果を検証しており、これらの結果を次回の普及啓発に生かしている。 世論調査（注３）の結果では、障害者スポーツの認知度等が向上しており、普及啓発は一定の効果があったと考えられる。
・仕様書どおりの内容が履行されているか、契約手続は適正に行われているか	契約手続及び履行確認は適正に行われている。

（注３）　「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査」（平成２９年１月　生活文化局）によると、障害者スポーツに関心がある人が５８％となり、前年に比べて１３ポイント増加

＜テーマ＞　鉄道駅総合バリアフリー推進事業

＜総括＞

都市整備局は、鉄道駅総合バリアフリー推進事業を実施し、鉄道駅のホームドアやエレベーター等の整備に対し、区市町村や鉄道事業者に補助を行っている。

鉄道駅のバリアフリー化は、鉄道事業者が行うことが基本であるが、鉄道利用者の安全や円滑な移動を確保するため、都としても整備の推進を図っていく必要があることから、その進捗状況、実施効果等を検証した。

対象事業について監査した結果、監査を実施した限りにおいて、適切に運営されていると認められる。

＜監査対象事業の概要＞

（事業名）

鉄道駅総合バリアフリー推進事業

①ホームドア整備促進事業

（うち、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅については平成２７年度新規事業）

②鉄道駅エレベーター等整備事業

（うち、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅については平成２７年度新規事業）

（内容）

「東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱」に基づき、表１のとおり補助を行っている。また、過去３か年の補助実績は表２のとおりである。

（表１）補助の概要（平成２８年度）

区分（注１）	補助対象	補助対象駅(注２)	補助率（注３）
ホームドア整備促進事業 鉄道駅エレベーター等整備事業	区市町村	ＪＲ・私鉄	国 1/3、都 1/6、区市町村 1/6、鉄軌道事業者 1/3
ホームドア整備促進事業 鉄道駅エレベーター等整備事業 (東京 2020 オリンピック･パラリンピック競技大会会場周辺駅)	鉄軌道事業者	ＪＲ・私鉄	国 1/3、都 1/3、鉄軌道事業者 1/3

（注１）　このほか、区市町村に対し、バリアフリー基本構想作成事業に係る補助金を交付している。

（注２）　地下鉄（都営地下鉄・東京メトロ）のホームドア及びエレベーター整備に対しては、「東京都地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱」に基づき、別途補助を行っている。

（注３）　補助限度額あり

（表２）補助実績（平成２６年度～平成２８年度）　　（単位：千円）

区　分	平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度	
	規模（駅）	補助金額	規模（駅）	補助金額	規模（駅）	補助金額
ホームドア	3	2,502	6	80,865	6	171,325
エレベーター	5	92,744	2	64,000	3	32,403
ホームドア(オリパラ周辺駅)	—	—	1	832	1	1,157
エレベーター(オリパラ周辺駅)	—	—	—	—	2	15,292

（目標）

「都民ファーストでつくる「新しい東京」～２０２０年に向けた実行プラン」（平成２８年１２月）に、表３の目標を掲げている。また、平成２８年３月末の整備状況は表４のとおりである。

（表３）整備目標

政　策　目　標		目標年次	目標値
駅のホームドア整備	競技会場周辺等の主要駅、空港アクセス駅（10 駅）	2020（平成 32）年	ＪＲの千駄ヶ谷駅、信濃町駅、京成日暮里駅など 10 駅で完了
	ＪＲ・私鉄の１日当たりの利用者数 10 万人以上の駅全 79 駅	2023（平成 35）年度	概ね完了
駅出入口からホームまで段差なく移動できる１ルートの確保	１日当たりの利用者数が 3,000 人以上のＪＲ・私鉄の全駅	2024（平成 36）年度	完了 （構造上、エレベーターの整備が困難な駅を除く。）

（表４）整備状況（平成２８年３月末現在）

区　分	都内駅数	ホームドア			エレベーター等		
		利用者数 10 万人以上の駅数	整備駅数	整備率	利用者数３千人以上の駅数	１ルート整備駅数（注）	整備率
ＪＲ・私鉄	４７９	７９	２９	36.7%	４５６	４４０	96.5%
地下鉄	２２７	５２	２５	48.1%	２２７	１９７	86.8%
その他	４９	０	０	―	２９	２９	100%
計	７５５	１３１	５４	41.2%	７１２	６６６	93.5%

（注）　条例適合施設（車椅子対応のエレベーター、エスカレーター及びスロープによる段差解消）による整備

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・事業計画を適切に立て、進捗管理を行っているか	鉄道事業者及び区市町村への調査及びヒアリングを毎年度実施しており、これに基づいて計画の作成及び進捗管理を行っている。
・関係団体との調整は適切に行われているか	上記の調査等により、各鉄道事業者の整備計画や課題等を把握し、整備可能な駅から補助を行っている。
・整備が難しい場合、代替案等の対策が検討されているか	物理的に整備が難しい駅もあるため、エレベーターについては利用者数 3,000 人未満の駅や複数ルートについても補助対象とするなど、整備可能な駅を優先して補助を行っている。 また、平成２９年度から、オリンピック・パラリンピック競技会場の最寄駅に加え、空港アクセス駅を補助対象とするなど、制度の拡充を図っている。
・補助金は、要綱に基づき、適正に交付されているか	補助金は、要綱に基づき交付されており、過大支出等の不適正な事例は認められなかった。
・事業に伴う文書管理等の事務手続は適正に行われているか	事業に伴う文書管理、意思決定等の事務手続は、適正に行われていると認められる。

＜テーマ＞　水素社会の実現に向けた取組

＜総括＞

都は、「２０２０年に向けた実行プラン」の中で、スマートエネルギー都市の実現に向けた取組として、水素社会の実現に向け、２０２０年から２０３０年までの政策目標を設定し、水素ステーション整備や燃料電池自動車購入に当たっての経費補助などの取組を行っている。

平成２７年度の取組開始から２年が経過し、水素エネルギーを取り巻く現在の状況及び都が適切な取組を行っているかを確認することを目的として、環境局に対し監査を実施した。

事業の進捗を確認したところ、２０２０年の目標に対して、現時点での実績が特に低いものが一部認められた。目標の達成には、水素ステーションの整備に関する国の規制緩和や、自動車メーカー各社による燃料電池自動車の生産・販売等の外部要因が大きく影響することから、局は、引き続き専門家や関係企業と連携して国や事業者への働きかけを行っていくとともに、適宜事業の検証と見直しを行い、水素社会の実現に向けた取組を推進されたい。

＜監査対象事業の概要＞　（平成２９年３月３１日現在）

事業	平成２８年度（２０１６年度）末	２０２０年目標
水素ステーションの整備	１２か所稼働中（ほか１か所建設中）	３５か所
燃料電池自動車・バスの普及	交付決定済　２２９台　都の庁有車　１１台導入 （平成２７年度末時点での都内の保有車両数　１４４台） バス：都交通局で２台導入	６千台 （バス１００台以上）
家庭用燃料電池（エネファーム）の普及	約３．８万台（国の補助実績より）	１５万台

（事業の進行管理）

平成２７年度に、自動車業界・エネルギー業界の企業関係者や大学教授等の有識者、都の関係各局等を含む３４名の委員で構成される「水素社会の実現に向けた東京推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置している。推進会議は年２回開催され、

・水素社会実現に向けた戦略目標の進行管理及び工程表の策定

・規制緩和、普及啓発、その他の水素エネルギー利活用における諸課題の検討

等を行い、課題の把握と新たな取組についての提案を行っている。

（事業別の取組）

事業	取組状況
・水素ステーションの整備	推進会議における中小事業者向け支援の要請を受け、局は、中小のガソリンスタンド事業者向けに、水素ステーション運営に必要となる高圧ガス製造保安責任者試験の勉強会等３件の事業を平成２８年度中に開始している。
・燃料電池自動車・バスの普及	燃料電池自動車の普及台数は、自動車メーカーによる生産・販売の動向に左右されるため、局は燃料電池自動車の販売台数の把握を随時に行っている。 ２０１６年の生産台数は２千台程度、２０２０年頃以降は年間で１万数千台程度が国内で販売される見込みである（自動車メーカーによる発表）。
・家庭用燃料電池（エネファーム）の普及	更なる普及に向け、財政支援の取組を続けている。
・普及啓発への取組	平成２８年７月に「水素情報館　スイソミル」を開設し、子供向けツアーや事業者への講習会を実施するほか、都内各地のイベントでの燃料電池自動車の試乗や水素発生装置の体験などを通じ、水素エネルギーの普及浸透に取り組んでいる。
・規制緩和への取組	推進会議における規制緩和の要望等を踏まえ、水素ステーション整備に当たっての保安距離規制の更なる見直しや散水基準の見直しなどについて国への要望を行うなど、整備・運営コストの低減等につながる規制緩和について、引き続き取り組んでいる。

（都が実施している補助の概要）　（単位：億円）

事業	補助対象	平成２８年度予算額
水素ステーション設備等導入促進事業	水素ステーションの設置費用及び土地賃借料、運営費を補助	２６．２
燃料電池自動車等導入促進事業	燃料電池自動車の購入経費を一部補助	９．１
家庭におけるエネルギー利用の高度化促進	家庭用燃料電池や蓄電池システム等機器の設置費を一部補助	３６．１

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・目標達成に向けて、課題を把握しその対策を講じているか	・水素ステーション事業について、推進会議の提言を活用し、新たな取組に着手した ・燃料電池自動車の販売台数の増加に合わせ、普及のために必要な環境整備に努めている ・都民への普及啓発に努めるほか、規制緩和に向けた国への要望活動を行う など、課題を把握し対策に取り組んでいる。
・事業の実施に当たり、実施要綱等に基づく適切な取組がされているか ・意思決定、文書管理等の事務手続は適正に行われているか	各事業における補助金交付等の業務は適切に行われていると認められる。また、意思決定、文書管理等の事務手続についても適正に行われていると認められる。

＜テーマ＞　待機児童対策（人材確保事業）

＜総括＞

都では、平成２８年１１月に待機児童解消に向けた緊急対策会議を設置するなど、待機児童対策が都政における重要課題の一つとなっており、特に、広域的な視点から施策展開が必要な保育士等人材の確保・定着施策について、効果的に実施されているか検証するため、上記テーマを選定した。

福祉保健局は、人材を確保するため下記の事業を行っており、平成２７年度において、賃金改善額が月額２３，２９９円となるなど、保育人材の労働環境の改善に一定の効果を上げている。

下記対象事業について各着眼点に基づき、監査を行ったところ、保育士養成施設に対する就職促進支援事業において、効果的に行うための検討が望まれるものの、それ以外の事業においては、着眼点に沿った対応が適切に行われていた。

今後も待機児童の解消に向けて一層の人材確保が必要である。

＜監査対象事業の概要＞　（単位：百万円）

対象事業	事業開始年度	実施主体	予算
保育人材確保研修及び就職支援等事業			
保育士就職支援研修及び就職相談会	平成２１年度	東京都、（社福）東京都社会福祉協議会へ委託	57
就職支援セミナー・現場実習	平成２３年度		54
高校生向け職場体験	平成２７年度		10
保育従事者支援事業			
保育従事職員資格取得支援事業	平成２５年度	区市町村	42
保育従事職員宿舎借り上げ支援事業	平成２６年度		707
東京都保育士等キャリアアップ補助	平成２７年度	区市町村、社会福祉法人等	10,710
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	平成２８年度	指定保育士養成施設	38

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
①　保育人材確保研修及び就職支援等事業	
広報活動	新聞チラシやポスティング、実態調査回答者等へ研修等の案内を送付するなどを実施
研修等内容	近隣保育園等に勤務する保育士が、労働条件などを相談できる相談会を６回実施
アンケート調査	相談会において参加者の意見を聴取するなど、課題等を把握
事業効果の検証	参加者が減少傾向のため、新たな取組として保育士試験会場での周知、離職保育士届出制度を活用するなど、事業効果の検証結果を反映した積極的な取組を構築
②　保育従事者支援事業	
事業周知	区市町村や事業者に対し、説明会を実施し、ハローワークや保育人材・保育所支援センター、ホームページを通じて事業周知を実施
補助金の支出	要綱等に基づき適切に支出
事業効果の検証	キャリアアップ事業により、賃金改善が図られているか等の検証を行い、予算を拡充するなど、更に積極的な取組を実施
③　保育士養成施設に対する就職促進支援事業	
事業周知	養成施設（８１施設）に対し、平成２８年３月と６月に要綱案を説明
補助金の支出	該当事業者に対し、適切に支出
事業効果の検証	予算は、２１施設であるが実績は１施設と低調な執行となっており、平成２９年３月に開催された養成施設連絡会にてアンケートを実施した。今後アンケート結果を踏まえて効果的な事業に向けた検討が望まれる。【意見・要望事項（１）】

＜テーマ＞ 都立病院の警備体制

＜総括＞

都立病院（以下「病院」という。）は、都立都民利用施設の中でも、高い水準の安全性が要求され、十分な警備体制が求められている。一方、病院の特性上、不特定多数の者が出入りし、不審者が侵入しても、その識別は難しく、警備を困難にしている。病院での警備体制を確認し、適切に警備されているか監査するため、上記テーマを選定した。

各病院において、国の通知等に基づき監査を行ったところ、各病院における警備については、各病院長の責任において整備・運営を行い、病院経営本部は、各病院の支援を行うこととしている。監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、この方針の基で対応していることを確認した。

＜監査対象事業の概要＞

下記の通知等に沿って監査を実施した。

・国の通知

「医療機関における安全管理体制について（院内で発生する乳児連れ去りや盗難等の被害及び職員への暴力被害への取り組みに関して）」について（厚生労働省）	・全国の病院が安全管理体制の取り組みの参考とするよう通知されたもの ・暴力事件の発生リスク低減策や不審者対応など、５６項目を掲載

・都のマニュアル等

医療安全マニュアル	・各病院で整備（病院によって名称は異なる） ・医療事故発生時の対応、医療事故予防策などについて規定

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・国の通知に沿ってマニュアル等が整備されているか	暴力事故及び不審者侵入対応及び乳児連れ去り対策に関する事項は、国の通知に沿って作成されていた。出入口管理などの警備に関する事項は、警備委託契約の仕様書で具体的に定められている。（ＰＦＩ病院の場合、ＳＰＣ会社が作成する仕様書を病院が承認）
・入院患者の安全が守られているか（不審者対応、医薬品管理）	不審者侵入防止のため、出入口への警備員の配置、病院内の巡回などを行っていることを確認した。 医薬品について、点滴は、ナースステーションの一角で準備を行い、準備後は速やかに患者に投与するなどの運用がされていることを確認した。 ※　非常口について指摘事項あり【指摘事項（１）】
・乳児の連れ去り防止対策がとられているか	各病院において、乳児の連れ去り防止対策がとられていた。 ・　新生児室へはナースステーションの前を通らずには行けない構造となっているなど
・盗難防止対策を行っているか（医薬品、現金及び物品、患者の財産）	各病院において、盗難防止対策が講じられていた。 ・　医薬品について、麻薬は専用の金庫に保管し常時施錠など ・　現金及び物品については、病院内での盗難注意喚起ポスターの掲示、医局・更衣室などへのテンキーロックの設置など ・　入院患者には、セーフティボックスの設置など
・警備体制は実効性を有しているか	不審者侵入や暴力事故発生時の対応については、訓練は実施していないが、院内での対応方針や情報共有・警察等への連絡体制が整っていることを確認した。
・警備会社の管理は適切に行われているか	警備委託については、仕様書どおりに履行されており、警備会社の警備が適切に行われていることを確認した。

＜テーマ＞　外国人旅行者の受入環境の整備事業

＜総括＞

産業労働局は、東京を訪れる外国人旅行者の受入環境について、平成２６年度に整備方針（注１）、平成２８年度に実行プラン（注２）を策定し、事業を実施している。

このうち、公益財団法人東京観光財団へ資金を出えんし実施している補助事業について、局及び財団における執行状況等を確認するため、上記テーマを選定した。

対象事業について監査した結果、補助金交付要綱等の見直しに関する指摘事項が認められた。

（注１）　「外国人旅行者の受入環境整備方針　～世界一のおもてなし都市・東京の実現に向けて～」（平成２６年１２月）

（注２）　「ＰＲＩＭＥ　観光都市・東京　～東京都観光産業振興実行プラン２０１７～」（平成２９年１月）

＜監査対象事業の概要＞　（単位：千円）

事業名	目　的	平成２８年度予算額
観光インフラ整備支援事業（平成２７年度）		
①区市町村観光インフラ整備支援	多言語対応の改善・強化、無線ＬＡＮ環境整備等	1,240,000
②観光施設の国際化支援	都内民間美術館・博物館等が行う音声ガイド機器導入、無線ＬＡＮ環境整備等	300,000
③宿泊施設に対する外国人旅行者の受入環境整備支援	宿泊施設が行う案内表示の多言語化、無線ＬＡＮ環境整備等 ※平成29年度から飲食店等も対象とした新規事業で実施	269,000
④宿泊施設でのバリアフリー化の推進	客室改修、だれでもトイレ新設等	100,000
東京ひとり歩きサイン計画（平成２７年度）	ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識設置、案内サインの統一化促進	561,890
広域的な観光案内拠点等整備事業（平成２８年度）	都内の広域的観光案内拠点整備（重点整備10地域）及び観光案内窓口整備	492,162

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・財団は計画及び要綱等に沿って適切に実施しているか	財団は、年度ごとの事業計画を策定し、各補助金交付要綱による事業執行に取り組んでいる。 事業の進捗に応じて、関係団体との協議会やセミナー等において補助事業の周知、相談対応を行うなど利用促進の強化を図っている。 要綱等において、補助対象経費を明確にすべき事項が認められた。 【指摘事項（１）】
・局は各事業の状況を把握し進行管理等を適切に行っているか	局は、財団との協議等で状況の把握や情報の共有を図っており、必要に応じて事業の見直しを行うなど、適切に進行管理等を行っている。
・局及び財団は文書管理等の手続を適正に行っているか	局及び財団は、実施計画の決定、承認や事業実績報告等の手続を適正に行っている。

（監査対象事業の実績）

事業名	計　画 （～平成31年度）	平成27年度	平成28年度	計
観光インフラ整備支援事業				
①区市町村観光インフラ整備支援 （区市町村数）	６２	１１	３１ （９）	４２ （９）
②観光施設の国際化支援　（件）	７５	２	１３	１５
③宿泊施設に対する外国人旅行者の受入環境整備支援　（件）	５４３	６３	１００ （１３）	１６３ （１３）
④宿泊施設でのバリアフリー化の推進　（件）	１３０	８	１１	１９
東京ひとり歩きサイン計画　（か所）	８１３	８０	８４	１６４
広域的な観光案内拠点等整備事業 （広域的観光案内拠点分）（か所）	８	―	２	２
（観光案内窓口分）　（か所）	※ ４８０	―	１００	１００

（注）　カッコ内は申請済みの件数で外書き

※　都が募集、指定する箇所数（財団における補助実績は申請が１０件、決定が５件）

＜テーマ＞ 市場における安全・品質管理者の取組

＜総括＞

中央卸売市場は、開設者の立場から「安全・品質管理者」（以下「ＳＱＭ」という。ＳＱＭ：セイフティ＆クオリティ・マネージャーの略）を設置している。ＳＱＭは、食品危害発生時の連絡調整役に位置付けされていることから、市場内でＳＱＭが果たす役割、効果等を確認するため、上記テーマを選定した。

対象事業について監査した結果、監査を実施した限りにおいて、ＳＱＭを通じた情報の伝達や訓練等が適切に行われていることが認められた。

＜監査対象事業の概要＞

（事業名） 安全・品質管理者（ＳＱＭ）の設置

（目　的） 適切な情報提供に基づく連携等により、市場で取り扱われる物品の安全・品質管理の向上を図り、都民の食の安全・安心を確保する。

（内　容） 市場は、食品の流通拠点における危機管理対応の強化などの面から、各場や市場関係業者との連絡調整を行い、未然に食品危害の発生を防止するなどの役割を担っている（都職員２６人、市場関係業者１２９人、合計１５５人）。

なお、市場内において、食品衛生法や条例に基づく監視指導や試験検査は、福祉保健局が設置する市場衛生検査所等が行っている。

（期待される効果）

食品に関する事件・事故発生時において、東京都と市場関係業者がＳＱＭにより連携し、当該食品の流通状況や業界情報の収集、措置の周知などが迅速に行われるとともに、食品に関する危機管理対応等の推進が可能となる。

（表１）ＳＱＭ情報の流れ

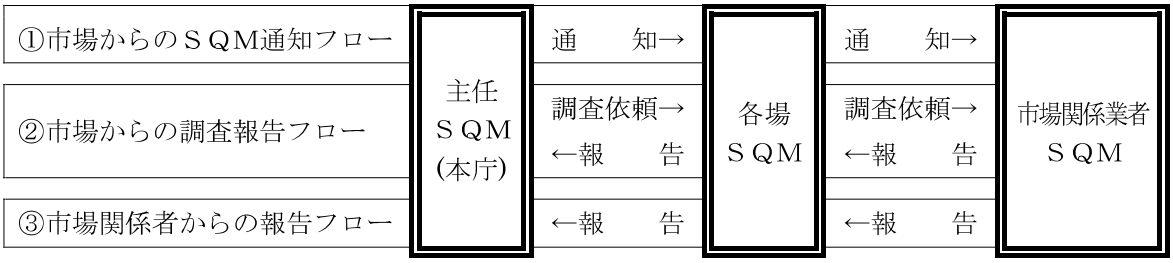

① 基準値を超える農薬や放射能が検出された物品の出荷制限・流通に係る情報や食中毒シーズン到来の兆しなどの情報が、国や生産地、福祉保健局等から入手できた場合、情報の周知を行う。

② ＳＡＲＳ、テロ等の重大事件が発生した場合、流通状況の調査・報告を行う。

③ 市場関係業者が該当情報を探知した場合、各場ＳＱＭを通じて情報を報告する（このフローとは別に市場衛生検査所へも報告）。

（表２）ＳＱＭ情報（すべて表１①に該当　（平成２８年１１月末現在））　（単位:件）

種類	情報提供	注意喚起	要注意	法令違反	計
水　産	１３	0	2	0	１５
青　果	１４	1	1	7	２３
花　き	2	0	0	0	2
食　肉	0	0	0	0	0
重複（水・青・肉）	1	0	0	0	1
合　計	３０	1	3	7	４１

※情報提供：国等から食べ方等の注意の呼びかけがあった場合等
注意喚起：食中毒シーズン到来の兆しなどの情報が入手できた場合等
要 注 意：食品危害が起きる可能性が報告された場合等
法令違反：食品衛生法違反等が発生した場合等（ただし、法令上の対応は、市場衛生検査所が行う。）

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・卸売業者及び仲卸団体において、ＳＱＭが選任されているか	当業務を所管する中央卸売市場事業部業務課（本庁ＳＱＭ）で、毎年度当初に各場へ選任状況を確認している。
・各場が場内の卸売業者及び仲卸団体にＳＱＭ通知を伝達しているか	表１の通知については、すべて周知を目的としたものであり、各ＳＱＭへ伝達していることを確認した。
・同一の取扱品目を扱う他の場にもＳＱＭ通知を伝達しているか	本庁ＳＱＭが取扱品目ごとにグループ化したメールアドレスを利用し、漏れなく伝達している。
・ＳＱＭ通知の内容が履行されているか	平成２８年度については、調査・報告を伴わない事例のみであったことから、検証できなかった。
・ＳＱＭ制度が形がい化しないよう、情報伝達訓練等を実施しているか	表３のとおり、本庁ＳＱＭにおいて取扱部類ごとの事例を踏まえた訓練等を、毎年度実施している。

（表３）訓練等実施実績

実施時期	項　目	実績	内　容
平成２８年２月	机上訓練（情報伝達訓練）	全ＳＱＭ	出荷自粛品の販売状況について、卸売業者へは取扱いの有無や数量等の調査、報告を行わせた。 仲卸組合へは通知の受信確認を報告させた。
〃　４月	研修会（視察）	２４人	花き卸売業者の研修精度を高める目的で、東京都薬用植物園において栽培できないケシの研修を行った。
平成２９年１月	研修会（講義）会議（訓練について）	８３人	有毒魚の流通に関する注意喚起を目的に、バラハタの実例を取り上げて講義を行った。 また、研修後の会議において、ＳＱＭ制度の概要と机上訓練実施の周知を行った。

＜テーマ＞　道路の維持管理

＜総括＞

建設局では、道路を常に良好な状態に保ち、安全な通行を確保するため、路面の維持管理及び道路の補修事業を行っている。これらが適切に行われていないことにより、道路陥没等の事故が起こるリスクが想定されることから、実施状況等を確認するため上記テーマを選定した。

対象事業について監査した結果、路面下空洞調査を踏まえた対応に関して、より適切な事務となるよう意見・要望を行った。

＜監査対象事業の概要＞

（事業名）　道路の維持管理について

（目　的）　道路を常に良好な状態に保ち、安全な通行を確保するため、路面の維持管理及び道路の補修事業を行っている。

（内　容）　道路の陥没対策について、毎年、埋設物の多い路線等を対象とした「路面下空洞調査」を実施し、空洞を発見した場合は復旧工事を行い、陥没の発生防止に努めている。

また、島しょを除く全ての路線を対象に、３年に１回実施する「路面性状調査」により、ひび割れや平坦性等を測定し、その調査結果により、要補修箇所の選定や優先順位付けを行い、計画的に路面補修を行っている。

・路面下空洞調査委託（平成２７年度実績　９，３８９万６，７１２円）
・路面性状調査委託（平成２７年度実績　９，３９６万円）
・路面補修工事

＜着眼点ごとの監査結果＞

（路面下空洞調査委託）

着眼点	監査結果
・路面下空洞調査委託の調査結果を踏まえて、空洞が発見された箇所について、マニュアルに基づいて占用企業者等に対する調整・指示や復旧は適切に行われているか	調査結果を踏まえ、緊急等を要するものは適切に対応し復旧していることを「復旧結果調書」等により確認した。 空洞復旧に当たって、道路調整会議等において占用企業者等と調整を行い、実施者を決定していること、また、空洞箇所付近に埋設物等が確認されない場合には道路管理者が実施していることを会議資料等により確認した。 工事の実施に当たっては、道路管理者が現場立会いを行っていることを関係書類により確認した。 道路管理者が経過観察（速やかに復旧を行わず道路巡回などを実施）とする場合には、その判断根拠及び経過等を記録により明らかにしておくことが望ましいため、経過観察の取扱いに係る記録の作成・保存を検討するよう意見・要望を行った。【意見・要望事項（１）】

（路面性状調査委託：路面補修工事）

着眼点	監査結果
・路面性状調査結果に基づいて、補修計画等が定められているか	本調査の結果、道路巡回点検結果及び住民の要望等を勘案して、要補修箇所の選定や優先順位付けを行い、補修計画が定められていることを、補修計画等により確認した。
・計画どおりに工事が実施されているか	補修工事の実施状況の確認を行い、補修工事が概ね補修計画どおりに行われていることを、路面補修工事契約については、概ね適切に行われていることを、関係書類、成果品等の提出書類により確認した。

（参考資料）平成２７年度空洞調査に対する各建設事務所の対応状況（平成２９．３．１現在）

（単位：か所）

事務所名	空洞箇所数	車道部			歩道部（注２）	対応状況	
		ランク（注１）					
		A	B	C		復旧済	経過観察
第一建設事務所	１４５	１１	２１	１１０	３	４５	１００
第二建設事務所	５１	３	８	４０	０	２６	２５
第三建設事務所	５０	４	９	３７	０	４５	５
第四建設事務所	２	０	０	０	２	２	０
第五建設事務所	３８	１	５	３２	０	１２	２６
第六建設事務所	１	１	０	０	０	１	０
北多摩南部建設事務所	２	１	１	０	０	２	０
計	２８９	２１	４４	２１９	５	１３３	１５６

（注１）　ランク：調査結果において、受託者が陥没リスク判断基準を目安として提案し、以下のとおりランクを付した結果が報告されている。

Ａ：陥没の危険性が高いと考えられるため迅速な対応が必要

Ｂ：陥没の危険性がやや高いと考えられるため極力早い対応が必要

Ｃ：直ぐに陥没する危険性は低いと考えられるが順次補修の必要有

（注２）　歩道部についてはランクは付されないが、受託者から、できるだけ速やかな対応が必要と報告されている。

（参考資料）路面性状調査状況　（単位：m）

平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
第五建設事務所	542,855	西多摩建設事務所	637,088	第一建設事務所	365,074
第六建設事務所	450,247	南多摩東部建設事務所	342,520	第二建設事務所	431,719
南多摩西部建設事務所	392,062	北多摩北部建設事務所	489,813	第三建設事務所	398,679
北多摩南部建設事務所	396,267	環状七号線	263,582	第四建設事務所	321,223
試験施工区間	35,461	狭隘箇所等区間	18,202	指定区間外国道	176,110
		試験施工区間	21,216	狭隘箇所等区間	17,160
		IRI 測定箇所	3,452	試験施工区間	15,271
計	1,816,892	計	1,775,873	計	1,725,236

＜テーマ＞「東京港海岸保全施設整備計画」に基づく施設の整備状況

＜総括＞

港湾局では、東日本大震災を踏まえ、これまでの整備計画を見直し、平成２４年度を初年度とした今後１０年間に取り組むべき新たな東京港海岸保全施設整備計画を策定して、地震・津波・高潮対策の一層の強化に取り組んでいる。

今回、平成２４年度～平成２８年度までの５か年が経過したところで、当該計画に基づく施設整備が着実に実施されているか検証した。

対象事業について監査した結果、工事変更の事務手続、工事に伴い発生した物品の登録に関して適正でない事項が見受けられた。

＜監査対象事業の概要＞

主な事業	平成２８年度末	平成３３年度末目標
防潮堤	８．１ｋｍ	１７．４ｋｍ
内部護岸	２．８ｋｍ	２５．６ｋｍ
水門	６施設	１３施設
排水機場	０施設	３施設
高潮対策センター	２拠点化	２拠点化

（注）　防潮堤は、津波や高潮等から市街地を防護するための施設であり、内部護岸は、防潮堤等の内側にある埋立地を浸水等から防護するための施設である。

広域的な浸水を防ぐ観点から、防潮堤の整備を内部護岸よりも優先して実施している。

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・事業実施の決定プロセスは適切か	東京都防災会議が示した被害想定に基づいた、有識者等で構成される技術検証委員会の提言を受けて、港湾局は、建設局・下水道局とともに「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を定めた。「東京港海岸保全施設整備計画」は、新たな被害想定、提言、基本方針に基づいて策定されていることを確認した。
・１０年計画及び各年度計画等に基づいて、事業の進捗管理は適切に行われているか	計画の実施に当たっては、関係者の調整等で計画の遅れが発生した場合には、代替で早期着手可能な箇所を前倒しで整備し、計画期間内で施設整備を実施していることを確認した。
・国から新たな指針等が出た場合、計画に反映されているか	国の中央防災会議から平成 25 年 12 月に報告された指針（防災対象地震の変更）が計画に反映されていることを確認した。
契約における事務手続が適正か ・工事変更等の手続は適正か ・検査が適正に行われているか ・契約の成果物は、仕様書等の内容と一致しているか	一部工事完了の検査を行うに当たり、工事数量の変更手続前であるにもかかわらず、工事数量変更後の数量で検査を合格としていた事例が見受けられた。　【指摘事項（１）】 工事で取得した物品を登録していない事例が見受けられた。【指摘事項（２）】
・文書管理の事務手続は適正か	事業を執行するに当たり、文書管理の事務手続は適正に行われていることを確認した。

（技術監査課との連携について）

①　事業実施の決定プロセスについて、事務職と技術職の職員が同行して監査した。

・事務的視点では、被害想定や基本方針が計画に盛り込まれていることを確認した。

・技術的視点では、計画の整備方針に基づく耐震対策や耐水対策等が行われているかなどについて、構造計算書や設計図面等で確認した。

②　東京港海岸保全施設整備計画の工事案件のうち、平成２９年工事監査で対象とした２件について、事務手続に関する検証を行った。　【指摘事項（２）】

＜テーマ＞　救急車の適正利用の促進に係る普及啓発

＜総括＞

高齢化の進展等を背景に、救急需要は増加の一途をたどり、平成２８年中における東京消防庁管内の救急出場件数は７７万件（速報値）を超え過去最高となっている。庁では、救急車の適正利用に向けた都民の理解を深めるため、各種の取組を行っており、その実施状況を検証するため上記テーマを選定した。

対象事業について監査した結果、各種広報媒体を活用した広報についてアンケートなどによる検証結果を今年度契約に反映するなど、監査を実施した限りにおいて事業は適切に行われていることが認められた。

＜監査対象事業の概要＞

（事業名）救急車の適正利用の促進に係る普及啓発

（目　的）緊急性の認められない救急搬送の低減

（内　容）○救急相談センターの周知及び利用の促進

都民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼ぶべきか、病院で受診すべきであるか迷った際等に、２４時間体制で電話相談等を行っている「東京消防庁救急相談センター」を広く都民に周知し、利用促進を図る。

○救急搬送トリアージの周知及び理解の促進

１１９番通報を受け出場した救急現場において、救急搬送トリアージ基準により明らかに緊急性が認められない場合には、傷病者の同意を得た上で、本人自身による通院（自力受診）を求める「救急搬送トリアージ」の仕組みを都民に周知し理解促進を図る。

○患者等搬送事業者（民間救急）の周知、利用促進及び連携

緊急性のない患者等を対象とした民間救急を都民に周知し、利用促進を図る。

（根　拠）救急業務等に関する条例（昭和４８年東京都条例第５６号）

東京消防庁の行う救急業務に関連する業務として、救急隊の適正な利用について普及啓発を行うことが規定されている（第２条）。また、都民の責務として救急隊を適正に利用するよう努めなければならないこととされている（第８条）。

（事業費）９，５５３万円　（平成２８年度予算額）

（表１）各広報関係経費

区　分	概　　要	
新聞一面広告	実施媒体：主要 6 紙朝刊 契約金額：5,749 万 8 千円	実施時期：平成 28 年 12 月 訴求対象：高齢者層・在宅者層
バス車体利用広告（新規） （ラッピングバス）	実施地区：特別区・多摩地区 契約金額：516 万 7 千円	実施時期：平成 28 年 8 月 訴求対象：高齢者層・若年層
電車車内広告（新規） （広告貸切列車）	実施路線：ＪＲ　中央線快速 契約金額：　381 万 7 千円 動画作成委託：　861 万 3 千円	実施時期：　平成 28 年 11 月～12 月 訴求対象：　通勤・通学者層
パンフレット等	パンフレット・ポスター等印刷経費：785 万 7 千円	

（期待される効果）

真に救急車を必要とする傷病者に対する迅速な対応

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・都民への周知は計画をもって適切に行われているか	平成２８年度広報広聴指針の中で、本事業を政策広報推進事業の一つとして位置づけ年間計画を立てて実施している。
・広報等に際しては、世代・地域性等を勘案し、また広報媒体等の選択に当たり効果的なものとなるよう工夫がなされているか	訴求対象に見合った媒体を選択するとともに、重点的に月間広報テーマとして取り上げるなど時期に応じた取組を行っている。 救急搬送需要の増加する年末の時期、搬送割合の多くを占める高齢者世代、地域特性等を考慮した広告媒体を活用している（表１参照)。高齢者層に対しては、手元に届く媒体としてのパンフレットの活用、若年層向けにはソーシャルメディアの活用も行っている。
・各取組の検証がなされ、より効果的なものとなっているか	新聞一面広告委託契約については、同委託を行った際のアンケート調査の検証結果を反映している。 これまでの取組により、救急搬送トリアージ該当事案は減少しているものの、更なる実態把握のため、平成２９年度より、救急要請の要因等を調査委託するとしている（表２参照)。 転院搬送時の救急車利用の抑制を図るため、医療関係機関等と連携し、患者等搬送事業者の活用について検討を進めている(表３参照)。
・広告契約を行うに際し、規模・仕様を十分に検討しているか。また、不経済な状況等が生じていないか	契約関係書類を確認したところ、不適切な状況等は確認されなかった。

（表２）救急搬送トリアージ実施状況

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
搬送人員	649,429 人	655,925 人	664,629 人	673,145 人	691,308 人
うちトリアージ対象年齢（15 歳～64 歳）の搬送人員	295,698 人	290,883 人	287,814 人	286,998 人	289,956 人
トリアージ該当事案(A)	1,348 件	986 件	796 件	624 件	569 件
自力受診の同意あり(B)	1,021 件	735 件	584 件	456 件	386 件
自力受診の同意なし	327 件	251 件	212 件	168 件	183 件
同意率(C=B/A)	75.7%	74.5%	73.4%	73.1%	67.8%

（注１）　救急現場において、救急搬送トリアージシートを用い緊急性が認められるか否かを判断し、明らかに緊急性がないと判断されたものが救急搬送トリアージ該当事案となる。

（注２）　平成２８年実績は速報値である。

（表３）転院搬送の状況

区分	平成 28 年実績	備考
全搬送人員のうち転院搬送の割合　(B)/(A)	6.3%	(A)全搬送人員　691,308 人 (B)転院搬送人員　43,211 人 (C)(B)のうち軽症者人員　4,345 人
転院搬送のうち軽症者の割合　(C)/(B)	10.1%	

（注１）　転院搬送：医療機関から他の医療機関への搬送

（注２）　平成２８年実績は速報値である。

＜テーマ＞　地下構造物の安全管理

＜総括＞

都営地下鉄における線路及び構造物については、①安全で乗り心地の良い地下鉄であること、②列車が安全かつ円滑に運転できる状態を常に保持することのほか、③長寿命化及び補修費用の平準化や④経年等による構造物の劣化に対する機能回復、⑤駅施設の改良による乗客の利便性向上などが求められている。平成２９年定例監査においては、このうち、都営浅草線及び都営大江戸線における地下構造物の安全管理について、各種基準等に基づき適切に行われているか監査した結果、監査を実施した限りにおいて、基準等に沿った対応が行われていると認められる。

＜監査対象事業の概要＞

交通局は、鉄道構造物等維持管理標準、トンネル補修・補強マニュアル、土木施設実施基準、土木施設維持管理マニュアル等に基づき、以下のとおり地下構造物の安全管理を行っている。

○平成２８年度　地下構造物検査実施状況

種類	意義	点検箇所	
		浅草線 （総延長：３８．４㎞） （全線開業：昭和４３年）	大江戸線 （総延長：８２．７㎞） （全線開業：平成１２年）
全般検査	（通常）構造物の変状等の有無及びその進行性を把握するため、２年に１回目視する	延べ２３．１㎞	延べ４１．４㎞
	（特別）構造物の健全性の精度を高めるため、２０年に１回入念に目視するなどして検査する	延べ８．８㎞	延べ３．０８㎞
個別検査	全般検査等の結果、詳細な検査が必要とされた構造物に対して、精度の高い健全度の判定を行う	１２か所	３か所
措置	トンネルの沈下・変形、コンクリートのき裂・はく落等の状況に応じて、適切な処置を講ずる	１２か所	３か所

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・必要な施設すべての保守点検を行っているか	線路・施設概要と検査台帳等とを突合したが、問題となる事項は認められなかった。
・基準等に基づき必要な項目の保守点検を行っているか	必要な点検が網羅的に行われていた。
・基準等に基づき維持補修が行われているか	必要な維持補修が行われていた。
・施設の老朽化等の実情に応じた修繕計画になっているか	地下鉄構造物の長寿命化工事に係る実施状況を見たが、問題となる事項は認められなかった。
・修繕対応の緊急性が適切に判断され、その度合いに相応しい手続により修繕されているか	局は、あらかじめ締結した単価請負工事契約に基づき、必要な維持補修を行っていた。
・都民・利用者からの通報を組織的に維持補修につなげる体制をとっているか	処置記録簿の事例から維持補修の経過を確認したが、問題となる事項は認められなかった。

（技術監査課との連携）

技術監査課と連携し、同行を得て実査に当たり、交通局による地下構造物の計画的な安全管理の方針等について聴取するとともに、検査実施状況において技術的視点からの助言を受けた。

＜テーマ＞　地下構造物の安全管理

＜総括＞

平成２８年１１月に、福岡県福岡市博多駅前において、地下掘削工事の影響による、大規模な道路陥没事故が起こったが、水道局においても地下掘削を行う工事が多数あるため、同様の事故リスクも考えられることから、上記テーマを選定した。

対象事業について各着眼点に基づき、監査を行ったところ、地下構造物の安全管理については、監査を実施した限りにおいて、１件漏水事故対応があったものの、着眼点に沿った対応が適切に行われていた。

＜監査対象事業の概要＞

（事業名）

「第二朝霞東村山線（仮称）整備工事」（総事業費約３００億円）などの地下掘削を伴う大規模工事等（シールド及び開削工事）

（内容）　（単位：円）

工　事　内　容	主な工法	工事契約金額
「第二朝霞東村山線（仮称）整備工事」関連６件	シールド	18,797,205,900
「第二朝霞上井草線（仮称）整備工事」関連３件	シールド	10,129,168,800
その他配水管布設替工事など１１件	シールド及び開削	12,782,086,800
計２０件		41,708,461,500

（期待される効果）

監査対象工事（２０件）

それぞれ、管路の新設・更新などであり、管路の耐用年数延長及び耐震化が図られ、災害に強い水道管が布設されることとなる。

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・工事の進捗状況は、計画どおりとなっているか	いずれの工事においても、契約工期の変更はあるものの、ほぼ計画どおりの進捗状況となっている。
・工事施工内容は、仕様どおりとなっているか	工事施工内容については、いずれの工事においても契約図書に基づき施工計画を作成しており、仕様書どおりとなっている。
・工事中における不具合箇所の修繕対策は、適切なものとなっているか	土質調査中に、誤って既設水道管を損傷させ、漏水となった事例が１件あったが、関係機関への速やかな連絡と早急な漏水修繕により、適切に対応されていた。
・事故発生時における応急連絡体制は適切なものとなっているか（警察・消防及び各関係機関との連携体制について）	いずれの工事においても、施工計画書の中で、各関係機関との緊急連絡表を作成しており、関係者へ周知されていた。
・復旧業者の確保は、適切なものとなっているか	いずれの工事においても、下請協力会社を確保しており、応急復旧できる体制を構築していた。
・水道管起因による人身事故後の対応は、適切なものとなっているか	上記漏水事故においても、人身事故は発生していない。また、いずれの工事においても緊急連絡表には、関係機関として、近隣病院を記載しており、適切な対応を図れる体制になっていた。

（技術監査課との連携）

今回監査対象とした工事については、今後、技術面の観点から、必要に応じた監査を実施していく。

＜テーマ＞　下水道管路施設の維持管理

＜総括＞

下水道管路施設の維持管理は、下水の適切な排除に必要であり、また、浸水被害や悪臭の発生、道路陥没といった被害を未然に防ぐためにも重要であることから、重点的に検証した。

対象事業について監査した結果、下水道管路施設の巡視や、他企業工事に当たり施設の保全に必要な立会いが行われていなかった事例などにおいて改善を要する点が認められたものの、直接危険につながるような不適切な業務の取扱いは認められなかった。

＜監査対象事業の概要＞

（事業名）　下水道管路施設の維持管理

（内　容）　管きょや取付管など管路施設につまった異物の除去や破損の修復
巡視、道路管理者などからの通報への対応、他企業工事の立会い　など

（期待される効果）
下水道管きょの適切な供用、臭気の予防等生活空間の保全　など

※　区部において、局が下水道管路施設の破損を把握した場合に、維持管理作業を行う流れは図の①から③のとおりとなっている。

（図）管路施設維持管理作業フロー（区部）

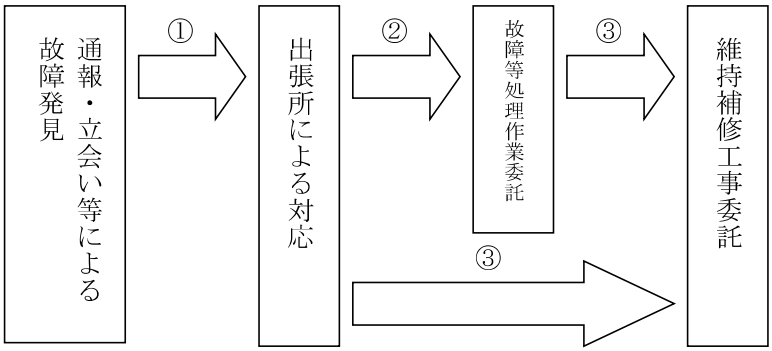

①　道路管理者や住民等が故障等を出張所へ連絡する。または出張所職員による巡視点検や他企業工事の立会いなどにより故障等を発見する。

②　高圧洗浄や簡易な補修作業が必要となる場合など出張所職員の作業では復旧できない場合、管路内清掃工並びに「故障等処理作業」委託による作業を指示する。

③　「故障等処理作業」委託によっても復旧できない場合、または、出張所職員が工事が必要と判断した場合、「維持補修工事」委託による作業を指示する。

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点		監査結果
区部	・改修計画又は点検計画が定められているか	点検計画（巡視計画）は、地域特性や環境等を踏まえて、過去の維持補修箇所、陥没箇所等のデータに基づいて定めることとされているが、より効率的な計画となるよう、具体的な基準の策定について検討が望まれる案件が認められた。 【意見・要望事項（１）】 改修計画は、経営計画に基づいて適切に策定されている。
	・不具合箇所が発見された場合には、状況に応じ適切に対策が取られているか	故障への対応作業が速やかに行われていない事例が認められた。【指摘事項（１）ア】
		他企業工事に当たり、不具合箇所への対応を行うなど施設の保全に必要な立会いが行われていない事例が認められた。 【指摘事項（２）】
	・部が締結して所が執行する委託契約（単価契約）は適切に執行されているか	緊急に作業の指示を行った経緯が確認できない事例が認められた。【指摘事項（１）イ】
流域	・保安作業委託契約による点検結果に基づいて、適時・適切に対応しているか	水位計点検作業など点検について計画的に行い、不具合を発見した場合には適時・適切に対応している。

＜テーマ＞　都立学校の警備体制

＜総括＞

各都立学校は、児童・生徒の生命及び身体の安全確保を図る必要があり、特に特別支援学校においては、防犯・警備体制は重要であることから、各学校が適切に危機管理体制を構築・運用しているか、教育庁が各学校を適切に指導しているかについて、監査を行った。

本庁は、学校危機管理マニュアルを作成し、各学校に配布して、これに準拠した学校危機管理計画・防犯マニュアルを学校の実態に合わせて作成させているなど、適切な指導を行っている。各学校は、学校危機管理計画・防犯マニュアルに基づき、訓練を行うなどして適切に危機管理体制を構築・運用している。

ただし、一部の学校において、防犯カメラのモニタリングや防犯マニュアルの作成に適切でない点があった。

＜監査対象事業の概要＞

本庁は、事件・事故や災害の態様に応じた危機管理体制の見直しを随時行ってきている。

具体的には、総務部が学校危機管理マニュアルを作成し、都立学校及び区市町村教育委員会に配布して、各学校の実態に合わせた具体的な計画を作成させるとともに、計画に基づく訓練を行わせている。

計画の対象は、地震災害、防犯、風水害等の応急対応と教育活動の再開などである。

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・学校に合わせた具体的な防犯マニュアルを作成・活用しているか	都立学校では、次のとおりＰＤＣＡサイクルを確立している。 ①　本庁が作成する学校危機管理マニュアルに準拠して、各都立学校が防犯マニュアルとして具体化【指摘事項（２）】 ②　防犯マニュアルに基づく訓練 ③　訓練結果を反映して防犯マニュアルを改訂
・日常の警備体制は適切か	①　校内に防犯カメラを設置し、モニタリング及び録画を行っている。【指摘事項（１）】 ②　校内要所に刺又（さすまた）を複数用意してあり、操法の訓練も行われている。
・特別支援学校における体制は生徒の実態に合ったものとなっているか	特別支援学校では、次のとおり、障害の態様に合わせた体制を整えている。 ・児童・生徒が行方不明になるため、行方不明の覚知と捜索の体制を整え、実施 ・不審者侵入に対する訓練を管轄する警察署と共同で実施 ・聴覚・知的等障害の態様に合わせ、見える校内放送設備の整備や避難訓練を繰り返し実施
・区市町村教育委員会に対する支援は行っているか	①　学校危機管理マニュアルを区市町村教育委員会に配布 ②　通学路の安全確保のための補助金を支出

＜テーマ＞　高齢ドライバーの交通安全対策への取組

＜総括＞

高齢ドライバーによる重大事故が続く中、高齢ドライバーの交通安全対策が求められていることから、制度改正の周知方法や事業の有効性が適切か監査を実施した。

対象事業について、監査を実施した限りにおいて、別項意見・要望事項を除き、適切に運営されていると認められる。

＜監査対象事業の概要＞

① 高齢者講習（７０歳以上の運転免許更新者に義務付け）
- 事業費９億９，２５９万円(平成２８年度予算額)
- 道路交通法の一部改正（平成２９年３月１２日施行）により講習の合理化・高度化が図られた。（７５歳以上の免許更新者について認知機能検査を実施、結果に応じた講習を実施することとした。）

② シルバードライバーズ安全教室（６５歳以上の高齢ドライバーが対象、任意）

③ 運転免許証の自主返納制度（有効期限の残っている運転免許証を自らの意思で返納）

＜着眼点ごとの監査結果＞

<table>
<tr><th></th><th>着 眼 点</th><th>監 査 結 果</th></tr>
<tr><td rowspan="3">高齢者講習</td><td>・道路交通法改正に伴う高齢者講習の変更について、どのように受講者に周知が図られているか</td><td>改正内容は、高齢の免許更新者への通知はがきにて周知。
警視庁、各市区町村、関係団体のホームページで広報、改正内容周知のチラシを２５万枚作成（平成２９年１月）し、警察署・市区町村・関係団体に配付している。</td></tr>
<tr><td>・講習の高度化のための人員が確保されているか</td><td>４７教習所に約７００名の指導員を配置している。
平成２９年度から府中・鮫洲運転免許試験場にも会場を設定し、予約が取りにくい地区で新たに委託による講習会を開始。</td></tr>
<tr><td>・受講者が予約を取りやすい体制となっているか</td><td>予約状況は警視庁ホームページで情報提供を行っている。
【意見・要望事項（１）】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">シルバードライバーズ安全教室</td><td>・安全教室の内容と申し込み方法の周知は適切に行われているか</td><td>案内と募集は警視庁ホームページで行っており、安全教室の開催日の前日までに電話予約を行う。
低調な受講率を見ると、周知方法の強化等の取組は十分とは言えない状況にある。　【意見・要望事項（２）】</td></tr>
<tr><td>・講習内容は適切か</td><td>毎月第１金曜日に交通安全教育センターで開催している。受講定員は２０名で、日常使用している車を持ち込んで自分の運転を再度チェックするとともに、ベテラン指導員が助言・指導。
ＣＲＴ運転適性検査の結果を当日中に交付し、結果によって指導員が個別に注意喚起を行うなど、講習内容は適切である。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">運転免許証の自主返納制度</td><td>・制度の普及は十分図られているか</td><td>警視庁ホームページで周知するとともに、各警察署でリーフレットを配布するなど、理解と浸透・啓発を図っている。
地域の交通安全教室等の機会をとらえて、周知している。</td></tr>
<tr><td>・自主返納後の移動手段の確保、生活水準の維持など、十分なサポート体制は提供されているか</td><td>免許証返納時に「運転経歴証明書」の交付を受ければ、以後、これを身分証明書としても用いることができる。
制度と各種特典（地域公共交通機関、都の文化施設、民間事業者等による特典）について、ホームページで情報提供。</td></tr>
<tr><td>・各種取組により、自主返納率の変化は見られているか</td><td>６５歳以上の自主返納率は、１０年で１４．５倍に増加している。
<table>
<tr><th>６５歳以上</th><th>平成１８年</th><th>平成２８年</th><th>対平成１８年比</th></tr>
<tr><td>返納者数</td><td>1,784 人</td><td>41,817 人</td><td>23.4 倍</td></tr>
<tr><td>返納率</td><td>0.25%</td><td>3.63%</td><td>14.5 倍</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

選挙管理委員会事務局

＜テーマ＞　「１８歳選挙権」導入に伴う普及啓発

＜総括＞

平成２８年６月に公職選挙法等の一部を改正する法律（以下「法」という。）が施行され、選挙権年齢が２０歳以上から１８歳以上に引き下げられたことを受け、選挙管理委員会事務局では、法が初めて適用される平成２８年７月の参議院議員選挙の執行に合わせ、様々な形で「１８歳選挙権」導入に伴う選挙啓発事業を行った。

対象事業について監査した結果、新有権者を対象とすることを念頭に、普及啓発及び意識調査等を実施し、検証を行っており、監査を実施した限りにおいて、不適切な事例は見受けられなかった。

＜監査対象事業の概要＞

（目　的）１８歳・１９歳の新有権者に対し、投票に関する意識向上を図る。

（事業費）６，６３６万６千円（平成２８年度予算額）

主な契約	概要
１８歳選挙権及び参議院議員選挙に係る啓発事業企画運営委託 （契約金額：4,999 万 4,247 円）	・街頭キャンペーン 実施場所：渋谷・新宿 実施日：５月 21・22 日（参加者数：約 2,000 人） ６月 4・5 日（参加者数：約 3,000 人） ７月 2・3 日（参加者数：約 2,500 人） ・特設ホームページ開設等
動画広告企画制作委託 （契約金額：598 万 3,200 円）	・街頭ビジョン等に使用する動画広告の作成
街頭ビジョンへの周知用動画掲出 （契約金額：361 万 8,000 円）	・実施場所：新宿、六本木、立川 ・実施期間：5 月 31 日～7 月 9 日
新有権者意識調査委託 （契約金額：356 万 2,920 円）	・インターネット調査（投票日前・投票日後に各１回、回答数各 1,000） ・グループインタビュー調査（投票日後１回、回答数 30）

【参考】平成２８年７月執行の参議院議員選挙における１８歳・１９歳の投票率

東京都：５７．８４％（全国１位）（全国平均：４６．７８％）

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・新しい有権者への周知等は計画的に行われているか ・普及啓発の媒体が適切なものとなっているか	参議院議員選挙執行計画の中で、新有権者層に見合った媒体を設定するなどした啓発計画を作成している。 若年層の利用が多いＳＮＳを活用したイベントを開催するなど、世代を誘導しやすい媒体を選定している。
・各取組の検証を経て、より効果的なものとなっているか	選挙の都度実施している世論調査に加え、新有権者層を中心とした意識調査を実施している。これらの結果を基に検証を行い、次回の普及啓発に活かす仕組みとしている。
・普及啓発の契約に際し、規模や内容を検討し適切に実施しているか ・過大積算や不経済支出といった状況が生じていないか	啓発用資材等は、区市町村選挙管理委員会から必要数等を聴取し、契約に反映させているなど、契約関係書類を確認したところ、不適切な状況は認められなかった。

人事委員会事務局

＜テーマ＞　職員の採用に係る普及啓発

＜総括＞

人事委員会事務局は、厳しい採用環境の中でもより有為な人材を確保するために、採用ＰＲ事業を行っている。

そこで、平成２９年定例監査においては、採用に係る普及啓発について、主に経済性・効率性・有効性の観点から重点的に監査を行うものとした。

監査の結果、監査を実施した限りにおいて、毎年事業を見直し、採用ＰＲイベントの開催数や開催場所を増やすなど、適切に普及啓発が行われていると認められる。今後も効果検証を行い、その結果を活かすとともに、状況の変化に合わせた採用ＰＲ事業を行うことが望まれる。

＜監査対象事業の概要＞

（事業）

・採用ＰＲイベント（大学説明会、採用セミナー、技術フォーラム、民間就職イベント等）
・採用ＰＲ冊子等（採用案内２０１７、理系のシゴト、女性リーフレット、専門誌広告等）
・民間就職サイト等（民間就職・転職サイト、東京都採用ホームページ）

（目的）

局は、採用ＰＲイベント等の実施や採用ＰＲ冊子の作成等を通じ、都への就職希望を高め、有為な人材を確保することを目的としている。

上記を踏まえ、採用ＰＲイベント等の参加人数の確保に係る達成状況について監査を実施した。

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・経費の節減を図る余地はないか ・契約に競争性が確保されているか	毎年事業の見直しを行っており、採用ＰＲ冊子部数や専門誌広告掲載数を減らす等、経費の節減を図っている。 契約の競争性は確保されている。
・現在の普及啓発活動は適時適切に行われているか ・対象者のニーズに適合した普及啓発活動を行っているか ・財産（採用ＰＲ冊子等）は有効に活用されているか	普及啓発活動は、就職活動のスケジュールに合わせて適時適切に行われている（平成３０年卒者向け試験は５月開始）。 採用ＰＲイベントの開催数や開催場所を増やす等、ニーズに適合した普及啓発を行っている。また、プレゼンテーション及び資料にも注力し、採用ＰＲイベントの質の向上を図っている。 採用ＰＲ冊子等は、無駄がないよう作成を行っており、有効に活用されている。
・目的（目標）の達成状況はどうか ・効果の検証をし、それを活かしているか	都への就職希望者数を増やすことへの直接の効果は測りづらいものの、採用ＰＲイベント等の参加人数の確保については、増減はあるが、概ね達成している。 採用ＰＲイベントの参加人数や、就職サイトの閲覧数等で現状を把握し、検証を行うことで今後の普及啓発に活かしている。また、参加した採用ＰＲイベント等を知るため、採用試験時にアンケートを実施している。